

午前10時開議

○伊佐治副議長 ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

○伊佐治副議長 第1日に引き続き質問を行います。

まず、26番あまの雄太議員。

[26番あまの雄太議員登壇] (拍手)

○26番(あまの雄太議員) おはようございます。大田区議会公明党のあまの雄太です。

大田区の保育環境について伺います。

本区においては、令和3年4月から待機児童ゼロを継続していることを評価した上で、生活の質の向上との視点に立ったときに、変化が求められている点があることも、子育ての現場のお声から感じます。本区のこども・子育てに関する個別計画である大田区こども未来計画では、「育児休業制度の定着により、入所希望時期の柔軟化が進んだことなどから、保育需要の見極めが難しくなっています」と記され、「引き続き申請状況に注視しながら、需要に対応できる保育サービス定員の維持を図ります」とされております。

そのような点から、まずは、昨年9月から東京都で第1子保育料無償化が始まったことにより、大田区では申請者数の変化はどの程度あったのか、また、現在計画目標とされている定員への影響について、見解を伺います。

保育園の入園倍率については、地域差が目立っているとも感じます。入園倍率の高いエリア、申請者が増加傾向にあるエリアは、定員があっても待機児童が発生するリスクがあると考えます。申請状況を注視し、今後も安定した保育サービスを提供していくよう要望いたします。

次に、兄弟姉妹で別々の保育園に通われている保護者の負担と求職中である保護者の保育園選びの困難さを顕著に感じています。本区では、きょうだい入園もしくは同時申込み中の家庭への加算はありますが、それでもきょうだいが別々の園になり大変だという声は少なくありません。これについて、理想としては同園になることで、負担への対策として、別園であっても負担を最小限にすることも設計しなくてはならないと考えます。

別園であることで発生する負担の一つが、送迎です。そこで、きょうだのお迎え移動時間に配慮した制度設計を提案します。現在は、保育園開園時間のうち退勤時間に移動を加味した時間がお迎えの時間となっています。例えば退勤時間が17時45分、保育園までの移動時間が30分の場合、18時15分がお迎えの時間となります。開園時間が18時15分までの園ではぎりぎり間に合うということになります。しかし、これが同じ開園時間の別園に2人目を預けている保護者はどうでしょうか。1園目から2園目の移動が必要となるため、18時15分までに両方の園へお迎えに行くことは現実的に困難です。その結果、保護者は常に延長保育を利用せざるを得ず、経済的負担が発生します。また、時短勤務によって対応することも考えられますが、その場合は所得の減少に加え、日々の送迎時間に追われる精神的負担も生じます。

そこで、勤務先から保育園までの移動時間に加え、きょうだいが別園の場合には、保育園間の移動時間も考慮した制度設計を提案します。それなら開園時間が長い園を選べばよいとの意見もあるかもしれません。しかし、私の調べたところでは、18時15分までの開園している園は114園である一方、18時30分まで開園している園は64園と約半数にとどまります。そもそも希望する園に入園できるとは限らず、生活圏内に条件に合う園があるとも限りません。このような観点から、きょうだのお迎え移動時間に配慮することが保護者の負担軽減の一助になるものと考えます。

求職中の方が、仕事と保育園の二つを決めることも簡単ではありません。現行の利用調整基準では、求職中の方は1点です。夫婦一方がフルタイム勤務の11点であっても、合計12点にしかありません。私が、令和7年4月の1次調整の結果を分析したところ、最低指数が12以下であった園はゼロ歳で5園、1歳で4園しかありません。これでは求職をしながら園を決めることもできず、内定を得ることも簡単ではないと思います。このような課題においては、今年度から始まっているおててひろばについて、こども誰でも通園制度におけるこどもの育ちに焦点を当てた国の目的を尊重しつつ、求職中などの保護者ニーズに応えていく区独自の運用上の工夫などが考

えられると思います。今年度の利用実態に注視し、今後のサービスのありようについて検討していくことを要望し、こどもの育ちを応援する制度を活用しながら、求職中の方も安心して子育てができ、利用しやすい環境を求めます。

きょうだい同園になるための制度設計や配慮、別園の際の負担軽減、また求職中の保護者が希望園になるハードルの高さなど、子育て家庭の抱えている状況について、本区はどのように認識し、改善に取り組んでいく考えがあるのか伺います。

こども未来計画に掲載されている区の調査では、母親の就労形態はフルタイムが約6割を占めています。この場合、指数基準では両親とも11点の22点となる世帯が多く、それ以下の指数で希望園に入園するハードルは非常に高い状況です。また、1年より先に就労したいと回答した母親は35.4%に上り、育児休業制度の活用が広がる中で、1歳児クラスの入園競争は一層激しくなっています。現在の本区が安心して保育園に預けられる体制の提供と保護者の生活の質の確保に寄り添っているのか、検討も必要ではないでしょうか。保育定員が確保できており、待機児童ゼロであることは選ばなければ入園できるということであると思いますが、生活や仕事などを考慮しながら保護者は保育園を選んでいかなければなりません。大田区行政には、より一層子育て家庭のニーズ、実態に目を向けていただくことを強く求めます。

次に、子育て世代からも関心の高いアフォーダブル住宅について伺います。

東京都では、若者・子育て世帯が手頃な価格の住宅に住めるよう、官民ファンドを活用したアフォーダブル住宅普及に取り組んでおります。実際に江戸川区、目黒区などではアフォーダブル住宅の募集が開始されております。現在、都では、イノベーションを活用したアフォーダブル住宅の供給促進に向けて、費用の一部を補助するリノベーションによるアフォーダブル住宅供給チャレンジ事業の応募を受け付けているなど、具体的に取組が始まっております。

大田区では、都のアフォーダブル住宅普及に向けた動きをどのように捉え、区内での普及についてはどのように考えているのでしょうか。先ほど紹介した事業のような動きを区内事業者を紹介し、働きかけていくことも、区内でのアフォーダブル住宅普及につながるものと考えます。見解を伺います。

次に、災害時の避難生活支援について伺います。

大田区議会公明党は、首都直下型地震などに備えて、国際的な人道支援の最低基準であるスフィア基準に即した避難所の実現や在宅避難者への支援などを提案、要望し続けております。令和8年第1回定例会代表質問では、大橋たけし議員が、トイレカーの導入や備蓄物資の拡充、その保管場所や在庫管理、輸送体制の必要性とその構築について取り上げました。昨日も茨城県南部を震源とするマグニチュード5.5の地震が発生し、群馬県と埼玉県で震度5弱の揺れを観測しました。区議会公明党が求めてきたことは、大規模災害に備えて早急に具体的にに取り組むべき、まさに待ったなしの課題です。本区では、大田区防災会議において、避難所環境や地域防災計画などについて関係者との協議を行っていることを認識しております。

そこで、令和7年度大田区防災会議を行うことで得られた成果と、避難所環境の改善と、在宅避難者支援などの課題の整理状況についてお示しください。また、令和8年度は部会を設けてより深い議論を行うと聞いておりますが、この部会が目指すもの、内容について伺います。そして、この部会で話し合われた内容は参加者だけにとどまらず、防災や災害支援に取り組まれているボランティアや団体にも共有されるよう要望いたします。

東京都は、令和7年3月に東京都避難所運営指針を策定、公表し、避難所運営について取り組むべき具体的な方策を提示しました。現在、区市町村と連携して避難所改革を進めています。一方で、避難所避難、在宅避難、被災地外避難といったように、避難者がいかなる場所で避難生活を送る場合であっても必要な支援を適切に受けられるよう、都と区市町村が連携して支援体制等を整備することが求められています。

そこで、都は、東京都避難者生活支援指針を令和8年3月に策定し、避難者の生活支援全体について基本事項を整理しました。この指針策定を通じて、東京都が目指している一人ひとりの生命と暮らし、尊厳を守ることを何よりも大切にするという姿勢は、これまで区議会公明党が区民の皆様の生命と財産を守るため提案してきた視点と重なり、都と区が連携した避難生活支援の実現に期待します。

そこで、本区は、この新しい東京都の指針をどのように捉えているのか伺います。また、多様な避難生活の一つとして挙げられている被災地外避難について、本区では現在、具体的に提示されていないと感じております。今後の被災地外避難支援について、本区の見解を伺います。

被災地外避難は、親戚や友人、知人等、縁のあるところが避難先となるもので、平時より個人レベルで避難先となる場所を確認、準備しておくことが大切です。しかしながら、身近にそのような縁がない方もおります。鳥取県智頭町では、既定の費用を支払った方を災害時に受け入れる独自企画、疎開保険を全国に先駆けて15年前から実施しています。本年、品川区は長野県飯田市と連携し、大規模災害発災後に区民が疎開できるよう結い保険という制度を立ち上げました。被災時に疎開を希望する区民に対し、宿泊場所と食事を1週間分提供する制度です。加入は1年間で、人数に応じた保険料を支払います。1年間災害による被害がなく疎開しない場合には飯田市の特産品が送られるほか、人数限定で飯田市への1泊2日の体験ツアーに招待されるといった特典もあります。智頭町、飯田市においても、関係人口創出という観点からもメリットのある取組です。

本区におきましても、秋田県美郷町や宮城県東松島市、長野県東御市などの友好都市とは、災害協定を締結していますので、被災地外避難に向けて積極的な推進を提案いたします。これがさらなる友好都市との交流のきっかけや、区民にとって身近な自治体間連携となることにも期待いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○伊佐治副議長 理事者の答弁を求めます。

○千葉危機管理室長 私からは、防災に関する2点の質問にお答えいたします。

初めに、防災会議に関するご質問ですが、令和7年度は、区の防災に関する重要事項を審議する大田区防災会議を2回開催いたしました。会議では、避難の形態が多様化する中で、避難者がどのような場所で生活をしていても必要な支援を適切に受けられるよう、公助の在り方を再整理し、体制を見直す取組である避難所環境の改善、在宅避難支援体制の構築を重要議事として審議いたしました。その成果として、ストレスの少ない避難生活の環境を整え、生活復帰を一日も早く支援するため、対象を自宅等が全壊し、居住の継続が困難な被災者とし、現時点で約3万2000人を受入れ、スフィア基準を参考に避難所環境を提供する方針についてご承認いただきました。

一方、課題として、スフィア基準を踏まえた環境に必要な物品の保管スペースの確保や、在宅避難への誘導、平素の普及促進、自宅等で安心して生活を継続できる支援体制などが挙げられます。特に在宅避難者の避難生活の把握など、なお検討すべき事項があると認識しております。

これらを踏まえ、今年度は試行的に部会を設置し、専門の見地から建物の安全性に係る緊急的な判断や備蓄の推進による在宅避難の誘導施策、支援拠点の配置や支援内容、運営体制などについて検討してまいります。目指すところは、区民の皆様のご意見をしっかりと踏まえ、自助、共助、公助それぞれの力を活かした課題への対応策をまとめることで、実現可能な在宅避難の体制を構築することです。

次に、東京都避難者生活支援指針に関するご質問ですが、区は、策定段階から都と密接に連携し、指針策定の目的を共有してまいりました。特に本指針では、避難生活を避難所避難、在宅避難、被災地外避難の三つに分類し、避難の形態が多様化する中で、避難者がどのような場所で生活しても必要な支援を受けられるよう、公助の在り方を整理し、都と区が連携して支援体制を整備することとしており、災害時の避難対策を構築する上で重要な指針であると認識しております。区においても、令和4年公表の首都直下地震等による東京の被害想定を踏まえ、避難所での受入れが困難となり得ることを認識し、避難の多様化に向け検討を進めてまいりました。あわせて、ストレスのない避難生活環境を提供しながら、一日も早い生活復帰を支援するため、スフィア基準を参考にしながら、区の特性を踏まえ、都と連携して避難所環境の改善を行う考え方も本指針と合致しております。

今後の被災地外避難の支援の取組に当たっては、想定される避難者数を踏まえた体制構築が重要です。新たな自治体間協定の締結も視野に入れながら、既に協定を結んでいる自治体とは、平素から相互訪問による情報交換を行い、受入れ施設や受入れ可能人数などの具体的な調整を図ってまいります。あわせて、国や都が提供する応急仮設住宅等も含め、被災地外避難を希望する区民への避難先情報などについても整理し、提供に向け準備してまいります。私からは以上です。

○森岡こども未来部長 私からは、保育園に関する二つのご質問にお答えいたします。

初めに、第1子の保育料無償化の影響に関するご質問でございます。

まず、申請者数の変化ですが、全体の申請者数は前年度に比べて293件増の4643件となっております。また、年齢別の増減では、ゼロ歳児で約190件の増、1歳児で約300件の増と、ゼロ・1歳児の申込みが特に増加した一方、2歳から5歳児は減少している状況です。こうした変化が生じた要因につきましては、令和7年9月からの第1子の保育料無償化による影響のほか、物価高などを背景とした共働き世帯の増加などがあるものと捉えております。また、ご質問のこども未来計画で定める施設種別ごとの定員への影響ですが、区全体としては、必要量を確保していることから、現時点において影響するものではありませんが、今後は申請者数の増加による影響について分析し、必要に応じて目標の修正等を検討してまいります。

次に、きょうだいがいる家庭や求職中の保護者の負担軽減に関するご質問です。

保育園の入園選考に当たりましては、保護者の就労状況や疾病、障がいの状況、あるいは多子世帯や求職中といった様々な家庭の状況を十分に考慮することが重要です。国の通知では、きょうだいで同一の保育所の利用を希望する場合には優先利用の対象とするよう示されており、区は、利用調整の指数を加算するほか、指数が同点となった場合は優先の度合いを高めるなど、優先的に利用できる仕組みを設けているところでございます。

また、求職中の保護者の入園申込みにつきましては、求職活動の就労内定状況により段階的に利用調整指数を付すなど求職中の保護者に対応しているところでございます。しかしながら、保育園の利用調整において、定員の空き状況などによっては、きょうだいが別々の園になる場合や、保護者が求職中で指数が低く希望園に入れないうなど、ご負担がかかっているご家庭が一定程度存在していることは承知しております。都内において就業者数の増加が見込まれる中、社会状況の変化に応じて運用を見直していくことは必要であると考えております。これまでも、園舎改築で通園、通勤等に著しく影響が生じる場合や、申込み児が多胎児である場合などに利用調整指数の見直しを行ってまいりましたが、今後も国の通知や社会状況の変化等を踏まえながら見直しを進めてまいります。私からは以上でございます。

○杉山まちづくり推進部長 私からは、アフォーダブル住宅についてのご質問にお答えをさせていただきます。

民間活力や既存ストックの活用により、子育て世帯にとって住みやすい環境を整備することは大変重要なことと考えております。都は、アフォーダブル住宅を推進するため、金融スキームを活用した住宅供給やオフィスビル、店舗付住宅のリノベーションに対する助成事業を進めてございます。先月末の東京都の報道発表によりますと、5月から国内初となる官民連携ファンドによるアフォーダブル住宅の入居者募集を開始したほか、6月からは東京都住宅供給公社を活用したアフォーダブル住宅の入居者募集、さらに、リノベーションによるアフォーダブル住宅供給チャレンジ事業を行うなど、区としてもその動向を大変注視しているところでございます。

区では、既存事業の検証をはじめ、国や東京都との連携や制度の活用のほか、他自治体での取組を参考にしながら、新たな住宅施策の検討を進めているところでございます。加えまして、空き家対策や居住支援事業におきまして、協力関係にあります不動産関連団体に対し、複数回にわたりヒアリングを行い、アフォーダブル住宅を含めた子育て世帯の住宅状況について、意見交換や情報共有を積極的に今行っているところでございます。

引き続き、東京都や関連部局、さらには関係団体等々のお力をお借りしながら連携を密にし、区の現状を踏まえた新たな施策を展開し、子育てNo.1都市の実現を目指してまいります。私からは以上であります。

○伊佐治副議長 次に、25番鈴木ゆみ議員。

〔25番鈴木ゆみ議員登壇〕（拍手）

○25番（鈴木ゆみ議員） 大田区議会公明党の鈴木ゆみです。質問通告に従い、福祉、環境、教育3点について伺います。

初めに、生活保護受給者の住宅契約時の代理納付について伺います。

本区では、区議会公明党が要望してきた住宅扶助費、いわゆる家賃の代理納付について制度整備を進め、滞納防止や居住の安定確保に取り組んできたことは評価するところです。一方、区内の不動産事業者からは、契約時の初期費用について課題が寄せられています。生活保護受給者が入居する際には敷金、礼金が、2年ごとの更新

時には更新料などの一時金が住宅扶助費として支給されますが、これらは本人へ現金支給のため、本来契約に充てられるべき費用が支払われず、契約金や更新料が流用されてしまうケースがあると伺っています。その結果、貸主や不動産事業者との信頼関係が損なわれ、生活保護受給者の入居そのものが敬遠される要因にもなりかねません。

そこで国に確認したところ、厚生労働省は、住宅扶助費として支給される敷金、礼金、更新料等も代理納付の対象であることを明確に示しております。生活保護問答集においても、「住宅扶助費として被保護者に支払う保護金品については、全て代理納付の対象となるものであり、敷金及び礼金等についても代理納付の対象となる」とされています。しかしながら、本区では、これまで初期費用について代理納付を基本としておりません。その背景には、代理納付の場合、請求書払いの締切りによっては2週間程度を要するため、物件が見つかっても支払いが入居後になってしまう。また、自立支援や本人の意向への配慮など、様々な理由があったとのことでした。

そこで伺います。まとまった現金の受取りで住宅扶助費が流用されてしまうケースについて、区の見解を伺います。

次に、本区がこれまで敷金、礼金、更新料等の初期費用について、代理納付を基本としてこなかった理由をどのように整理しているのか、お聞かせください。

区では、ケースワーカーによる助言や同行支援も行われておりますが、本人からの相談や申出が前提であり、未払いや流用を未然に防ぐ対策としては限界があると考えます。また、ケースワーカーが銀行振込や不動産屋へ同行しているとも伺っておりますが、これこそケースワーカーの大きな負担ではないでしょうか。区は、契約時の初期費用に係る未払いや流用防止に向けた現在の取組をどのように評価しているのか伺います。

住宅確保要配慮者の住まい探しを厳しさを増す中、生活保護受給者の入居を支える不動産事業者や貸主との信頼関係を維持することは極めて重要です。国が、住宅扶助費として支給される敷金、礼金、更新料等の初期費用についても代理納付の対象であることを明確に示していることを踏まえ、本区でも代理納付を基本として積極的に活用すべきと考えますが、区の見解を伺います。

次に、いつとき多量ごみの収集体制について伺います。

近年、高齢化や単身世帯の増加に伴い、遺品整理や生前整理、施設入所、転居、空き家の整理などにより、一度に大量のごみを処分するケースが増えています。その一方で、遺品整理や不用品回収をめぐるトラブルも社会問題となっています。本来、家庭から出るごみは一般廃棄物に分類され、法律に基づき自治体や自治体から許可を受けた事業者しか収集・運搬することができません。しかし、区民の皆様の中には、その仕組みを知らないまま、不用品回収や便利屋などに依頼してしまう場合があります。回収業者の中には、一般廃棄物の収集・運搬許可を持たない事業者も存在し、本来であれば収集・運搬できない家庭ごみを回収しているケースもあると指摘されています。

こうした事業者による回収は法令違反となるだけでなく、回収後の不法投棄や不適正処理、高額請求などのトラブルにつながるおそれがあります。実際に、何でも無料で回収しますと宣伝している業者に依頼したところ、後から高額な料金を請求されたり、回収したごみが不法投棄されたりする事例が全国的に問題となっています。区民が知らないうちに違法な処理に巻き込まれないよう、行政による安心して利用できる仕組みを整えるとともに、適正な処理方法を分かりやすく周知することが重要と考えます。

本区では、清掃事務所を通して軽トラックによる収集を依頼できます。しかし、現状では、1度の収集で運び切れない場合、1回目の収集が終了した後でなければ次回の予約を申し込むことができません。そのため、ごみの量や申込み状況によっては、収集完了までに数か月を要することがあります。特に空き家の解体期限が迫っている場合や、相続に伴う家財整理を行う場合には深刻な問題です。遠方に住む相続人の方は、収集のたびに現地へ足を運ばなければならず、何度も仕事を休んで対応するなど大きな時間的・経済的負担を抱えることとなります。

23区内を見ると、多くの自治体では複数回の収集をあらかじめ予約することが可能です。また、足立区では、ごみの量を把握した上で、原則として1回で収集する仕組みを導入しております。このような取組は、区民負担

の軽減と適正処理の推進を両立し、不法投棄の防止や生活環境の保全にもつながるものと考えます。今後、高齢化の進展に伴い、いつとき多量ごみの需要はさらに増加することが見込まれます。

そこで伺います。本区においても、いつとき多量ごみについて複数回の収集予約をあらかじめ可能とすることや、可能な限り1回で収集できる仕組みを検討すべきと考えます。また、空き家の解体や相続手続きなど、期限のある案件については、区民の事情に配慮し、柔軟に対応できる仕組みについても検討すべきと考えますが、区の見解を伺います。

次に、支援が必要な子どもを早期に発見し、支援につなげる取組について伺います。

近年、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、貧困、虐待、孤立、いじめ、不登校、ヤングケアラーなど、多様な課題が複雑化、深刻化しています。中でも特に深刻なのが子どもの自殺です。2022年度の我が国の10代及び20代の死因の第1位は自殺であり、自殺による死亡率はG7の中で最も高い状況ですが、さらに、厚生労働省が公表した令和6年中における自殺の状況では、小中学生の自殺者が過去最高となりました。この現実を、私たちは重く受け止めなければなりません。

国や自治体の支援制度は充実しつつありますが、本当に支援が必要な子どもほど、自ら助けを求めることが難しく、周囲からも見えにくいまま、孤立していると感じます。支援の実態としては、児童相談所や警察等が対応する深刻なケースは全体の約2%、自治体の支援機関が関与する層が約10%と言われています。しかし、近年、困難を抱えながらも支援につながっていない、いわゆる見えにくい30%の存在が指摘されています。この見えにくい30%への支援こそ、今、行政に強く求められています。問題が重大事案になってから動くのではなく、予兆の段階で子どもたちの小さなSOSに気づき、支援につなげる。この未然防止の取組が極めて重要です。

学校現場では、日々、教職員の皆様が子どもたちと真摯に向き合い、僅かな変化にも気を配りながら支援に取り組まれていることに敬意を表します。しかし、子どものSOSは、必ずしも分かりやすい形で現れるとは限りません。また、現場では、教職員の経験や気づきに支えられている一方で、教職員の受け止め方や判断に差が生じることも否定できません。

こうした中、文部科学省が推進するCOCOLOプランでは、不登校や子どものSOSの早期把握に向け、スクリーニングの活用が示されています。また、1人1台端末を活用した心の健康観察など、子ども自身の小さな変化をいち早くキャッチする取組が全国で広がっています。例えば欠席や遅刻の増加、保健室利用の頻度、学習面や友人関係の変化、アンケート結果など、一つ一つは小さなサインでも、総合的に捉えることで支援の必要性が見えてくることがあります。

こうした情報を共有、活用することで、特定の教職員の気づきだけに頼るのではなく、学校全体で共通の情報を基に支援を考えるチーム学校の体制づくりにつながります。これは、教職員の負担軽減にも資するもので、支援が必要な子どもを組織として見逃さない仕組みであると考えます。大切なのは、こうした取組を単なるデータ収集で終わらせず、子どもの小さなSOSを早期に把握し、問題が深刻化する前につなげる予防型支援として機能させることです。さらに、こども家庭庁においても、福祉、保健、教育のデータを連携し、潜在的に支援が必要な子どもや家庭を把握し、プッシュ型・アウトリーチ型支援につなげるこどもデータ連携実証事業が進められています。

そこで伺います。スクリーニングや心の健康観察を活用した予防型支援について、区の見解を伺います。また、こうした取組について、まずはモデル校での実証的な取組を含め、研究・検討を進めるべきと考えますが、区の見解を伺います。

次に、支援につなげる仕組みについて伺います。

子どものSOSの早期把握と同時に、具体的な支援につなげる仕組みが極めて重要です。学校現場では、ケース会議などで支援方針を検討している一方で、地域にどのような支援団体や居場所があるのかあまりよく知らないという声もあると伺っています。地域には、こども食堂や学習支援、居場所づくり、地域ボランティアなど、こどもたちを支える様々な活動があります。しかし、その情報やつながりが、教員やスクールソーシャルワーカー、民生児童委員と十分共有されていない現状もあるのではないのでしょうか。また、こども食堂などで日頃から

子どもたちと関わっている団体が、こどもの小さな変化や困り事に気づいても、学校に伝えるすべがないケースもあると考えられます。学校から地域へつなぐだけでなく、地域で見えているこどものSOSを、学校や福祉へとつなげていく双方向の連携が大変重要です。そのためには、問題が起きる前から学校、地域、福祉が顔の見える関係を築き、相談や情報共有しやすい環境をつくることが求められます。

そこで伺います。コミュニティスクールの仕組みを活用し、こども食堂や学習支援、居場所づくり、地域ボランティアの方々にも参画いただきながら、学校、地域、福祉が連携し、こどもを地域全体で支える体制づくりを強化すべきと考えます。学校、地域、福祉が連携し、切れ目なく支援につなげる仕組みづくりについて、区の見解を伺います。

誰も取り残さない地域社会の実現に向け、一人ひとりに寄り添う区政を期待し、私の質問を終わります。(拍手)

○伊佐治副議長 理事者の答弁を求めます。

○政木福祉支援担当部長 私からは、生活保護受給者の住宅扶助費に関する質問にお答えをさせていただきます。

生活保護制度において、受給者の生活の基盤となる安定した住まいを確保することは大変重要でございます。敷金等の住宅扶助費は、住まいを確保できていない受給者や転居が必要となった受給者が、次の住まいの契約を行う際、初期費用として申請に基づいて支給されるものでございます。支給される住宅扶助費は、自立助長を目的とする生活保護制度に基づき金銭給付による支給を原則としておりますが、他の資金への流用はあってはならないことであり、このため支給対象となる受給者へは、住宅扶助費の目的や重要性を説明し、流用などが起きないよう理解を深める取組を実施しております。また、住宅関係の手続きに不安があるなど支援が必要な方に対しては、地区担当員が受給者に同行して住宅管理者に資料費用を支払うなど、受給者一人ひとりの状況を踏まえた支援を実施しております。

現在、敷金など一時的に支給される住宅扶助費につきましては一過性のものであり、家賃のような毎月经常的に要する費用とは異なり、支払いを早急に求められるということから、受給者の申請を受けてから支払いの手続きに時間を要する代理納付の対象とはしてございません。

一方で、初期費用の未払いを心配されている住宅管理者がいることも事実でございます。今後、区におきましては、住宅管理者からの依頼や、支払いが困難な受給者に対しては、本人の意思を確認した上、直接住宅管理者への資金などの支払いを行い、住宅管理者が安心して生活保護受給者との賃貸借契約が結べるよう取り組んでまいります。生活保護における住宅扶助は、家主さんや貸主さん、それから住宅管理者等などご理解なしには成り立たないものでございます。区は、今後も住宅管理者等と連携を図っていくとともに、支給対象となる生活保護受給者へ住宅扶助費の目的や重要性を十分に理解をしていただき、生活保護受給者の安定した住まいと生活が確保できるよう支援をしてまいります。私からは以上でございます。

○遠藤資源環境部長 私からは、多量ごみに関するご質問にお答えいたします。

多量ごみは、現在、臨時ごみとして各清掃事務所で取り扱っており、令和7年度は年間で延べ499件に対応いたしました。区では、通常のごみの収集運搬作業を日々安定的に行うことを前提とした上で、臨時ごみ収集につきましても、限られた人員と車両を効率的に運用するとともに、利用者の方に広く公平にサービスをご提供できるよう留意しながら行っております。臨時ごみは、原則として1回のお申込みにつき軽トラック1台分までの収集としており、当該収集が終了した後に次回分の申込みをお受けすることとしております。実際の運用の中では、個々のご事情をお伺いした上で、その時々的人员や車両の状況を踏まえながら、極力寄り添った対応に努めているところでございますが、複数回の予約をご希望の方からは見通しが立てづらいとお声をいただくこともございます。

こうした状況を踏まえ、例えば複数回の収集が必要となる方につきましては、1回目のお申込みの際に、2回目以降の収集可能日を提示するとともに、2回目以降の予約についても柔軟な対応を行うなど、一層の利便性向上に向け、具体的な制度改善を検討してまいります。加えて、申込みされる方のご都合でごみ処理の期限が設定

されている場合につきましても、他の方との公平性を確保した上で、引き続き、可能な限りご要望に沿えるよう対応に努めてまいります。

ご家庭から出る不用品について、区の収集サービスを利用せず、不用品回収業者を利用することについての相談を区にいただくこともございます。このような事業者への引渡しはトラブルや不法投棄の原因となる可能性も懸念されるため、区といたしましては、ホームページなどで注意喚起を行っているところでございますが、今後、臨時ごみ制度の利用を含め、適切な処分方法に関する周知を強化してまいります。私からは以上です。

○山田教育総務部長 私からは、教育に関する二つのご質問にお答えをします。

まず、見えにくい小さなSOSを見逃さないための予防型支援についてのご質問でございます。

こどもの仕草や態度、言動などから、教員がSOSのサインを敏感に捉え、問題が深刻化する前に適切な支援につなげていく仕組みづくりは大変重要でございます。そのために、教育相談研修やSOSの出し方に関する教育の研修、自殺を防止するゲートキーパー研修などを通して対応力を磨いております。現在、各学校においては、こうした従来の手法に加え、ICTも活用して学級の満足度やいじめ、メンタルヘルスに関するアンケートを実施し、教員が記載された心配事やSOSのサインをきめ細やかに読み取っております。そして、支援が必要と思われることに対して、担任やスクールカウンセラーによる面接などを行い、抱えている問題の早期発見、早期対応に取り組んでございます。

また、日常生活の中で、自傷行為や自殺をほのめかす発言があった場合には、学校において必ずケース会議を開き、教育委員会をはじめ、こども家庭支援センターや児童相談所、警察、医療機関、保健所などと連携を図りながら、幅広い支援につなげております。さらに、今年度からは、発達障がいなどのあるこどもの状態を分析し、支援計画を作成できるICT教育ソフトを全校に導入することで、ICTを活用しながら、より専門的な知見を活かしたアセスメントによる支援の充実を図ってまいります。引き続き、予防型支援のさらなる充実に向け、国が示している福祉、保健、教育などの情報、データ連携の動向を注視しつつ、様々な角度から創意工夫していくことでしっかりと取り組んでまいります。

次に、コミュニティスクールの仕組みを活用した教育、福祉、地域の連携に関するご質問にお答えをします。

コミュニティスクールは、学校運営協議会を設置し、学校と地域、保護者が双方向で情報共有を行い、学校を中心とした多くの関係者の方々にご協力をいただきながら、こどもたちのよりよい環境づくりに取り組む仕組みでございます。学校運営協議会では、多くの学校で民生児童委員や青少年対策委員といった社会福祉の増進や青少年の健全育成などにご尽力されている方に委員を担っていただいております。また、中には、こども食堂の運営に携わっている方が委員となっている学校もございます。こどもたちのSOSを早期に把握するためには、学校と地域が双方向で、児童・生徒の様子や状況を緊密に情報共有することが大変重要であり、多くの地域の代表の方や保護者の方が関与するコミュニティスクールは、まさに学校と地域をつなぐ場として最適な仕組みと考えております。

また、コミュニティスクールによっては、より多くの地域の方に学校運営協議会に参加いただけるよう、既定の委員以外の地域、保護者の方も協議会に参加していただき、話し合いや情報共有を行う機会を設けているところもございます。教育委員会としても、事例発表会、研修会などを通じてこうした有効な事例をたくさん関係者の方に知っていただくなど情報発信に努め、多くの学校において、様々な地域の方々にコミュニティスクールに関与いただくことで、よりこどもを地域全体で支える体制づくりの強化につなげることができればと考えてございます。

コミュニティスクールの仕組みを通じて、多くの大人がこどもたちのよりよい環境づくりに取り組むことで、SOSを発しているこどもの早期発見及びその後の切れ目のない支援につながるよう、教育委員会としても、こどもを地域全体で支える体制づくりにより一層取り組んでまいります。行政組織の垣根を越えて、組織全体でこどもをしっかりと守っていく体制づくりに引き続き取り組んでまいります。私からは以上でございます。

○伊佐治副議長 次に、46番奈須利江議員。

〔46番奈須利江議員登壇〕（拍手）

○46番(奈須利江議員) フェアな民主主義、奈須利江です。

23区は、2000年の清掃事業の区移管以降、収集運搬は各区、処理焼却は23区が共同でゴミを処理焼却するために設置した東京23区清掃一部事務組合、通称一組、埋立処分は東京都が担ってきました。区長会は、この一組の一般廃棄物処理基本計画(第6次)の検討に当たり、23区の将来のゴミ量推計や、さらなるゴミ減量施策や清掃工場の焼却能力等について議論を進め、清掃事業の課題検討経緯等のまとめの公表についてを令和8年3月19日に公表しました。

清掃課題のまとめには三つのゴミ減量施策、資源化可能な事業系古紙の工場搬入規制、廃棄物処理手数料の増額、そして、今日取り上げる家庭ゴミ有料化が挙げられています。

ところが、区長会は、これら三つとも、いずれも課題があるものの相応の効果が期待できるとして、実施に向けた検討を進めると書いています。地方自治法の最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないという趣旨からすると、相応ですから、区長会もすばらしく効果がある施策とは思っていないのだという印象です。しかも、施策により解決に向けた困難度合いに差異があると言っていて、大企業が清掃工場に持ち込む古紙の搬入規制と小規模事業者から徴収する手数料の増額は、早期の実施に向けロードマップを策定して具体的な検討を進めると言っているのに対し、家庭ゴミの有料化は、比較的課題が多いので実現に向けた検討を進める方針とトーンダウンした表現になっています。

私も、課題が多く区民生活への影響も大きいと考えている家庭ゴミの有料化ですが、区長会も実現するには課題が多いと言っているのです。鈴木区長も家庭ゴミの有料化は反対の立場だという大田区幹部の声を耳にしました。私も区長に期待したい気持ちですが、昨日の、有料化にはプライバシーに問題がありコストがかさむ戸別収集が前提といった答弁を聞くと、有料化の問題意識が私とは違うかもしれません。区長会の清掃工場整備計画に関する検証委員会の議事録から、家庭ゴミ有料化の開始年度は令和19年度と分かりますから、区長も区長会ももう決めているかもしれません。ゴミにまで税金をかけ二重取りするなど、政治生命に関わることも、11年も先なら辞めている区長も議員も多いでしょうし、有権者の意識も変わっているということでしょうか。今後の議論のためにも、家庭ゴミの有料化のどこが課題で、区民生活などへどう影響するのか明らかにしたいと思います。

そもそも私が家庭ゴミの有料化が問題だと考えているのは、家庭ゴミの処理は自治体の自治事務で、大田区がやらなければならない仕事で、区民は、住民税や固定資産税や消費税などの地方税で払っていて、新たに取れば二重取りで増税になるからです。これは介護保険や子ども子育て支援金制度や、住民税基礎控除据置きと同じで、区民の負担を増やし、行政が自由に使える財源を確保する構図です。ゴミを減らすために有料化という声もありますが、区長会のまとめにあるように、ゴミが減る効果は不確実で、有料化でゴミが減るかは分かりません。

そこで伺います。大田区が家庭ゴミを有料化すれば地方自治法違反で税金との二重取り、増税ではありませんか。家庭ゴミを有料化して料金を徴収する目的は何ですか。

地方自治法第227条に、「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」と定めています。この条文から、私は、ゴミを出さずに生活できる人はいませんから手数料を徴収することはできず、地方自治法違反ではないかと考えています。今回の有料化で戸別収集とセットというのも、特定の者のために法律違反になるのを恐れているからかもしれません。ところがゴミの有料化を規定した条例を違法とした請求を棄却した横浜地方裁判所の判決文を読むと、法定受託事務は手数料等を徴収することはできないが、自治事務は手数料を徴収できると書かれていました。23区の家庭ゴミの有料化をそのまま当てはめていいかどうかは分かりませんが、自治体は家庭ゴミの事務からも裁量の範囲内で納める限り手数料を取ってよいということです。地方分権で自治事務になったことで、自治体あるいは首長に本当に大きな裁量の余地を与えたのだと改めて思います。

家庭ゴミの有料化は、大田区や23区が家庭ゴミを有料化することに区長や区の裁量権を使うべきかが論点なのです。ゴミを減らすため、埋立処分場の延命など環境問題のように言われる家庭ゴミの有料化ですが、まとめてゴミが減る効果は不確実と区長会自身が認めています。有料化してもゴミが減るかどうか分からないということ

です。他の自治体の事例も、リサイクルで減ったか、ライフスタイルの変化で減ったか、有料化したから減ったか分析して明らかにしているわけではありません。

2000年の地方分権一括法施行直後の2000年代前半に、東京都の支部で有料化が導入され始めましたが、当時のごみが減るのは一時的ですぐ元に戻ると言われていました。ごみを減らすためリサイクルをしても、リサイクルもごみとして扱われますので、自治体が処理すべき総量は減りません。有料化と実施自治体の中にはリサイクルからも同じ金額を徴収しているところもありますから、負担も変わりません。有料化の対象が可燃ごみだけなのか、リサイクルも含めるのか、不燃ごみはどうかといった詳しい説明もなく、有料化の情報が広がっています。

そこで伺います。家庭ごみの有料化でごみが減るエビデンスはありますか。エビデンスがあるなら、課題があり、ごみが減るのが不確実だと言っているのはなぜですか。かつては量り売りだった米も、みそも、お菓子も、容器包装が変わり、その素材が変わったのは経済や流通や生活スタイルの変化が大きく影響しているので、全て消費者の責任とするわけにはいかないと思います。同じ商品を買ったつもりが、大きさや容量が小さくなって、商品に比べごみ量が増えてきていますが、消費者の責任というより物価高もあり、つくり売る側のマーケティング戦略によるところが大きく、企業側にごみが増える要因があります。液体や飲料の容器といえば、かんやびんで、ペットボトルは30年くらい前まではありませんでした。

最初は、政治が政策で小さな容量のものだけに制限していたのが、今では200ミリリットルのペットボトルもつくられています。単身世帯化に伴い中食、外食が増えると、家庭で調理し、出していた生ごみが減り、工場の生産の過程で出る食品産業廃棄物や、飲食業の出す廃棄物が増えるのは、大田区が令和5年に行ったごみ組成調査からも明らかです。ごみは経済活動の静脈ですから個人の力で減らすには限界がありますが、ごみを出すことを悪いことのようにして、罰金を科せばごみは減るのかのように個人に負担させるのが家庭ごみの有料化です。政治が政策で関与しなければ根本的な解決にはなりません。

横浜の判決は請求を棄却していますが、徴収する手数料が徴収の趣旨や目的や事務に要する費用や受ける特定の者の利益を総合的に勘案して、裁量を逸脱していれば違法になると言っています。そうすると、区長会の議論での家庭ごみの有料化の負担の根拠はどこにあるのでしょうか。区長会は、1リットル1円を想定していますが、議事録には、他自治体が1.5円から2円だから他自治体並みでいいのではないかという乱暴な意見も見られます。

そこで伺います。区民に有料化を求める金額には想定の根拠や基準はありますか。料金負担の基準や根拠もないのに負担を求めるのはなぜですか。

本質が見えるのが事業系一般廃棄物、小規模事業者の事業系ごみです。小規模事業者の事業系ごみは、それまでは税金で担っていたので料金を徴収していませんでしたが、ちょうど30年前の1996年に、シールごみを貼って出すようになりました。ここで注目すべきは、当時も有料化と言っていたことと、その理由に今回の家庭ごみの有料化と同じく、廃棄物削減という言葉を使っていたことです。廃棄物は減りましたが事業者数が減ったからで、家庭ごみと一緒に区収ごみが減りました。

導入直後の1999年、手数料が10リットル54円のと看、共産党は事業系一般廃棄物の負担を減らす条例改正議案を出していますが、その際、年間10数万円の負担は本当に重い、何とかしてほしいという事業者の声を紹介しています。1997年以降の山一証券、北海道拓殖銀行、長期信用銀行などの破綻により金融危機に突入した頃に、中小規模事業者はごみ処理費用も負担してスケールメリットでコストダウンできる大規模事業者と肩を並べて競争しなければならなくなったのです。

区議会でも事業所数の激減は幾度となく取り上げられてきましたが、産業空洞化や不景気に加えて、事業系廃棄物の有料化が、世界に誇る町工場や、卸売業や、飲食店数が多く、大田区の活気をつくっていた小規模事業者の足を引っ張る一因となった構図です。大田区は、全事業所の過半数を占める4人以下の事業所の約半数はシールを買ってごみを出しているとしています。事業者支援をするなら、廃棄物含めた営業環境を整えるべきなのです。有料化当初10リットル54円だった事業系一般廃棄物が、今では87円です。近年、手数料は4年ごとに見直さ

れ、処理・処分費との乖離を埋めるためにという理由で10%以上上がっていて、導入時に比べ61%も上がりました。来年度が改定の年ですから、また上がるかもしれません。ごみが減るエビデンスもなく、負担の根拠も示されないのに、有料化の負担を押しつけられるのは経済活動における消費者や規模の小さな事業者ですが、大企業のように価格に転嫁することはできないのです。家庭ごみを有料化したらどうなるのでしょうか。

ごみは経済活動における静脈と言われ、事業者はつくって売って利益を上げますが、家庭ごみの有料化はその経費負担を税金で担っているはずの消費者に上乗せで押しつける構図です。しかも、区の処理経費は大田区一般廃棄物処理基本計画に、可燃ごみがキロ51.3円に対し、リサイクルのほうが62.6円と高くなっています。既に有料化を実施している一部自治体のように、仮に有料化でリサイクルからも同じ料金を徴収すると、ごみを減らすために区民が頑張ってリサイクルするほど税金で負担する清掃事業経費は高くなります。ごみの処理が静脈産業と言われるゆえんです。

今、大田区は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、プラ新法を根拠に、製品プラスチックもリサイクルしていますが、容器包装リサイクル法で、容器プラの製造者が負担しているリサイクル費用を製品プラスチックの製造者は負担していませんし、輸入製品のリサイクル費用を製造者や輸入・販売業者などが負担する仕組み也没有。大田区は拡大生産者責任の考え方を踏まえて、商品のリサイクルや処理処分の責任を果たすべきという立場できました。ところが、物価が上がり、物価に対し十分に賃金や所得が増えない中、産業構造やリサイクル政策の変化に伴い、増えるリサイクル費用は、本来、製造し、輸入し、売って利益を上げる事業者が負担すべきですが、消費者である区民に肩代わりさせるのが区長会が示した家庭ごみの有料化なのです。

そこで伺います。これを区長や区長会は適当と考え家庭ごみ有料化と言っているのですか。その前に、製造者や輸入業者などの廃棄物処理費用の責任の明確化が必要ではありませんか。

一組が処理するごみ量はこの間減り続けてきました。ごみは減りますが、清掃工場の規模は減らないので一組の分担金は上がるばかりです。不燃ごみだったプラスチックを可燃ごみにして焼却を始めた当時の日本経済新聞に、「廃プラスチックなぜ燃やす、燃えるごみの不足穴埋め」という見出しがついた記事が掲載されました。記事の中には、焼却炉メーカー関係者が匿名で話した次のようなコメントが掲載されています。ごみの量は自治体の想像以上に減少、せっかく焼却炉をつくったのにごみ不足で連続稼働が困難なケースもあるようです。それなら廃プラも燃やしたほうが良いと考えたかもしれません。ここまでの記事の紹介です。

しかも、ごみが減るのに、清掃工場の規模は減らないどころか増やそうとしています。清掃工場の建設コストが上がったことを理由に、大田新工場の廃炉を決めておいて、一般廃棄物処理基本計画案で、今後15年間の間に建て替える多摩川・葛飾・品川・足立・板橋工場の合計処理能力日量2700トンをも1.5倍の4200トンにしようとしています。結果、大田区では臨海部にある1990年竣工の大田清掃工場は廃止になるのに、良好な住宅地にある多摩川清掃工場の日量処理能力は今の300トンから600トンと2倍に激増します。「月刊廃棄物」5月号に大田区が掲載したように、今後、大田区は、さらに質の良いプラスチックのリサイクルを推進しようとしていますし、他区も同様に、清掃工場に持ち込むごみ量削減を目指しています。それなのに、清掃工場の規模を大きくする計画は区民の努力を無駄にするものです。

一組の一般廃棄物処理基本計画を詳細に点検すると、停止や老朽化を二重で計算して、焼却能力を実際より低く算定したり、ピットを最大限に活用せず、年末の一番ごみが増えるピーク時のごみ量から機械的に焼却余力を割り出すなどして、過剰な焼却能力になっています。そうやって多め、多めに算定された必要焼却能力に基づき清掃工場が建設されるので、ごみが減り搬入するごみが少なくて、日経新聞の記事のような連続稼働が困難な事態が起きて、停止する日数が増え、稼働率が低いのもかもしれません。

東日本大震災の災害廃棄物の広域処理で、当時の都知事が真っ先に手を挙げ、災害廃棄物を23区の清掃工場を受け入れると言いました。そのとき分かったのは、東京都はまだ23区を都の内部団体だと思っているということと、一組の清掃工場の焼却能力は、東日本大震災の災害瓦礫を受け入れるに十分な焼却余力があるということでした。今も一組は、災害などの際の周辺自治体のごみも受け入れています。協力も余力も大切ですが、余力が大き過ぎるのは問題だと思います。

そこで伺います。ごみ量が減るのに清掃工場の規模が減るところか増えていて、多摩川清掃工場の規模は2倍です。良好な住宅地に2倍の規模の清掃工場をつくり、臨海部のかつての大田工場を廃止するのですから、どう考えてもおかしな話です。背景には、清掃工場の処理能力の算定方法の問題があります。大田区は問題ある清掃工場の処理能力の算定方法などに基づく一組の施設整備や一般廃棄物処理基本計画に関与できる十分な知見を持って清掃事業に関与していますか。23区でつくったはずの一組ですが、各区の自治事務でありながら、区民のための清掃事業ではなく、東京都やプラントメーカー主導の清掃行政になっていませんか。

国際情勢で原油価格が上昇し、物価が高騰しナフサの不足が深刻と言われます。原油に依存したエネルギー政策や原油精製過程でつくられる石油化学工業製品に依存した社会を見直す機会と捉えれば、環境問題も、物価の高騰も少しは抑制できるかもしれませんが、そうした声が政治から聞こえてこないのは、有料化が本気でごみを減らそうとしているわけではないからではないでしょうか。この間、ごみ量は一貫して減ってきましたが、清掃費は、可燃ごみも、リサイクルも、清掃工場の管理運営費も増え続けています。それらの本当の原因を解決することなく、消費者に責任を押しつけたから増えてきたのは今日の質問からも明らかです。

しかも、財政的に見れば、裁判の判決文に、清掃事業経費の一部を適正に負担していただく根拠がなければ有料化は違法だと書かれていますから、ごみを減らすためといっても、家庭ごみの有料化が、清掃事業費の一部を区民に負担させる税金の二重取りだというのは明らかです。それでは、その金額、区は負担できないのでしょうか。大田区の年間の一般廃棄物の処理費用は、一組の分担金やリサイクル関係費含め令和6年度決算で約115億円です。1人当たりごみ量から1リットル1キロで計算しても、1年で1億5000万円です。実際にそのうちの何割かは事業系一般廃棄物で経費もかかるので、有料化で増える区の歳入はそこからさらに少なくなります。万が一、事業系一般廃棄物並みの8.7円になっても13.3億円です。

一方、大田区は経常収支比率が約80%で、財政余力は約400億円ある計算で、1億5000万円だとしても13.3億円でも大田区が負担できない金額ではなく、十分に負担できる財政力を持っています。それを蒲蒲線などに使うから家庭ごみからも手数料を取ることになるのではないのでしょうか。

そこで伺います。家庭ごみを有料化して区民に負担を求め、財政余力400億円は、蒲蒲線や蒲蒲線のまちづくりや、羽田空港跡地開発や、学校複合化などに使うのですか。学校、家庭ごみ処理費用より優先する事業は何ですか。

埋立処分場は、東京都が受入れを了承しながら、持ち込む段階で東京都から受入れを拒否される事例が目立つようになりました。そのたび、区は高い処理料を払って別の受入れ先に残土を持ち込んでいます。本気でごみを減らし、埋立処分場の延命を考えるなら、地下階をつくり、大量に残土を出す学校複合化やトンネルを掘って大量に残土を出す蒲蒲線をまず見直すべきです。大田区の400億円もの財政余力をはじめ23区の豊かな財源を、誰のため、何のために区長会は使おうとしているのでしょうか。それとも、もう使い道は債務負担行為と策定済みの計画と建設済みのインフラの更新で決まってしまうのでしょうか。

地方分権で地方にきた裁量権という権限を、大田区と区長会は家庭ごみから料金を徴収する有料化に使えば、税金をご負担いただく根幹が揺らぎます。地方自治を壊さないでほしいと心から願い、質問を終わります。(拍手)

○伊佐治副議長 理事者の答弁を求めます。

○梅崎企画経営部長 私からは、経常収支比率を踏まえた財源の活用等に関するご質問にお答えをいたします。

まず、経常収支比率は人件費、扶助費、公債費などのように容易に縮減できない経常的経費に、地方税などの経常的な一般財源等がどの程度充当されているかによって、財政構造の弾力性を測る総合的な指標でございます。仮に経常収支比率が100%を超えることがあれば、安定的な収入が見込まれる経常一般財源等で義務的な経常経費すら賄えなくなっていることを意味し、不健全な財政状況と言えますが、単に形式的な数値のみで判断するのではなく、臨時的経費に充当している一般財源の特殊事情なども考慮した上で、本区の財政状況を正しく評価する必要があります。

令和6年度決算におきましては、これら臨時的経費は約626億円となっており、区民に身近な基礎自治体とし

て緊急的に実施する事業等にも一般財源等を振り向けた結果であり、財政余力と一くくりに捉えるのは適切ではないと考えております。

その上で、ご質問にございました家庭ごみの処理費用よりも優先する事業があるのかという点につきましては、これらは優先順位を競うものではなく、それぞれが異なる目的を持つ未来への投資であると認識をしております。新空港線整備や空港跡地のまちづくり、学校の複合化などのお話でしたが、これは大田区の将来の産業競争力を高め、定住人口を維持拡大していくためには、魅力的なまちづくりを進めるための投資も必要だと考えております。今後とも、財政の透明性を高め、区民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、一つ一つの事業の必要性と優先順位をしっかりと精査し、大田区の持続的な発展に取り組んでまいります。私からは以上でございます。

○遠藤資源環境部長 私からは、清掃事業に関係するご質問にお答えいたします。

前提として、初めに申し上げますが、23区における家庭ごみの有料化の実施については現時点で決定されているものではございません。その上で、いただいたご質問に順次お答えいたします。

初めに、家庭ごみの有料化が実質の増税に当たるのではないかとのご質問ですが、23区の清掃事業については、ごみの収集、運搬、資源回収を各区が行い、可燃ごみの焼却や不燃ごみの破碎などの中間処理を東京二十三区清掃一部事務組合、通称清掃一組が担っております。

可燃ごみを焼却する清掃工場の整備計画は、清掃一組が一般廃棄物処理基本計画の中で定めております。今回、清掃一組が第6次計画を策定するに当たっては、将来のごみ量推計や、さらなるごみ減量施策、それらに基づく清掃工場の適切な焼却能力等を精査検討しており、これらについて、特別区長会は23区の清掃事業の課題として検討議論しております。検討の中でのごみの減量施策の一つが、家庭ごみの有料化であり、ごみの排出量に応じたご負担を求めることで区民の皆様のごみに対する意識が一層高まり、発生抑制や分別の徹底、資源循環の促進につながることを目的とした方策の一つであると認識しております。

全国的にも家庭ごみ有料化は進んでおり、環境省が実施している一般廃棄物処理実態調査によりますと、区市町村の約7割が家庭ごみの有料化を実施し、その割合は年々増加傾向にあります。なお、特別区長会のホームページに掲載されている清掃工場整備計画に関する検証委員会の資料では、家庭ごみの有料化は、ご利用に応じての手数料という考え方となっており、税に当たるものではないと考えております。

区といたしましては、家庭ごみの有料化は、ごみ減量に向け有効な施策の一つであると認識しておりますが、一方で、排出ルールを守らない不適正排出や不法投棄が増加するおそれがあること、また、それらを防止するための戸別収集を導入した場合には、収集作業員の確保や車両台数の増加に伴う後年度にわたるコスト増など多くの課題がございます。このため、様々な角度から諸課題を総合的に勘案し、23区全体で行う検討の場などにおきましても、慎重な議論を継続してまいります。

続きまして、家庭ごみの有料化によるごみ減量のエビデンスに関するご質問ですが、先行自治体の実績などから、一定の成果が確認されております。

環境省のホームページに掲載されている資料、一般廃棄物処理有料化の手引きによります。有料化を導入した自治体において、実施前と実施後3年目を比較しますと、平均で2割程度の可燃ごみの減少が確認されたとの報告がされております。また、具体的な自治体の例を挙げれば、今から約20年前の平成16年に有料化を開始した多摩地域のある自治体では、導入後に前年同月比約30%以上の削減効果があったと報告されております。一方、同じ多摩地域でも、今から遡って過去10年の間に有料化を開始した自治体では、導入後の削減率が10%から15%程度にとどまっております。これは、開始年度が早ければ早いほど、古紙や古着、容器包装プラスチックなど新たな資源化を同時期に開始したことにより、有料化との相乗効果が得られている一方、開始時期が遅い自治体では、既に様々な品目の資源化が進んでいたため、そのような相乗効果が限定的だったのではないかと想定されます。

これらのことから、有料化によるごみ減量の効果につきましては、何%減るかという具体的な数値を予測することは困難であるものの、これまでの他自治体の実績データから、一定程度の減量効果が期待できるものと考え

ております。

次に、家庭ごみ有料化の場合の料金負担の基準や根拠に関する考え方についてのご質問ですが、家庭ごみの有料化は、単に財政コストを補うことを目的とするものではなく、経済的な動機づけがなされることにより、区民の皆様のごみや資源分別への関心を高め、ごみの減量につなげることが一時的な目的でございます。清掃工場整備計画に関する検証委員会の資料には、1リットル1円を想定との記載がございますが、これはあくまで施策検討のために設定された一つの仮定としての水準が記載されたものであると認識しております。既に有料化を導入している他自治体におきましても、1円未満から2円程度に至るまで様々な水準が設定されていることから分かります。料金水準をどの程度に設定するかにつきましては、各自治体の考え方によるところであり、状況は様々でございます。

本区といたしましては、様々な課題に対する十分な検討が必要であると考えております。今後はあらゆる論点について慎重に議論を深めてまいります。

次に、家庭ごみの有料化の前に、製造者などの廃棄物処理費用の責任の明確化が必要ではないかのご質問でございます。

生産者責任の考え方につきましては、循環型社会形成推進基本法におきまして、生産者が自ら生産する製品等について、使用された廃棄物となった後まで一定の責任を負う拡大生産者責任の一般原則が示されております。個別法におきましても、容器包装リサイクル法では、容器包装、廃棄物に係る再商品化を行うに当たり、事業者が費用を負担する仕組みが設けられています。この仕組みに基づきまして、本区におきましても容器包装プラスチックの再商品化を行うための費用については、生産者に費用の一部をご負担いただいております。

区といたしましては、大田区一般廃棄物処理基本計画で基本理念として掲げております区民、事業者、区が連携して目指す持続可能な循環型社会の実現に向け、それぞれの主体に求められる役割について、引き続き適宜発信してまいります。

最後に、大田区が十分な知見を持って清掃一組の事業に関与しているかのご質問ですが、地方自治法で定める一部事務組合は、地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために設立される特別地方公共団体であり、清掃一組につきましても、その制度趣旨の下、23区が共同して設立し、ごみの中間処理事業を実施しております。清掃一組の運営は、各区長が管理者として執行機関の役割を担うとともに、各区の議長で構成される組合議会が、予算や重要な計画等について議決を行い、あわせて事業執行を監視する仕組みとなっております。

このように、意思決定及び監視の両面において、制度上、必要なガバナンスが確保されております。この仕組みの中で、本区といたしましては、清掃事業に責任を有する自治体として、あらゆる場面において必要な関与を行っております。清掃事業は、各区がごみの収集運搬を担い、清掃一組が中間処理を担うという役割分担の下、それぞれの責任を果たしながら相互に連携して区民生活を支えております。

今後も、区民の皆様に安定したサービスを継続して提供できるよう、区と清掃一組がそれぞれの役割を果たし、適切な事業運営に努めてまいります。私からは以上です。

○伊佐治副議長 奈須議員、再質問ですか。答弁の時間はないんですが、大丈夫ですか。

それでは、奈須議員、演壇にて再質問を許可いたします。

〔46番奈須利江議員登壇〕

○46番(奈須利江議員) 私は、質問する際に膨大な資料を読んでから準備をして質問いたしましたけれども、ご答弁のほうは資料を読んでご答弁していただいているのでしょうか、それだけお伺いできればと思います。

○伊佐治副議長 それでは理事者の答弁を求めます。

○遠藤資源環境部長 ただいまいただいたご質問についてですけれども、これまでの経過もる説明の中に入れてさせていただきましたが、これらはこれまでの経過を十分把握した上で答弁のほうをさせていただいております。以上でございます。

○伊佐治副議長 次に、45番宮崎かずま議員。

〔45番宮崎かずま議員登壇〕 (拍手)

○45番（宮崎かずま議員） 日本維新の会大田区議団の宮崎かずまです。本日は、公務員倫理について、区長の記者会見数の増加について、区立学校における児童・生徒への性被害防止の3点について伺います。よろしくお願いいたします。

初めに、公務員倫理について伺います。

組織に人が多く集まれば、一般常識から外れたことを行う人が出てくるのは世の常だと思います。したがって、日本全国全ての自治体で、とわに不祥事を起こさないということは事実上不可能に近いものであります。しかし、議員を含めて公務員というものは、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務することが求められており、地方自治法や公職選挙法等で特殊な規律が定められている地位であります。したがって、民間組織よりも高い意識で公務に取り組む必要があります。

私は、組織倫理が極めて重要であると考えます。ビジネス倫理論、組織倫理、公務員倫理を専門とし、人事院公務員研修所の客員教授でいらっしゃる近畿大学経営学部教授の中谷常二氏の「公務員の職業倫理―長時間労働との関係を探って」という論文において、以下のことが述べられています。公務員個人には全人格的に自治体や国家が投影される、そして、公務員の職業倫理は組織倫理の話であると。つまり公務員の一举手一投足に自治体が投影されるという自覚を持つとともに、組織としての倫理観が極めて重要であるという意味です。

本区では昨今、不適切事案が発生してしまいましたが、区役所内でも既に改善に向けて動き出していると承知しています。まさしく、この改善においては、先ほど申しましたように、組織倫理の問題として、不適切行為が起きないような組織風土の在り方を考えなければなりません。

そこで伺います。公務員倫理を研修にとどめず、日常業務の中で職員が実践できるような組織風土の在り方、どのように構築していくのか教えてください。

次に、区長記者会見数の増加について伺います。

大田区のホームページに掲載されている区長記者会見を見ると、令和5年は就任会見を含め3回、令和6年度は3回、令和7年度は4回となっており、予算案の発表など一定の節目で会見が行われております。これを増やしてはいかがでしょうか。区政情報を区民に届ける手段として、現在、区ホームページ、広報紙、各種SNS等を通じて発信いただいています。特に公式LINEは登録者が12万人を超えるなど、着実に届ける力が強化されていると思います。こうした堅調な発信に加え、民間の報道機関を通じた発信により、行政の発信だけでは届きにくい層に情報を届ける効果が期待されます。

栃木県のとちぎブランド取組方針の検討資料によれば、情報接触度順位の上昇が自治体の魅力度順位の上昇にも関連してくるというデータが示されていました。区長が会見を増やすことで、区の顔でいらっしゃいます区長ご自身の認知度向上が期待できますし、それから、区役所3階にキッズスペースができたように、区職員によるすばらしい政策の発信が強化されると思います。

そこで伺います。現在の区長記者会見の開催頻度を増やすべきと考えますが、区の見解を教えてください。

最後に、自由民主党大田区議団・無所属の会の代表質問でもございましたが、区立学校における児童・生徒への性被害防止策について、教育委員会に伺います。

本来、児童・生徒を守り育てる立場にある教員等が、児童・生徒に対して性被害を生じさせることは断じてあってはなりません。折しも昨年9月の決算特別委員会にて、我が会派は児童への性暴力や盗撮といった被害を防ぐ質疑を行いました。その際、教育委員会からは、大田区では、研修等を通じて、教員一人ひとりの倫理観や模範意識をより高めるよう努めています。国の検討状況などを注視し、教員によるこどもへの性被害の根絶に取り組んでまいりますと答弁いただきました。

しかしながら、その後、間もなくして児童を撮影した容疑で区立教職員が逮捕される事案が発生してしまいました。性暴力わいせつ行為は教員の不祥事件数で1位に位置しており、想定し得ないような事案ではなかったと思います。正直に申しますと、これは明らかな対策不足であったと私の観点からは言わざるを得ません。この教職員は逮捕されて連行される姿を報道陣に撮影された際、変顔をするなど、まさに被害生徒や保護者など関係者を踏みにじるとんでもない教職員だと思ってしまいました。

昨年の答弁では、教員一人ひとりの倫理観や模範意識をより高めるよう努めていますと答弁されていたにもかかわらず、なぜこのような事案が発生してしまったのか、あの答弁は一体何だったのか、一区民として純粋に疑問に思っていましたので、伺わせていただきます。

昨年9月に我が会派より質疑してからこの事案が発生するまで、性被害の根絶に向けてはどのような具体策が実際進められていたのでしょうか。今回の事案について、再発防止策を徹底することは当然のことながら、本当に大切なことは、起き得るリスクを類型化して、未然にそれら全てを潰すことではないでしょうか。

文部科学省は令和7年の通知において、密室状態の回避、組織的な教育指導体制の構築、教室、トイレ、更衣室等の定期的な点検、教職員と児童・生徒との私的なSNSでのやり取りの禁止、個人端末による撮影防止など、極めて具体的な対応を求めています。昨年9月、教育委員会は根絶に向けて取り組むと答弁いただきましたが、その後の事案が発生したのであれば、従来の対応だけでは不十分だったと言わざるを得ないわけでありまして、だからこそ、教育委員会が陣頭指揮を執り、リスクある場面を全て洗い出してルール化するという組織的対策が求められていると思います。そして、今回の事案以外のリスクについても、この際、全て洗い出していいただいて対応いただきたいと思っています。

そこで伺わせていただきます。区は、この事案後、児童・生徒への性被害を防ぐため、現在どのような対策を実施しているのか伺います。

以上、公務員倫理について、区長の記者会見数の増加について、区立学校における児童・生徒への性被害防止策の3点について伺わせていただきます。ご答弁よろしく願いいたします。(拍手)

○伊佐治副議長 理事者の答弁を求めます。

○梅崎企画経営部長 私からは、区長記者会見の開催頻度に関するご質問にお答えをいたします。

記者会見は、区長自身が直接、区政の重要な事項について区民の皆様にお知らせをする場として、情報が多様化する現代社会において大変重要な役割を果たしており、特に区政の方針や新たな施策などを明確に説明することで、区民の皆様に関心と信頼を高めることにつながる重要な情報発信の手段と認識しております。大田区では、例年、新年度予算案を発表する2月をはじめ、7月、10月には定例的に記者会見を実施し、時節における様々な区の取組を公表しております。さらに、昨年度と今年度は5月にも会見を実施しており、その実施頻度は決して少なくないと考えております。一方で、記者会見が単なる情報の発信にとどまらず、区民の皆様にも分かりやすくお伝えすることは非常に重要であり、記者会見の回数や頻度でなく、その内容等にも常に見直しや工夫を重ねる必要があります。

例えば5月に実施をした記者会見では、記者の方々を、区役所本庁舎3階の多世代交流型キッズスペースへご案内し、現地で区長が説明を行い、臨場感のある発信となったこともありまして、メディアでの掲載にもつながりました。また、記者会見の動画配信や、XなどのSNSを通じた情報提供を行い、より多くの皆様に情報を的確にかつ迅速にお伝えできるよう現在も取り組んでいるところでございます。

今後とも、記者会見を含めた区政への情報発信については引き続き研究を重ねてまいりまして、区民の皆様にとって分かりやすく、着実に情報が届くよう工夫を図ってまいります。このような取組を通じまして、より一層、区の施策や魅力の発信に努めてまいります。私からは以上でございます。

○張間総務部長 私からは、公務員倫理に関するご質問にお答えいたします。

公務員倫理は、区職員としての根幹をなすものであり、区民の皆様からの信頼の下に区政を運営させていただくために不可欠であります。区では、各職層研修において、公務員倫理に関する研修を実施しており、繰り返し学ぶ機会を設けております。また、昨年度は、事務の不適正処理の再発防止と区政への信頼回復を目的として、会計年度任用職員を含む全職員を対象に、公務員倫理とコンプライアンス強化のための研修を実施いたしました。

しかしながら、公務員倫理は研修だけで定着するものではなく、日常業務の中で実践を重ねることが重要です。そのため、研修受講後には所属長への報告や職場内での共有を行い、職員同士が話し合う機会を設けております。また、職場において、管理職が率先して法令順守の重要性を発信するとともに、職員が相談しやすい心理

的安全性の高い職場環境をつくることも重要であると考えております。

今後も研修による知識の習得と心理的安全性の高い職場環境の醸成の両面から、高い倫理観が根づく組織風土の構築を進め、区民の皆様からの信頼回復及び信頼向上に努めてまいります。私からは以上です。

○**山田教育総務部長** 私からは、教育に関する二つのご質問にお答えをします。

まず、サービス事故根絶に向けたこれまでの具体策についてのご質問ですが、昨年9月以降、教育委員会では、教員による児童・生徒への性暴力等の根絶に向け、教職員の規範意識の向上とサービス規律の徹底に取り組んでまいりました。具体的には、定例校長会において、指導課長が東京都教育委員会より発行されたサービス事故に関するふくむニュースレターなどを活用し、サービス事故の事例や再発防止策について周知徹底を図るとともに、各学校においては、校長が全教職員を対象としたサービス事故防止研修を実施し、規範意識の向上につなげてまいりました。さらに、初任者研修においては、公務員としてのサービスや職責、教育公務員として求められる心構えや倫理観について学ぶ研修を実施するなど、サービス規律の徹底を図ってきたところでございます。

次に、区立学校教員の逮捕後における児童・生徒への性暴力等を防ぐための具体的対策についてのご質問でございます。

再発防止のために実施している具体的対策については、現時点で五つございます。一つ目は、4月23日までに校内に不審な機器や死角がないかを、事前通告なしに全校で緊急一斉点検を行いました。今後も、引き続き、適宜点検を実施し、安全な校内環境の整備に取り組んでまいります。

二つ目は、4月30日までに校長が全教員に対して、私用端末の教室等への持ち込み禁止に係る緊急点検とヒアリングを実施確認いたしました。引き続き、年間を通じて実施してまいります。

三つ目は、教員による性暴力等の不適切な関わり方がないかを児童・生徒にアンケートを行い、確認をいたします。こちらも継続的に実施をしてまいります。

四つ目は、全教員に向けて、児童・生徒への性暴力の防止に重点化した緊急サービス事故防止研修の実施をすることでございます。

五つ目は、私的端末の使用ルールの厳格化、複数教員による相互の見守り体制の強化でございます。教員が管理職の許可なく私的端末を教室等に持ち込まないことなどを明文化し、児童・生徒及び保護者、地域の皆様に周知するとともに、全教室へ掲示をして、教職員へルールの遵守徹底を行います。

これらのほかにも、教育委員会と学校が一体となって、あらゆる角度から再発防止のための取組を徹底的に進めてまいります。

○**伊佐治副議長** 次に、43番三沢清太郎議員。

〔43番三沢清太郎議員登壇〕（拍手）

○**43番（三沢清太郎議員）** 日本維新の会大田区議団の三沢清太郎です。私からは、2項目について質問をさせていただきます。

まず、1問目、子育て政策と都市計画のミスマッチ解消について質問をいたします。

大田区は子育て最優先を掲げ、保育や医療費助成などソフト面の施策を充実させてきております。しかし、一方で、区内では単身者向けマンションの供給が増え続け、子育て世帯が求めるファミリー向け住宅の供給が十分とは言えない状況があります。こどもが生まれたことをきっかけに、川崎市など近隣自治体へ転出をするケースも少なくありません。子育て支援を進めながらも、子育て世帯が住み続けられる住宅供給が追いついていないのであれば、ソフト政策とハード政策の間にミスマッチが生じていると言わざるを得ません。私は、今後の人口構造や税収基盤を考えても、子育て政策と住宅政策を一体で考える段階に来ていると考えます。

そこで伺います。区として、現在の住宅供給構造の課題や、子育て世帯の区外転出について、住宅事情との関連性を分析しておりますでしょうか。また、その分析結果を今後の住宅政策へ反映させる考えはありますでしょうか。

私は、この課題を解決するためには、規制強化だけではなく、民間事業者がファミリー向け住宅を供給しやすくなるインセンティブが必要だと考えます。区は、過去にマンション建て替え事業においても、容積率緩和の有

効性を認めています。また、マンション管理計画認定制度では独自基準を設けるなど、主体的な制度設計能力も有しております。であるならば、駅周辺など重点エリアにおいて、一定割合以上のファミリー向け住戸、子育て支援施設などを整備する計画に対し、容積率緩和等の都市計画的インセンティブを付与する仕組みを検討すべきではないでしょうか。本件は、既に研究段階ではなく、政策形成段階に入っている課題であります。

そこで、改めて伺います。区はファミリー向け住宅供給を誘導するためのインセンティブ制度について、研究にとどまらず、制度化を視野に入れた具体的検討に着手する考えはありますでしょうか。

川崎や品川では、交通基盤整備を背景に民間投資が進んでいます。一方で、蒲田は新空港線など交通インフラの方向性が定まり切らない中で再開発投資が停滞している側面があります。この観点からも、行政による都市計画的インセンティブが必要であることを申し添え、次の質問に移ります。

次に、情報安全保障について伺います。

私は、令和2年第3回定例会において、区立小中学校へ導入されたハイクビジョン社製サーモグラフィーについて、情報漏えい及び安全保障上のリスクを指摘させていただきました。当時の区答弁は、記録機能を使用しない、国や都の統一方針がないというものでした。しかし、その後、経済安全保障推進法の施行などにより、サプライチェーンリスクや特定国由来機器への警戒は国家レベルの課題として認識をされるようになりました。

現在、本区ではGIGAスクール構想に基づき、小中学校の全ての児童・生徒に対して外国製タブレット端末を導入しています。日常の学びのインフラとして、こどもたちの個人情報や日々のデータが蓄積される端末において、その製造背景や情報管理の透明性が担保されているのかという点は、当時のサーモグラフィーの懸念とは比較にならないほど、現在の、そしてこれからの大きな問題提起であると言わざるを得ません。

さて、当時導入されたサーモグラフィーについては、使用終了に際して、内部データの消去、記録媒体の確認、適切な廃棄処理は実施されているものと思います。

そこで伺います。当時導入されたサーモグラフィーについて、ネットワーク接続履歴や不審通信等に関する第三者を含む専門的なセキュリティ検証を実施したのでしょうか。また、実施していないのであればその理由は何か。さらに、現在のサイバーセキュリティ基準や経済安全保障の観点から、改めて、安全性やリスクを再検証する考えはあるのでしょうか、伺います。

サイバー攻撃や情報漏えいは、問題が発生してから対処するのでは遅過ぎます。重要なのは、導入前の厳格な審査と導入後の継続的な監視体制です。国の方針を待つのではなく、区として主体的にリスク管理を行う姿勢が求められます。DXやAI活用が進む中、こどもたちが毎日触れる学習用端末をはじめ、自治体が調達する機器やシステムには、価格面だけでなく、サプライチェーンの透明性、継続的な脆弱性の対応、国際的な安全基準への適合が強く求められています。

そこで伺います。本区では、現在、情報システムや通信機器の導入に当たり、安全保障上の観点を含めたセキュリティ審査をどのような体制で実施をしているのでしょうか。また、導入後の継続的な再評価や監視はどのように行っているのでしょうか。あわせて、情報安全保障を明確に位置づけた独自の調達ガイドラインを整備する考えはあるのかを伺います。

区民の、そして未来を担うこどもたちの個人情報とプライバシーを守る主体は、ほかならぬ大田区自身です。現在の体制の妥当性を不断に検証し、安全保障体制を主体的に強化していく意思があるのか、明確な答弁を求めまして、私の質問を終わります。（拍手）

○伊佐治副議長 理事者の答弁を求めます。

○張間総務部長 私からは、情報システム機器等の安全保障上のセキュリティ審査に関するご質問にお答えさせていただきます。

区では、新たな情報システムや通信機器等の導入、更新に当たり、事業内容、システムの認証や不正アクセス対策、通信の暗号化、安全管理体制など、情報資産の安全性を確保するセキュリティ対策が十分に実施されていることを、財政課と情報政策課への導入協議や内部組織の情報セキュリティ部会で判断、また、区の附属機関である大田区情報公開・個人情報保護審議会において確認、承認をいただいております。クラウドサービスについて

ても、国がその安全な調達、利用のために設けた政府情報システムのためのセキュリティ評価制度、ISMAPの認証または同等の対策が取られていることを確認しております。

今後も、現在の体制と運用により、国のガイドラインにのっとり、区における個人情報を含む情報資産の安全性を確保してまいります。

○杉山まちづくり推進部長 私からは、住宅政策に関する二つのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、子育て世帯の区外転出理由と住宅事情との関係性についてのご質問でございます。

令和7年度大田区区民意識調査によりますと、区外への転出理由につきましても、住宅の価格や家賃の高さ、これが最も高く、次いで子育てや教育の環境、治安という順になってございます。一方、区と協力関係にあります不動産関係団体に複数回にわたりこの間ヒアリングを行ってきておりますが、例えば2LDKなど、一般的に子育て世帯向けと言われる賃貸住宅の区内流通量が少ないことに加え、お子様の成長や生活環境も大きく影響しているものと分析しております。

良質な住宅ストックの形成、それから社会環境の変化に対応した住環境づくりにおきましては、区はこれまで、地域力を生かした大田区まちづくり条例を制定し、一定規模以上の集合住宅建設時におけるファミリー型住戸の設置を誘導するほか、住宅リフォーム助成事業では、子育て環境等に対応した助成メニューを充実させるなど、子育て世帯の定住促進につながる住宅政策を展開してまいりました。区といたしましては、引き続き、子育て世帯にとって住み続けたいまちNo.1の実現に向け、安心して暮らせる住まいと住環境の整備に努めてまいります。

次に、ファミリー向け住宅供給に関するご質問です。

住宅施策の指針でもあります大田区住宅マスタープランにおきましては、将来の都市像を示す大田区都市計画マスタープランの課題別計画の位置づけとなっております。ファミリー向け住宅供給につきましても、都市計画と住宅施策が一体となった施策が重要と考えてございます。区では、昨年度に、今後の住宅施策の方向性を検討するプロジェクトチームをまちづくり推進部に設置いたしまして、既存事業の検証を行い、国や東京都の制度の活用や他自治体での取組も参考にしながら検討を進めてまいりました。さらに、今年度におきましては、建築職をはじめ、実際に子育てをしている職員をメンバーに新たに加え、検討チームを拡充し、より具体的かつ新たな住宅施策について検討を深めてございます。

また、東京都の制度になりますが、東京こどもすくすく住宅認定制度につきましても、都市開発諸制度を活用して、容積率の緩和を受けることができる場合もあることから、本制度の周知などにも努めているところでございます。引き続き、他自治体の先進事例を参考にしつつ、東京都や関係部局と連携しながら、子育て世帯向けの住宅施策を積極的に展開してまいります。私からは以上です。

○山田教育総務部長 私からは、全区立小中学校へ導入をしましたサーモグラフィーについてのご質問にお答えします。

当該機器は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、児童や生徒、教職員、その他来校者などの感染リスクをできる限り回避するため、多人数の検温を効率的に行うことができるよう、令和2年8月に配備したものでございます。当該機器は、あくまでも発熱の可能性の有無を簡易的に確認するためのものであり、ネットワークへの通信機能はございません。また、記録媒体にデータを保存する機能はございますが、メモリーとなる記録媒体も付属しないで配備をしております。さらに、各学校にはデータの記録保存は行わないよう周知徹底をしていたため、これらのことから情報漏えいの危険性はないと考えており、第三者を含む専門的なセキュリティ検証は実施しておりません。

今般サイバー攻撃が増加傾向にあることを踏まえ、情報通信機器の安全性やリスクなどにつきましては、引き続きしっかりと適切に対応してまいります。

○伊佐治副議長 次に、38番佐藤なおみ議員。

〔38番佐藤なおみ議員登壇〕（拍手）

○38番（佐藤なおみ議員） 大田区無所属議員団の佐藤なおみです。今回は高齢者の移動支援について取り上げ

させていただきます。

現在、大田区の高齢者人口は約16.4万人に達しており、この数字だけでも大変大きな規模ですが、さらに深刻なのは、要介護、要支援の認定者数が既に3万人を超えているという事実です。75歳以上の後期高齢者に分類される方々の認定率の急増は、本区の福祉政策において大きな課題の一つであると感じております。様々な調査から、大田区で暮らしている区民の大半は、人生のどこかのタイミングで外から移り住んできた方々で構成されているという結果もあり、この流動性の高さは地域コミュニティの希薄化にほかなりません。

地方都市であれば、隣近所の世帯を把握しており、日々の声かけや見守りといった地域社会による相互扶助が自然と機能することもあります。地域によって、大田区でも隣に誰が住んでいるかも分からないという環境が珍しくなく、そのような状況は、高齢者が社会から孤立しやすい構造が生まれてしまっている原因の一つであると感じています。さらに、近年の世界的な物価高騰は、現役世代のように収入を増やす手段を持たない年金暮らしの高齢者世帯にとって、食料品や光熱費の値上がりは生活費そのものを圧迫しています。

現在の在宅介護の現場を見渡すと、一見平穏に見える住宅街の裏側で経済的な貧困が進行しているのが現実ではないでしょうか。よく自身が当事者になって初めて分かることが多いと言われますが、介護の世界ほどこの言葉が重くのしかかる場所はなく、介護というものは、実際にする側に回るか、される側に回るか、あるいは専門職として現場に直接携わっていない限り、その心の苛酷さは外部からは見えにくいものです。

世間一般ではよく、介護は大変だと言で片づけられがちですが、現場はそのような言葉だけでは到底言い表せない厳しさであり、昨日までできていたことが今日突然できなくなったり、終わりが見えないことへの精神的な疲弊、そして、家族間の関係性の変化に直面した瞬間に、生活の全ての要素が困難な課題として押し寄せてくるものです。

こうした多面的な課題の中の一つであります。高齢世帯を追い詰めているのが移動手段の問題であります。現在、大田区でも核家族化が進み、高齢者が高齢者を介護する老老介護や、あるいは認知症の高齢者が同じく認知症の配偶者を支える認認介護の世帯が急増しています。高齢を理由とした運転免許の自主返納が進むことは交通事故防止の観点からは望ましいことですが、一歩その先の生活に目を向けると、免許を失った高齢世帯にとって、移動の手段が奪われることは、社会とのつながりや日々の通院を困難にさせてしまうこともあります。

車椅子を常時使用されている方や、寝たきりの状態にある高齢者が移動する際、バスや電車といった一般の公共交通機関を利用することは、バリアフリー化が進んだ現代においても極めて困難であり、駅への道中、乗り降りの際の段差、混雑する車内での周囲の視線、これらは介助の必要な高齢者とその家族にとって、とても苦難となり得ます。

結果として、専門の乗降介助技術を持ち、社会福祉車両を備えた介護福祉タクシーに頼らざるを得ないのが実情ですが、この介護福祉タクシーの利用には、さらなる経済的負担が伴います。一般的なタクシーのように、メーター運賃を支払えば済むわけではなく、基本運賃に加え、車椅子やストレッチャー乗降介助料、車椅子自体の機材レンタル料、さらには迎車料金と、場合によっては階段介助などの特殊介助料が加算され、その結果、ただ近くの病院へ定期通院するだけの往復であっても、1回当たり数千円から、場合によっては1万円を超える高額な費用が発生してしまいます。毎月何度も通院が必要な慢性疾患を抱える高齢者にとっては大きな出費となっています。これまでは現役時代の貯金を少しずつ切り崩して介護費用に充ててきたが、もう限界が近づいている。そんな声も聞いております。

一方で、介護福祉タクシーの事業者側の現状としても、昨今の燃料費の高騰は、日々車両を運行する固定費の大きな負担であり、それに加え、ドライバー不足、特に二種免許と介護資格を併せ持つ福祉ドライバーの確保は困難を極めています。さらに、リフトやスロープを備えた特殊な福祉車両は、購入費用だけでなく、毎年のメンテナンスや車検などの維持コストが現行の一般車両よりも割高です。利用者の負担を減らすために運賃を下げれば、事業者は赤字が続き倒産してしまいますが、事業継続するために価格を維持すれば、本当に助けが必要な貧困層が利用できなくなるというこの痛ましい問題を、民間の努力だけで解決することはもはや不可能です。地域交通のインフラ、そして福祉のセーフティーネットを維持するためには、行政による財政的支援が不可欠と考え

ます。

そこで、現行の制度についても見直す必要があると考えます。

現在、介護保険を適用して福祉タクシーを利用する場合、その目的は、通院や役所への各種手続きといった生活を維持するための最小限の行動に限定されています。友人の葬儀や結婚式、または公園に行きたいと思ったとき、このような趣味や生きがい、社会的交流のための外出には介護保険は一切適用されず、全額が自己負担となります。経済的に余裕のない高齢世帯は、生きがいにつながる外出を閉ざされ、認知症やフレイルを招き、結果として要介護度をさらに重度化させるという悪循環を生み出してはいないでしょうか。大田区には、充実した独自の福祉政策や支援体制があることは十分に承知しており、行政の皆様のご尽力には深く敬意を表すものです。様々な支援をうまく利用できておらず、負担を感じている世帯もあると思います。それでもなお、悲痛な声を上げている利用者様、ご家族が多数いるということも受け止めなくてはならないことであります。

そこで伺います。老老介護で障がいのある高齢者の移動は特に大がかりになります。障がいのある高齢者として利用できる本区の支援の一つとして、心身障害者（児）移送サービス事業があり、現在月額3600円から4000円の利用券が支給されています。多彩な面で利用できてとてもよい事業であります、物価高騰が進む現代において、支援金額の引上げが必要と考えます。心身障害者（児）移送サービス事業は高齢者だけの支援ではないので、見直しと一言で簡単に言えることでもないかもしれませんが、現在の物価に合った支援が必要であります。そのような観点からどう考えているか、お答えください。

次に、介護保険を使った介護タクシーの利用ですが、介助代には保険が適用されますが、場合によっては別途加算があり、この別途加算部分に関して、実費負担の軽減が必要であると考えます。こちらは国の制度であり、区独自に変えることはできませんが、補うようなサポートをご検討できないのか、お考えをお聞かせください。

最後に、元気な高齢者であることが人生を謳歌できる基本であります。そのためにも、高齢者の健康寿命を支え、フレイルや認知症を予防するために社会参加や外出機会の確保は不可欠です。老老介護や認知介護で要支援、要介護の制度のはざまにある高齢者でも、買物や散歩など気軽に外出できる環境はとても重要であります、そのような高齢者向けに現在どのような支援があるかお答えください。また、今後新たに考えている事業などがあれば、併せてお答えください。

経済的理由から、通院や外出を断念せざるを得ない高齢世帯があってはならないことです。全ての区民が安心して笑顔になれる、そんな温かい大田区をつくり上げていけるよう要望し、質問を終わらせていただきます。

(拍手)

○伊佐治副議長 理事者の答弁を求めます。

○有我福祉部長 高齢者の移動支援に関する3点のご質問にお答えいたします。

初めに、心身障害者（児）移送サービス事業は、歩行困難な心身障がい者（児）の外出時における移動を支援するため、移送サービス利用券を提供することにより、日常生活の利便と生活圏の拡大を図ることを目的とした事業です。対象者は大田区在住で、一定の手帳要件に該当する方です。具体的には、身体障害者手帳の交付を受けている下肢・体幹機能障がい1級から3級の方、移動機能障がい1級から3級の方、視覚障がい1・2級の方、内部障がい1・2級の方、愛の手帳1・2度の方で、年齢要件はありません。

身体障害者手帳及び愛の手帳をお持ちの方がタクシーを利用する際、公共的割引として手帳の提示で運賃が1割引になるうえ、区の移送サービス利用券との併用も可能です。また、障がいのある方が主に自家用車で移動する場合でも有効に活用できるよう、自動車燃料費としても使用が可能な券を給付しております。外出の頻度や内容は個人によって違いもあり、本事業で障がいのある方の外出を全て補えるものではございません。また、支給額の設定に当たっては、乗車料金の変動のほか、他区との均衡等も勘案する必要があることから、これらの動向を見極めながら、引き続き、外出手段の一助として有効にご利用いただけるよう取り組んでまいります。

次に、介護タクシーに関するご質問ですが介護保険制度は、要支援・要介護認定を受けた方々が必要な介護サービスを利用し、できる限り自立した日常生活を営むための支援を行う仕組みとして設けられております。居宅サービスの保険給付の対象となるのは、居宅において利用者に対して行う日常生活上の支援が中心であることか

ら、利用者個人の移動そのものに対する運賃等の費用については、保険給付が適用されないものと認識しております。

要介護者に対する支援としましては、通院等の外出の際に、訪問介護サービスの身体介護中心型として通院・外出介助が利用できます。このサービスは、利用時間によりサービス費用が算定されます。これに加え、車に乗降する前後の屋内外における移動等の介助、外出先での受診手続きの介助等一連のサービス行為を1回分のサービスとして利用できる通院等乗降介助の算定区分もございます。このほか保険給付対象とはならない介護サービスを補う事業として、区では、高齢者寝台自動車利用助成事業等による経済的支援や、福祉有償運送を実施しているNPO法人に対する経費の一部補助を行っております。

区としましては、今後も区民が安心して日常生活を送ることができるよう、介護保険外のサービス利用も効果的に組み合わせながら、要介護者が外出する際の利便性の向上を図るとともに、介護サービスの適切な利用につながる支援を行ってまいります。

最後に、高齢者のフレイル予防に係る外出機会確保等の支援に関するご質問ですが、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと自立した生活を続けていくためには、日頃から心身機能の維持・向上を図るとともに、社会参加や地域とのつながりを継続できる環境づくりが不可欠です。特に心身の状態の変化などにより、外出機会が減少しやすい高齢者が気軽に外出できる環境を整えることは、閉じ籠りや社会的孤立を防ぎ、フレイルを予防する観点からも重要です。

区では、区民に身近な老人憩いの家やシニアステーションなど通いの場の運営をはじめ、介護予防・日常生活支援総合事業による介護予防講座等の取組を通じて、高齢者の社会参加や交流機会の確保を図っております。また、要支援認定を受けた高齢者等の外出ニーズへの対応としましては、地域ボランティアが定期的な外出の付き添い等を行う絆サポート事業を実施しております。さらに、利用目的を問わず自費で利用できる介護サービスを提供している民間事業者もあるなど、地域における外出支援の選択肢は多様化しております。

区は、引き続きこうした取組を進めるとともに、地域の様々な担い手とも連携し、高齢者の方々が生きがいや役割を持って活動や交流に参加できる環境づくりに努めてまいります。以上でございます。

○伊佐治副議長 会議が長くなりましたので、しばらく休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後1時開議

○鈴木隆之議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問を続けます。3番大森昭彦議員。

〔3番大森昭彦議員登壇〕（拍手）

○3番（大森昭彦議員） 自由民主党大田区議団・無所属の会の大森昭彦です。質問通告に従い質問させていただきますので、区長をはじめ、理事者の皆様にはよろしくご答弁いただくようお願いしたいと思います。公共施設の活用を踏まえ、生涯学習などをテーマに、また、青少年の健全育成などについて伺ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

私は、大田区総合体育館、現在のEBARA WAVE アリーナおおたの裏の東蒲田1丁目の地で生まれ、今日までここで暮らしてきております。こどもの頃を思い浮かべると、当時の遊び場が旧総合体育館敷地の中にありまして、昔の大田区の土木部が舗装等で使う数十種類の碎石や砂の置場がそこに存在しており、野積みになっている石の山の間を使い、出入りの車両がない状況を確認しながら中で遊んでいたものでした。昔のことですから、出入りが自由にできておりました。塀や柵などで囲まれていたわけでもないので、草野球や鬼ごっこ、ベーゴマ、めんこなどでの遊びや、大人たちは通称ライオン池という池があり、そこでの釣りを楽しむ釣り人たちにぎわっていたものです。

そういった広場が存在していた場所に、昭和39年の東京オリンピックが開催されることを契機に大田区の総合体育館が建設されることとなり、現存する建物は解体され、最初の総合体育館や分館、裏には区役所第3庁舎、蒲田東特別出張所、蒲田図書館などがつくられてきたものを見て育ったわけです。それまでの昭和30年代、体育

館前の国道15号線向かいの梅屋敷公園の中に存在しておりました平屋づくりの梅屋敷体育館や相撲場、弓道場などが、多くの区民やスポーツ愛好者の方たちが集い、にぎやかに活用してこられた施設がありました。その木造体育館は解体、土俵は移設され、地域の中のありようもだんだん様変わりしていきました。

その後、大田区を見渡せば、文化センターが建設されるようになり、気がつけば11施設にまで設けられたと思います。文化センターが設けられた地域では、思い通りの活用の中で、集会室や体育室などおのおの利用者の趣味や趣向を凝らしてサークル活動につないだり、心身の健康を維持していくすべとして貢献してきた施設の在り方として認識をしてきたものです。そういった中で、利用者の連絡協議会組織の発足までに機運が高まってきて、お互いに文化センター利用者目線での情報交換を行ったり、活発な活動に至り、地域の活性化に貢献してきたものと考えます。

一方では、近年、超高齢化が進んでおり、厚生労働省によれば65歳以上の方がいる世帯の半分以上がひとり暮らしと言われています。また、昨年の孤立死2万2000人余のうち、65歳以上の方が7割を占めること、死後数日してから発見されるケースも多く、独居高齢者の孤立は社会問題、課題となっています。また、日本全体の世帯の将来推計は、2050年には単身世帯が4割を超え、独居高齢者は2020年と比較しても1.6倍に増加していくこととされ、大田区においても世帯数の減少に反して独居の世帯数は増加していくことが見込まれています。

そういった傾向であります。若い世代の皆様は目を移すと、人との交流という点で、SNSや生成AIなどバーチャルな媒体の利用は進む一方と考えます。リアルな対面でのやり取りにつながり難しく、ましてや地域における人との関わり合いは、今後一層希薄になっていくことが危惧されています。

一方、スポーツや文化芸術活動は、学生時代からの部活動や趣味としてのサークル活動など、時代や世代を問わずに、競技性や活動の発表としての意義だけでなく、人と人との関わりを深め、チームワークを育むものであると考えます。地域の文化センターは、人と人がつながることのできる身近な場であり、その意義はますます高まっていくものと考えます。先日、池上文化センターに行く機会があり訪れた際、利用者の方たちが将棋を大変楽しんでいる様子でした。地域の輪がつけられている様子を拝見し、利用者皆様の居場所になっているように感じました。日頃より文化センターにおいては、囲碁、健康マージャン、書道、絵画等の文化活動から、スポーツでは、卓球、バレーボール、ダンス等も人気のようで、世代を問わず活発に活動されています。いずれも同じ活動や学びへの思いを持つ方たちが集まるものであり、共に楽しみ、技術、チームワークを高め合うなどして結束も生まれやすいものと考えます。ある意味では、利用者団体の協議会が存在しているのも、そのことに象徴されているのかと考えます。

こうした身近な地域での様々な活動は、高齢者のみならず、各世代に共通して個人の生きがいややりがいを満たすだけでなく、人と人とのつながりを深め、社会での孤立防止につながることも期待できると考えています。

そこで伺います。3月の予算特別委員会においても、文化センターの組織改正の意図を伺い、文化センターを交流、学び、コミュニティ形成の場としていくと答弁してもらいましたが、文化センターの意義、現在の課題を踏まえ、今後どのように生涯学習施策を進めていくのかお聞きいたします。

文化センターの利用促進につながる取組について伺います。

文化センターは、体育室や集会室のほか、和室や調理室など様々な部屋を有する一方、どうしても老朽化、経年劣化が進み、設備の不具合など利用勝手も悪くなり、従来から活用されている区民の皆様からすると、必ずしもイメージがよくないところであり、施設としての認知度もさほど高くないところになってきているものと受け止めています。既存の社会教育関係団体の皆さんにはなじみの施設でも、新たな利用者の巻き込みが図りづらく、それゆえ既存の各サークルにおける新規会員の呼び込みといった課題にもつながっているのではないかと考えます。

これらを解決するには、既存の手法だけにとらわれないやり方や、初めての人でも入りやすい呼びかけにより文化センターを知ってもらい、利用につなげていくことがまず重要になると考えます。文化センターがない地域の方たちは、近くに施設がある地域の人たちを羨ましがったりしたこともあったように聞いていました。そういう意味では、地域を横断的に仲間づくりがなされ、互いに声をかけては活気づいた活動にしていっているところ

も理解しています。

そこで伺います。文化センターにおける利用促進に関する取組、また、今後の活性化に向けた展望についてお聞かせください。

ゆいっつの設置目的を踏まえた取組と今後の展望について伺います。

近年、青少年や若い人たちのマナーや、年長者、お年寄りに対する思いやりを敬う心の欠如についていろいろ考えさせられます。電車などでの優先席にさっと腰を下ろして座りスマホを見ていたり、周囲にお年寄りがいても席を譲って差し上げなかったり、昔は優先席が設けられていなかった時代であっても、お年寄りを大事に敬い、席を立て譲ったりできていた時代が日本でもあったと思っています。今の時代でも韓国や台湾の若者は、まだ席を譲るといった行動が見られると理解しています。たまたま縁があり、出かけていった先の国で見た光景だったからであります。たったそれだけのことでいろいろな考えさせられてしまうのであります。小さなこどもを連れて大変そうに見えるお母さんに声をかけたり、気遣いがあったように思うのですが、そんなことを感じているのは私ぐらいなのでしょう。

私も、平成元年よりPTA活動を長く取り組んできた一人ですが、当時を考えると、家庭がやるべき教育と学校がやる教育を考えたものでした。すなわち、しつけといった道徳は家庭がやるべき教育であると。しかし、今の学校では道徳教育も担うことになっていて、家庭における、または地域における教育といった観点ではあまり議論がなされなくなっているのが現状であると思います。社会教育を行う環境としては、特に区内に施設が設けられていなかった昭和の時代でしたが、平成に入る頃、青少年ユースセンターという名称の施設が開設されました。PTAで担った学校開放事業に参加していた児童たちを引率して、青少年ユースセンターでよく合宿をさせてもらい、活用したものでした。青少対などでも、泊まりの事業を計画して、キャンプ場でキャンプをしたり、キャンプファイヤーをしたりですとか、若い頃には相当活用させていただいたことが懐かしく思い浮かべられます。このエリアはとてもいい環境であると思います。隣にキャンプ場を備えている宿泊施設を、しかも、青少年優先の施設を設けているのは、都内で現段階でもあまり存在していない中で、本区がそれを持っていることが特徴であります。

近年、区内の18青少対では、ゆいっつを活用しての事業計画を各地区でどうされているのかなと考えているところでもあります。青少年の道徳教育の一端を社会教育として考え、家庭教育の手助けを考え、いろいろな取組ができるのではないかと思います。先ほどお話しした文化センターを活用しての環境づくりだけでなく、青少年の健全育成に当たっては、青少年交流センターゆいっつにおける活用の働きかけも重要になっているのではないかと考えます。この施設も、生まれてからかれこれ40年近くになってきていると思われます。ゆいっつの成り立ちを踏まえて、その設置意義を果たすべく、どのように取り組んでいくことになり得るのか、今後の計画が気になります。

そのゆいっつも、ゆいっつとして開館して7年ほど経過してきていると思います。東京2020オリンピック・パラリンピックでのブラジル選手団の受入れのほか、最近では区内外から様々なスポーツ団体などの活用があり、誘客に向けた取組も行っていると聞きますが、引き続き頑張って取り組んでいただくことをお願いしておきます。この地域エリアはスポーツを楽しむ資源も多くあり、青少年をはじめとした多くの方にご利用いただく中で、ゆいっつは施設としての利用も当然ながら、様々な機会や資源と連動させた交流など活用の可能性は幅広く、まさにスポーツ、文化をはじめとする活動の拠点として活用させていくことを期待するところでもあります。身近な活動の場としての文化センターの取組と併せて、ゆいっつにおける働きかけ、魅力向上を図っていくことは、青少年育成や生涯学習、いずれの観点でも重要と考えるところです。

そこで伺います。ゆいっつの設置意義や機能を踏まえて今後どのように取り組んでいくのか、施設の有効活用、社会教育的な施設運用を踏まえ、お考えをお聞かせください。

公共施設整備における駐車場を確保の考え方について伺います。

生涯学習や青少年健全育成の場となる施設について、文化センターや、ゆいっつなどに触れてまいりました。今後、大田区が設置または更新していく公共施設についてですが、数年前に大田区区民センターの老朽化に当た

り、当該施設の更新、建て替えが計画されて、竣工した施設があります。名称をカムカム新蒲田といいます。解体前の区民センターには随分と機会があり訪れ、施設を活用させていただきました。多くの思い出もつくらせていただきました。旧センターは車で出かけることもできましたし、自転車もそこそこ台数を置けたものでした。多機能を備えた施設であり、区民のいろいろなニーズに応じてきた施設だったと評価しています。

その施設が建て替えられカムカム新蒲田となりましたが、施設の駐車場については、障がい者用の駐車スペースなどに限定されています。駐輪場もスペースは広くはないとなると、従来の施設のほうが区民目線でできている設備内容になっていたとの感想を持つのであります。カムカム新蒲田の立地を考えると、新蒲田の地域の方たちが主に活用されるような施設では必ずしもないわけですし、大田区中からお出かけになられることも当然あることと考えます。民間の時間貸し駐車場の整備を当てにするだけではなく、施設利用者の都合も考えると、付帯設備としてカムカム新蒲田の利用者用の駐車スペースを設けることは、近隣の路上駐車迷惑防止の観点から必要ではなかったのかと感じています。

先ほどのゆいっつも、今は施設の前にスペースが従来どおりあっても、施設前の駐車許可はあまりされていないのが現状であります。遠方から施設を利用される人たちの利便性を考え、利用者団体の活用のしやすさを考えるとき、車を締め出すべきではないと考えます。やむを得ず車を利用されるケースはあっても当然と考えます。柔軟に対応が求められ、施設に対するイメージも好感を持って変わってくるものではないかと考えます。団体同士の交流など考慮する際、駐車場があるのとないののでは、施設近隣での駐車スペース確保の難しさ、利用者が駐車場探しをすることで負担を感じさせない、施設そのものに駐車場が備わっている施設整備が今後求められるのではないかと考えます。

そこで伺います。区の公共施設整備において、駐車場の確保はどのような考え方にに基づき計画されているのか、今後の取組の方向性をお答えください。以上で質問を終わります。(拍手)

○鈴木隆之議長 理事者の答弁を求めます。

○河原田施設整備担当部長 私からは、区の公共施設における駐車場確保に関するご質問にお答えします。

公共施設の駐車場につきましては、施設機能の円滑な運営に資するほか、施設へのアクセスに車を必要とする方々をはじめ、利用者の利便性の向上や周辺の路上駐車を防止する役割を果たすなど、区民の皆様の快適な施設利用と生活環境を確保するために必要な機能であると認識しております。

このような認識の下、区で公共施設整備を進める際には、法令による付置義務台数を確保した上で、限られた敷地での施設ボリュームや利用実態などを所管部局から聴取し、運営上必要な台数を算定しています。設計段階では、設計事務所との定例会議などに所管部局も出席し、考え方を共有しながら検討を進めており、車による周辺環境への影響も含め、総合的な判断の下、必要台数を決定しております。今後も公共施設の運営上の必要性を踏まえ、駐車場を適切に設置することで、区民サービスの維持向上を図ってまいります。私からは以上です。

○中村スポーツ・文化芸術担当部長 私からは、生涯学習と青少年の健全育成に関する三つのご質問にお答えいたします。

初めに、生涯学習施策の考え方に関するご質問ですが、学びの場に供する社会教育施設、青年館として開設された文化センターは、長年にわたり地域の皆様にとっての学び、交流、創造の拠点として極めて重要な役割を果たしております。文化センターの意義は、貸し館機能にとどまらず、学びや活動の場の提供を通じて個人の余暇時間を充実させ人生を豊かにすることに加え、世代間交流の促進、地域コミュニティの醸成の場となる生涯学習活動の原点、大田区版公民館としての機能を有することにあると考えます。

一方、現在の文化センターを取り巻く環境は大きく変化しております。地域のつながり、近隣関係の希薄化と言われる中、地域活動の担い手不足や世代を問わずに孤立化も深刻になっております。このような状況だからこそ、文化センターを核とした地域コミュニティの再構築が求められていると考えます。身近な文化センターでの様々な学びやサークル活動は連帯意識も生まれやすく、そこでの緩やかなつながりは、さらなる学びや主体的な地域活動に発展し、地域課題の解決につながることが期待されます。

そこで、現在検討を進めている次期おおた生涯学習推進プランにおいて、区内11か所に点在する文化センター

は、地域の学びを支える場、学びをきっかけにつながり生まれる場として位置づけていく考えでございます。生涯学習は、区民一人ひとりの幸福度を高め、人のつながりを育む中で、住みよい地域をつくるための根幹となります。地域で身近な文化センターが次世代においても、より親しまれる場所となるよう、全力で生涯学習施策を推進してまいります。

次に、文化センターの利用促進及び今後の活性化に関するご質問でございますが、利用促進を図り、新たな呼び込みにつなげるためには、文化センターという場を知っていただくための発信や、様々な学びのきっかけづくりが重要と考えます。そうしたことから、区ホームページには、文化センターへ行ってみようと呼称したページを新設し、相談会などの情報も掲載するとともに、生涯学習ウェブサイトおおたまの森においては、様々な分野の体験動画を掲載するなど、学びの一步目を後押しする発信を進めております。

学びの環境づくりには、発信と併せて中間支援機能による活動の後押しが重要であると捉えております。現在、区の指導員が3か所の文化センターへ定期的に赴くことで、学びや活動の伴走支援を行っており、今後もこうした取組を広げていく考えです。当該指導員が学びやサークル運営の相談、利用者とサークル活動のマッチングなどを行い、地域とのつながりを深める中、近隣図書館や地域包括支援センターと連携した事業や、10を超える社会教育関係団体の協力によるサークル見学会の実施など、新たな広がりも生まれております。また、利用促進における新たな視点として、一部の文化センターにおいて、和室の一部洋室化や調理室のキッズスペースの設置などを試行してございます。

引き続き、発信と施設機能の向上とコーディネート機能を向上させながら、文化センターが地域における学びや交流の拠点として、その意義を十分に発揮できるよう取り組んでまいります。

続きまして、ゆいっつの設置意義を踏まえた取組に関するご質問にお答えします。

大田区青少年交流センターゆいっつの前身である平和島ユースセンターは、団体生活を通じて青少年の健全な育成を図ることを目的として設置し、様々な学び、スポーツ、文化などの宿泊研修や各種活動にご利用いただいております。その後、老朽化に伴う改修を経て、令和元年10月、ゆいっつと名称を変えて開設した後も、体育室、集会室などの活動場所や宿泊機能の提供といった従来の機能に加え、教室の増築やWi-Fi環境の整備など機能の充実も図ってまいりましたが、社会教育の実践の場としての意義は変わりません。こうした団体活動の場は、寝食を共にすることで、時間管理やルールの遵守など社会的な規範が育まれ、青少年の心身の成長を促し、自立を後押しするものであると考えます。

施設の周辺には、大森ふるさとの浜辺公園、平和の森公園、大田区総合体育館のほか、民間企業のグラウンドやホッケー場があることから、全国の社会人スポーツチームや部活動の合宿などに伴う宿泊が年々増え、青少年との交流事業につながった例も聞いてございます。また、夏休みに学びや体験につながる事業を実施するほか、平日の夕方は空き室を実習室として開放するなど、近隣の児童や生徒の居場所づくりにもつなげております。本施設のスタッフが24時間滞在している利点を活かし、小規模災害の対応として、空き室を住宅火災被災者の一時避難スペースに供するなど多様な活用も試行しているところでございます。

区としては、引き続き、ゆいっつを起点にスポーツ、文化、国際など、様々な活動を通じた交流を生み出す中で、社会教育施設としての役割を果たすとともに、時代の要請に応じた活用も検討してまいります。私からは以上でございます。

○鈴木隆之議長 次に、12番中坪悦子議員。

〔12番中坪悦子議員登壇〕（拍手）

○12番（中坪悦子議員） 自由民主党大田区議団・無所属の会の中坪悦子です。私が区議会で仕事をさせていただき3年が経過をいたしました。その間、区民の皆様から多くのご相談やご意見、ご要望をいただくとともに、期待をされているなど感じることも多々ございました。そうした方々の思いを乗せて、本日は質問させていただきます。

最初の質問は、生活保護についてです。

大田区の生活保護世帯数は2008年度9172世帯でしたが、2022年度1万3135世帯と年々増加傾向にあり、2012年

頃をピークに、近年は1万1000から1万3000世帯、年間で300億円から350億円で推移をしております。これは23区の中でも高い水準となっております。区民の中には、生活保護受給者に対してよい感情を持っていない方がいらっしゃると思います。働ける状態にあるにもかかわらず生活保護を受けている人がいるのではないかと、そのようなご意見もあることから、大田区的生活保護の実態に本日は触れていきたいと思っております。

生活保護は日本が誇るすばらしい制度だと私は考えております。私が戦友と思っている同年代のIT企業の社長がおります。3年前に私が当選してから初めて打ち明けられた話ですが、彼は父子家庭で育ち、父親はけがのため仕事ができず、生活保護を受けており、兄弟も複数いる中で大変貧しい生活をしていました。しかし、生活保護という制度があったから自分は高校まで進学することができた。この国の生活保護という制度に本当に感謝している。だから、国に恩返しをするために一生懸命働いて納税していきたい、そのような思いから起業された社長がいます。この話を聞いたときに、こういう人材を育てた日本の生活保護という制度、本当にすばらしい制度だと改めて感動いたしました。

高齢や病気やけがで働くことができない方、そういう方のために、本来は生活保護という制度があると思います。一時的に生活保護を受け、生活を立て直し、そこから努力して働いて収入を得て、生活保護から抜け出すこと。このために生活保護を活用することについては、多くの区民の方の理解が得られるかと思えます。しかしながら、不正受給や感謝の気持ちがなく、行政にクレームばかり入れて保護を受けて当たり前のような人、そういう一部の方のために生活保護という制度の印象自体が悪くなっていることが非常に残念です。自立廃止数を増やしていくことが必要だと考えております。

そこで伺います。生活保護受給者の中で、就労者がいる世帯数と収入増によって保護廃止になった世帯数の割合を伺います。また、保護廃止世帯数が多い高齢世帯の方の廃止理由の内訳もお示しください。自立廃止に対しての区の目指す方向性、それに向けての取組について伺います。

次に、継続就労・継続保育家庭における出産要件の運用について伺います。

東京都の2025年の出生数は、前年から857人増え8万5064人となり、10年ぶりの増加となりました。大田区においても出生届件数は、令和6年度は4318件、令和7年度は4438件と120件増加いたしました。区の子育て支援に係る政策の成果であると高く評価いたします。一方で、希望した園に入所ができなかったというフルタイムで共働きの世帯の方からの悲痛なお声をいただく機会が多くなりました。利用調整指数の問題です。夫と妻で合計22点では人気の園に入所することは難しく、本来は認可保育園に入所したいところを、認可外保育園を利用している場合もあります。しかし、認可外保育園の中には3歳児クラスがない園もあり、進級移行せざるを得ないケースがございます。

継続就労・継続保育家庭であるにもかかわらず、進級移行が新規入所扱いとなってしまう、その間、新しい命を授かり、妊娠したことを区へ報告するタイミングや出産のタイミングによっては指数が大幅に下がってしまい、待機しているお子さんの家庭の指数を下回ると、その月で保育園を退所しなければならない状況に追い込まれてしまう家庭もございます。

例えば、武蔵野市では、保育施設の利用案内において、4月新規入所直後の育休取得であっても、以下のケースに該当する場合は、実質的な保育の継続利用とみなすルールを明確に設けております。対象となるケースは、連携施設がない地域型保育事業の卒園児が認可保育園等に入所した場合、また、認可外保育施設、幼稚園からの転所児及び卒園児が認可保育園に入所した場合、適用される特例としては、通常、新規入所直後の育休取得は認められないか、短期間での復職を求められますが、上記に該当する場合は、生まれた下のお子さんが1歳に達する日の前日まで保護者が育児休業を取得しながら在園できるとしています。

また、世田谷区では、みなし育休を含めた広範な継続補償を行っております。4月新規入所であっても、入所前から認可外保育施設等で継続して週5日フルタイム等の就労・保育実績がある場合、入所直後の出産・育休移行に対して機械的な退園処分を行わず、事前の就労実績を考慮し、実質的な継続保育として扱う余地を運用の中で残すという実態重視の運用を行っております。

さらに、江戸川区、足立区では、そもそも新規か継続かを問わない先進的な例もございます。認可外からの移

行に限らず、近年一部の自治体では4月新規入所であろうが、在園児であろうが、上の子の保育の必要性和児童福祉を最優先するという観点からルールの壁自体を撤廃し、ルールのフラット化を進める動きがあります。入所後2か月以内に復職しなければ退園という一律の縛りを見直し、新規入所直後の出産であっても、上の子の環境変化への配慮及び復職意思がある場合は、育休期間中の在園を認めるという運用へのシフトをする区が増えております。

いくつかの事例をお示しいたしましたが、子育てNo.1を掲げる大田区にとって、共働き世帯にも、もっともつと目を向けるべきだと思います。他自治体の事例を参考に、ニーズに合わせた制度設計に見直しをしていくことが重要だと考えます。

そこで伺います。実態として、継続就労家庭、継続保育家庭、産後1年以内復職予定家庭であるにもかかわらず、認可外卒園に伴う年少新旧以降が形式上、4月新規入所として扱われ、出産要件家庭として扱われることに対し、区のお考えをお聞かせください。また、他自治体の事例のように、共働き多子世帯ニーズに合わせた柔軟な制度設計が必要と考えますが、区の見解をお示しください。

次に、私道における区の条例の運用について伺います。

区内には私道が多く存在いたします。特に消防団で保有している可搬消防ポンプ積載車が侵入できないような狭い私道もあります。先日、消防団員として矢口消防署で行われた震災図上訓練に参加をいたしました。その際に、西蒲田4丁目から5丁目にかけての一部の地域は消防活動困難地域とされており、積載車が進入できない水源となる消火栓や防火水槽からも距離があり、ホースを何本か接続しなければならないような状況であるということを知りました。消防団に入団し、初期消火で火災を食い止めることが重要であることを日々の活動の中で学んでおりますが、身近な場所がそのような地域だということを知り、改めてどうすればこの地域の方々を救えるのかということを考えさせられました。

区では、平成16年に大田区狭あい道路拡幅整備条例が制定されました。この条例は、区民の理解と協力の下に、狭あい道路の拡幅整備を推進することにより、安全で快適な住環境の形成と災害に強いまちづくりに資することを目的としております。本条例制定後は、建て替え工事を行う際には、建築主は敷地の一部で、当該敷地と狭あい道路との境界線と、当該狭あい道路の中心線から水平距離2メートルの線を確保し、拡幅整備をしなければならないとの条例の記載にあるとおり運用されていることと思います。

しかし、平成16年条例制定以前の私道に関しては、例えば私道上にプランターを置く、ブロックを置く、常時車や自転車などを止めて駐車場代わりにしているなど、私道を占拠している区民と近隣住民との間でトラブルになっているというご相談をいただくこともあります。条例制定後の建て替え工事に関しては、建築確認申請等を行う際に区の建築調整課と協議を行うことになっており、狭あい道路拡幅整備を行い、近隣と友好な関係を維持しながら工事に着工するという流れとなっております。条例制定前に建設された建物の所有者についても同様で、今後、建て替え工事を行う際には、事前協議が必須項目となっていること、近隣住民との良好な関係性を保つことは大切であること、条例の趣旨をご理解いただけないケースに潜んでいる危険性なども知っていただく必要があると考えております。

そこで伺います。区は、これらの状況をどのように捉えているのか教えてください。また、区民の皆様にも、大田区狭あい道路拡幅整備条例の内容をご理解いただくだけでなく、条例の趣旨をご理解いただけないケースに例えばどんな危険性があるのかということを分かりやすく図解などで示し、条例制定の背景への理解も深めていただくために、区報やSNSや公設掲示板などで積極的に広報を行っていただきたいと思いますと考えますが、区のお考えはいかがでしょうか。

次に、旧羽田旭小学校跡地開発事業の進捗状況について伺います。

令和8年度予算特別委員会でも、旧羽田旭小学校跡地開発事業について、公民連携の手法により選定した事業者との連携を密にして、持続可能なものづくりエコシステムを実現していくと力強い答弁をいただきました。本日は、その後の進捗について質問したいと思います。

エコシステム実現に向けた取組として、令和8年4月24日金曜日に、選定事業者主催で第1回メーカーズコロ

シウムが類設計東京事務所にて開催されました。私は途中からの参加でしたが、表彰式を観覧することができました。来賓には、ものづくりの権威東京大学名誉教授の藤本隆宏氏がいらっしゃっており、その中でトヨタ自動車のカラーラとMR 2の開発秘話の話をされていたことが印象的でした。売れる製品カラーラをつくる部隊は、企業にとって売上げ、利益を上げるためにももちろん必要でございます。しかし、技術者にとって魂に火をつけるような、わくわくするようなもの、世間をあっと言わせるようなもの、好奇心をそそるもの、こうした技術者の琴線に触れるような実験、開発、試作を行える環境、これが仕事をより面白くしていく、そんなゲリラ戦を行う部隊こそが企業には必要なのだと、目をきらきらと輝かせて藤本教授はおっしゃっていたのが印象的でした。

MR 2は、ミッドシップで後方にエンジンを搭載した日本初のスポーツカーで、これは予算がつかない中で、試作工場の有志が土日に工場に集まり、アングラ的なゲリラ戦を繰り広げ、単品試作自動車成形したものです。当時のトヨタの社長が出勤するときに通る動線を調べ上げ、その動線上にこのMR 2の試作車をさりげなく置いたところ、何だこれとは社長の知るところになったそうです。そして、この研究開発を続けたいという研究者の熱い思いに、そうか続けろと短い裁断が下り、開発継続の決定がなされました。スクリーン上のモニターに映し出される設計図だけではなく、その場に物があることが意思決定を動かす。そういったものづくりへの興味につながると確信しております。

そこで伺います。旧羽田旭小学校跡地開発事業が着々と進んでいることは、大変うれしく思っております。本事業が掲げるものづくりエコシステム実現に向けて、選定事業者主催のものも含め、具体的な取組内容について教えてください。

先日、我が母校の岐阜大学工学部のOBたちと会う機会がありました。岐阜大学の先輩方はそうそうたる一流企業に入社しているものの出世は遅く、技術最先端を長く経験してから晩年に出世する方が多いのが特徴です。国立理系の出世コースといえば、東大、京大、阪大、東工大ですが、その2番手として確かな技術力を磨き、定年を過ぎても技術の現場で必要とされているそうです。そんな先輩方も、大田区の企業には大変お世話になった、大田区の技術力はすばらしいというお話を、口をそろえておっしゃっていただきました。

そして私は、大田区議会の中で唯一の工学部出身でございます。日本の半導体産業を支える岐阜県出身の私が、今こうして区議会です仕事をさせていただいていることに使命を感じております。大田から羽田、そして、羽田から日本の技術を世界に羽ばたかせることを願い、質問を終わります。（拍手）

○鈴木隆之議長 理事者の答弁を求めます。

○青木産業経済部長 私からは、ものづくりエコシステム実現に向けた具体的な取組に関するご質問にお答えを申し上げます。

旧羽田旭小学校敷地活用事業において整備中の産業支援施設は、公民連携手法を活用し、令和4年度にプロポーザルによる選定の結果、事業者を決定いたしました。本施設は、工場を有する製造事業者が、いわゆる賃貸工場として入居する一般的な工場アパートではなく、国内外の大手企業やスタートアップなど多様なプレーヤーの誘致、試作開発、量産段階における区内町工場への部品発注、大学、大学発ベンチャーとの連携による人材育成支援など、区内への波及効果を創出するものづくりエコシステムの実現を目指すことをコンセプトにしており、現在、事業者とは最低でも月1回の情報交換を行い、精力的に事業を進めてございます。

お話のように、選定事業者が令和8年4月にものづくり技術の実装力に特化した新たな試作技術コンテスト、第1回メーカーコロシウムを開催し、独創性に富んだものづくり関係者が参加をいたしました。また、5月には、スタートアップと町工場の連携手法に関するセミナーが開催されまして、区の職員も会場に足を運びましたが、町工場との出会いを求める多くのスタートアップ等が参加していることを確認させていただきました。試作開発案件を手がける区内ものづくり企業との協力体制構築や、大企業、金融機関大学と積極的にコンタクトし、ネットワークづくりを今後も進めてまいります。

ものづくりに関わる多様なプレーヤーを誘致することなどにより、区内への波及効果を創出することで、ものづくりを進化させる唯一無二の大田区版ものづくりエコシステムを目指し、選定事業者とも緊密に連携し、アドバイザーや関係者への橋渡しなどを行いながら、区として新たな挑戦や共創が自然に生まれる環境づくりを力強く

進めてまいります。私からは以上です。

○政木福祉支援担当部長 私からは、生活保護受給者の就労に関する2問のご質問にお答えをさせていただきます。

令和7年度につきましては、高齢者世帯や傷病者世帯等を除く就労可能世帯は約1200世帯でありまして、このうち世帯の中に就労者がいる受給世帯は約800世帯、67%程度となっております。就労による収入額は世帯により異なりますが、就労が順調に推移して保護基準額を超えた場合であっても、それが一過性のものである場合や非正規雇用などで不安定な状態にある段階での保護廃止は、生活の再困窮を招くリスクがあります。このため、収入が保護基準額を超えた際には、就労が安定して継続するかどうか数か月間注視し、安定した就労が継続すると判断した保護世帯は、その後、生活保護を停止した後、保護廃止となります。

令和7年度に就労による収入増で保護廃止となった世帯は69世帯となり、これは就労可能世帯の約6%となっております。また、保護廃止世帯の大部分は高齢者となっており、高齢者世帯7339世帯のうち924世帯、約13%が保護廃止となっております。廃止の理由といたしましては、死亡が668世帯、収入増加が79世帯、施設入所や様々な理由によるものが177世帯となっております。

次に、区における自立廃止に対する方向性と取組についてでございます。

就労による生活保護廃止となることは、受給者の自立した生活につながる重要な意義を持ちます。また、働くことで社会と結びつくことは、生きがいにもつながってまいります。区では、就労支援の取組として、おおた就労支援コーナーの設置等、ハローワークとの連携に基づいた事業をはじめとし、様々な就労準備支援事業プログラムを実施して、就労意欲の喚起を含め、受給者それぞれに合った支援を行っております。

一方、生活保護受給者自立のための就労には、地区担当員による支援は欠かせません。様々な課題を抱えている生活保護受給者に対して、ご本人の希望を丁寧に聞き取り、適性を見極め、共に課題を整理しながら支援の構築に努めております。区は、今後も就労後の定着支援も視野に入れながら、効果的かつ適切な就労支援に取り組んでまいります。私からは以上でございます。

○森岡こども未来部長 私からは、保育園に関する共働き多子世帯のニーズに合わせた制度の見直しについてのご質問にお答えいたします。

初めに、認可外保育施設に入所していた児童が、認可保育所の利用を希望する場合の扱いですが、議員お話しのとおり、継続利用の扱いではなく新規入所の扱いとなります。これは、認可保育所へ入園する際には、児童福祉法で定める利用調整の手続きを新たに行うことが必要となるためでございます。また、4月の入所直後に出産する保護者が妊娠・出産要件の家族として扱われるという件ですが、保育の必要性の要件は区条例に規定されており、就労のほか、妊娠や出産、同居親族の介護や看護、求職活動などが列挙されております。

4月入所の際の利用調整は、4月の保護者の状況を前提に行うため、入所直後に出産等の状況の変化が生じた場合、現在の区の制度では、原則として、就労要件ではなく、妊娠・出産要件となります。確かに児童に対する保育が継続されている状況ではありますが、保育の必要性があることを保護者が申請し、自治体の認定を受けるという制度上、これらの手続きには一定の合理性があるものと考えております。

一方で、国がこども施策の方針であるこども未来戦略において、共働き・共育での推進を取組の柱として掲げ、育児休業制度の拡充などを盛り込む中、本区における今年度の入所申請においても、共働き世帯の申込みが増えている状況にあります。こうした状況を踏まえると、子育てNo.1都市を目指す本区としても、共働き多子世帯に配慮した運用の見直しについて検討が必要であると考えております。今後は、他の自治体の取組事例も参考にしながら、区としての方向性を整理してまいります。私からは以上でございます。

○杉山まちづくり推進部長 私からは、狭あい道路拡幅整備事業に関しますご質問にお答えをさせていただきます。

区内に私道が多く存在する中で、狭あい道路の拡幅整備につきましては、防災性や通行の安全性確保のほか、大変重要な施策だと考えてございます。特に建築基準法に基づく2項道路に関する狭あい道路拡幅整備事業におきましては、該当する私道についても後退、いわゆるセットバックにより幅員の確保を進めるなど、一定の公共

的機能を踏まえた改善を図っているところでございます。こうした狭あい道路に係る取組が進む一方で、市道は原則として所有者の財産であり、行政が公道と同様に、日常の利用方法や設置物の有無等について法令に基づき、一律に強制することが難しい側面もございます。

例えばプランターやブロック等の設置、常時の駐車などが確認された場合におきましては、個別の状況を踏まえ、当事者に対して注意喚起や助言、調整を行うなど、可能な範囲で安全確保に向けた粘り強い働きかけを行っております。私道の管理、利用の在り方は、所有者の権利や実態を前提としつつも、狭あい道路の目的である将来の通行支障の未然防止につなげてまいりたいと思います。条例内容の周知につきましては、区報に加え、この公設掲示板や公式LINEなども活用し、効果的な周知方法により、引き続き所有者にご協力をお願いしながら、安全で快適な住環境の形成と災害に強いまちづくりを実現してまいります。私からは以上です。

○鈴木隆之議長 次に、14番柿島耕平議員。

〔14番柿島耕平議員登壇〕（拍手）

○14番（柿島耕平議員） 自由民主党大田区議団・無所属の会、柿島耕平でございます。通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

初めに、利用者目線に立ったデジタル窓口と情報発信の再構築について伺います。

現在、区政情報や行政サービスにアクセスする手段は多様化をしております。区のホームページ、LINE公式アカウント、防災アプリ、ごみ分別アプリ、各種SNSや、さらには分野ごとの個別アカウントなど様々な情報発信手段がございます。それぞれに目的や役割があることは理解しますが、利用する側から見れば、どこを見ればいいのか、どのアプリやアカウントを使えばいいのか分かりにくくなる場面もございます。直近の予算特別委員会におきましては、我が会派のえびさわ圭幹事長から、区のアプリやデジタルサービスの在り方について部局横断で検討すべきとの趣旨の質問がございました。これに対して区からは、DX推進本部等において部局横断的に議論を重ね、部局最適から全体最適の視点を踏まえ、公式アプリの最適な在り方を決めていくとの答弁がありました。

将来的な統合アプリや共通プラットフォームの検討は重要であります。私は今回、そこに至る前段階として、今年度のホームページリニューアル、また、順次機能が拡充されているLINE公式アカウントの活用、そして事業者向け手続きのデジタル化も含め、今ある情報発信手段や行政手続きの入り口を利用者目線でどう整理していくべきかという観点から質問をさせていただきます。

今年度、大田区ではホームページのリニューアルが予定されており、また、さらにおおたの窓口2.0を推進する予定となっております。おおたの窓口2.0は、行かない、書かない、待たない、回らないスマートな行政サービスの実現を目指す大田区のDX推進の取組であり、デジタル技術や施設の再編を活用しながら、区民のライフスタイルに合わせた利便性の高い窓口サービスへと段階的にアップデートしていくものとなっております。これは、区民サービスの向上に向けて非常に重要な取組です。また、その一方で、窓口サービスの改善は庁舎や特別出張所などのリアルな窓口だけで完結するものではありません。区民が情報を探し、手続きの内容を確認する手段は、従来のチラシや掲示板、窓口での案内に加え、ホームページやSNSなどオンライン上の情報へと広がっております。今後は、区民が最初に行政サービスへアクセスする入り口として、デジタル上の窓口の重要性がさらに高まっていくものと考えます。

また、手続きの中には、オンライン上で完結できるものもあれば、実際の窓口で書類の提出や直接の相談が必要なものもございます。だからこそ、実際の窓口とデジタル上の窓口を別々に考えるのではなく、区民が行政サービスにたどり着き、手続きを完了するまでの一連の流れとしてセットで設計をすることが必要と考えます。来庁せずに済む手続きはオンラインで完結できるようにし、来庁が必要な場合でも、事前に必要書類や手続きの流れを確認した上で、予約や事前入力につなげられるようにすることが重要と考えます。さらに、オンラインで入力した情報が窓口対応に活かされ、同じ内容を何度も書いたり説明したりしなくて済むようになれば、行かない、書かない、待たない、回らないという窓口改革の効果もより高まるのではないのでしょうか。

その意味で、今年度予定されているホームページのリニューアルは、単なるデザイン変更や情報掲載ページの

整理にとどまらず、おおたの窓口2.0と連動し、リアルとデジタルを一体とした窓口サービス全体を再設計する契機として位置づけられるものと考えます。特にスマートフォンからの閲覧のしやすさ、検索のしやすさ、電子申請や施設予約へのつながりやすさ、災害時の必要な情報へのたどりつきやすさ、また、やさしい日本語や多言語対応、アクセシビリティなどは、今後ますます重要になると考えます。

そこで伺います。区民が必要な情報や行政サービスに迷わずたどり着き、円滑に手続きを完了できる環境を整えるためにも、今年度予定されているホームページのリニューアルと、おおたの窓口2.0は、実際の窓口とデジタル上の窓口を一体のものとして捉え、連動して進めていくべきと考えますが、区の見解をお聞かせください。

次に、大田区LINE公式アカウントについて伺いをします。

大田区LINE公式アカウントは、以前と比べて機能が相当拡充されており、手続き、施設予約、防災情報、子育て情報、ごみや、健康・医療、図書館、イベント情報など、区民生活に関わる多くの情報やサービスへの入り口となっております。区のホームページが、区民が必要なときに情報を探しにいく、いわば受動的な情報発信の中心であるとすれば、LINE公式アカウントは、区から区民へ必要な情報を届ける能動的な情報発信の中心になり得るものと考えます。

一方でこうした便利な機能があっても、区民に登録してもらい実際に使ってもらわなければその効果は十分に発揮されません。その意味で、令和9年3月に迎える大田区制80周年は、LINE公式アカウントの登録者数を増やし、区民とのデジタル接点を広げる上で非常に分かりやすく最適な契機であると考えます。80周年記念事業や区内のイベント、また、窓口や図書館、特別出張所、学校や保育園、町会・自治会、商店街など、区民と接する様々な機会を活用し、LINE公式アカウントの登録を促していくことが重要であると考えます。80周年という節目に合わせて周知を強化することで、単なる登録依頼ではなく、区民とのデジタル接点を広げる取組として展開できるのではないのでしょうか。

また、登録者数を増やすだけでなく、必要な人に必要な情報を届ける仕組みをさらに高めていくことも重要でございます。現在の受信設定では、年代、区内在住か区外在住、また居住地域、受信したい情報ジャンルなどを選択できるようになっておりますが、今後は、さらに世帯構成や子育て状況、こどもの年齢層、また、より詳細な地域情報や関心のあるジャンルなど、区民の状況や関心に応じたよりきめ細かな配信が求められると考えております。また、さらに将来的には、本人の同意や個人情報保護を前提としますが、マイナンバーカード等を活用した本人確認や属性情報との連携により、健診、予防接種、子育て支援、高齢者向けサービス、各種手続きや申請期限のリマインドなど、より正確で利便性の高い情報提供につなげられる可能性もございます。

あわせて、LINE公式アカウントの活用を進めるに当たっては、既存のアプリや個別アカウントとの役割分担を整理する必要があります。大田区には、防災アプリ、ごみ分別アプリ、各種SNSなど、目的ごとに様々な情報発信手段があります。さらに、LINE公式アカウントとは別に、環境分野の情報を発信するおおた環境ナビというアカウントもございます。LINE公式アカウントの機能が拡充されている現在、個別アカウントや個別サービスについても、区民にとって分かりやすい情報発信体系となっているか改めて確認する必要があると考えます。LINE公式アカウントや区ホームページの中で対応できるものがないか、整理・集約の可能性を検証することも必要ではないのでしょうか。

そこで伺います。区は、大田区制80周年をLINE公式アカウントの登録促進と利用拡大の契機として、どのように活用していくのか。また、セグメント配信の高度化や将来的なマイナンバーカード等々の連携をどのように進めていくのか。さらに、既存のアプリや個別アカウントとの役割分担の整理について今後どのような方向性で取り組んでいくのか、見解を伺います。

ここまでは、主に区民が区政情報や行政サービスにアクセスする際の利便性について伺いました。一方で、デジタル化による利便性向上は、一般の区民サービスに限られるものではございません。区内の中小企業、商店街、個人事業主など、事業者が行政手続きや支援制度を利用する際の利便性を高めることも重要です。

大田区には、産業振興、創業支援、商店街支援、各種補助金や助成金など、事業所向けの施策が数多くございます。しかし、事業者にとってはどの制度が自社に関係するのか、どの窓口で相談すればよいのか、申請に一体

何が必要なのかが分かりにくい場合もあるのではないのでしょうか。今後は事業者向け手続きについても、オンライン申請や電子添付、申請状況の確認などを進めるとともに、国が主導しているGビズID、Jグランツ、Gビズポータルなどの仕組みを活用しながら、事業者の申請負担を軽減していく視点が必要であると考えます。また、制度を整えても必要な事業者に情報が届かなければ活用にはつながりません。大田区LINE公式アカウントのセグメント配信などを活用し、その方の業種や関心分野に応じて補助金、助成金、相談窓口やセミナー、商店街支援や創業支援などの情報を届ける仕組みを検討すべきではないのでしょうか。

そこで伺います。区は事業者向け手続きのオンライン化や申請負担の軽減についてどのように取り組んでいくのか。また、GビズIDやJグランツ、Gビズポータルなど、国の共通基盤の活用やLINE公式アカウントのセグメント配信等を活用した事業者向け情報発信についてどのように考えているのか、見解を伺います。

次に、災害時における口腔ケア対策について伺いをいたします。

大規模災害時には、避難生活の長期化や水不足、生活環境の悪化などにより十分な口腔ケアが行えなくなることがございます。特に高齢者や要介護者にとっては、口腔内の衛生状態が悪化することで誤嚥性肺炎などのリスクが高まることが指摘されております。避難生活における健康維持のためには、食事、睡眠、トイレ、感染症対策などと併せて、口腔ケアも健康管理の重要な要素として位置づける必要があると考えます。

まず、災害時における口腔ケアの重要性について伺います。

避難生活では断水や物資不足、慣れない環境での生活により、歯磨きや義歯の清掃などが後回しになりがちです。しかし、口腔内の衛生状態が悪化すれば、口腔機能の低下や感染症、さらには誤嚥性肺炎などにつながるおそれがございます。そのため、災害時の口腔ケアは単なる清潔保持にとどまらず、避難生活における健康維持や体調悪化を防ぐという観点からも、重要な取組として位置づける必要があると考えます。

そこでお伺いします。区は避難生活における口腔ケアの重要性をどのように認識しているのか、また、避難生活における健康維持や体調悪化を防ぐ観点から、口腔ケアをどのように位置づけているのか、見解を伺います。

次に、災害時における歯科医師会等との連携について伺いをします。

災害時の口腔ケアを実効性あるものにするためには、行政だけでなく、歯科医師会をはじめ、歯科衛生士、歯科技工士、医師会、薬剤師会、介護職など、関係する専門職との連携が欠かせません。また、災害時の歯科保健医療支援については、日本災害歯科支援チーム、いわゆるJDATのような仕組みもございます。大規模災害時には、区内の関係機関と平時から情報共有や役割分担を確認しておくことが重要であると考えます。特に避難生活においては、ライフラインの途絶や物資不足、人員不足などにより十分な支援が行き届きにくくなることも想定されます。そのような中で、健康面で配慮が必要な方を早期に把握し、必要な支援につなげることが重要となってきます。

乳幼児、高齢者、障がい者や要介護者、また義歯を使用している方など、口腔ケアの面で配慮が必要な方は多数おり、平時ではない状況下では、より一層そのような方を把握する必要があるとございます。また、歯科医療の専門職による助言や支援につなげる体制が求められていきます。

そこでお伺いします。区は、災害時における口腔ケア支援について、大田区内の歯科医師会をはじめとする関係機関とどのような連携体制を想定しているのか。また、避難生活において、口腔ケアや義歯への対応を含め、配慮が必要な方を早期に把握し、必要な支援につなげるため、具体的にどのような体制を整えているのか伺います。

最後に、平時からの備えについて伺います。

災害時の口腔ケアは、発災後に初めて重要性を周知しても十分に浸透させることは難しいと考えます。平時から区民一人ひとりが、非常用持ち出し品の中に、歯ブラシ、液体歯磨きや口腔ケアシート、義歯ケースなどを備えておくことが重要でございます。また、避難所においても、口腔ケア用品の備蓄や避難所運営訓練における啓発、要配慮者への声かけ、健康観察の中での口腔状態の確認など、具体的な取組を進める余地があるのではないのでしょうか。特に高齢者支援、介護予防、健康づくり、防災訓練や学校や地域での防災教育など、平時の様々な機会を通じて、災害時口腔ケアの必要性を周知していくことが重要であると考えます。

そこで伺います。区は、災害時の口腔ケアについて、平時からの区民への啓発や、また、非常用持ち出し品への口腔ケア用品の追加、避難所での備蓄や訓練への反映をどのように進めていくのか、見解を伺います。

以上で私からの質問を終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

○鈴木隆之議長 理事者の答弁を求めます。

○梅崎企画経営部長 私からは、デジタルサービスと情報発信に関する3問のご質問に順次お答えをいたします。

まず、窓口サービス全体の再設計に関するご質問ですが、リアルな窓口とデジタルの手続きを一体的なものとして構築し、区民の皆様の視点に立ち、一連の手続きを組立てていくことは極めて重要でございます。今年度予定している区ホームページのリニューアルは、令和9年2月の公開に向け鋭意作業を進めているところでございます。おおたの窓口2.0に関しましても、今年度から施設の再配置を含め、行かない、書かない、待たない、回らない窓口の実現を目指し、利用者の取組を有機的、戦略的に結びつけております。

具体的には、区ホームページのリニューアルを契機に、オンラインで申請可能な手続き等を集約したページへの入り口をトップページのアクセスしやすい位置に配置してまいります。区民の皆様の目線で、見やすさ、分かりやすさに加え、検索の容易さを追求したユーザーインターフェースを採用してまいります。また、来庁が必要な手続きにつきましても、準備段階において、来庁時の手続きを円滑に進めることができるよう、事前案内の分かりやすさを追求してまいります。

また、検索性の観点からは、生成AIの時代に対応するべく、ページの精査並びに分かりやすい言葉への書き換えを全庁挙げて実施することで、正確な情報を届けられるように検証を重ね、サイト内AI検索を実装してまいります。同時にスマートフォンからも手軽にアクセスできるように設計することで、アプリとの連携を見据えるとともに、プッシュ型で情報を届ける取組も進めてまいります。これらの取組により、行政サービスの質の向上を図り、区民の皆様お一人おひとりのご事情に寄り添った優しい行政サービスを提供してまいります。

次に、区制80周年を契機としたLINE公式アカウントの活用と情報発信手段の整理に関するご質問ですが、区LINE公式アカウントは登録者が12万人を超え、区として主要な広報媒体から、区民の皆様にとりまして欠かせない行政インフラの一つへと位置づけを変える段階にあると認識してございます。区のLINE公式アカウントが区民の皆様と区がつながるメインインターフェースとなるよう、登録者拡大の機会として、今年度、区制80周年記念事業と連動した企画を実施する予定でございます。あわせて、区制80周年を事業者の皆様にもご協力をいただき、協賛も含め連携して取り組んでまいります。さらに、80周年を記念し、はねびょんLINEスタンプを作成し、配布を通じまして区制80周年の機運醸成にもつなげてまいります。

今後のアプリの戦略につきましては、区LINE公式アカウントの位置づけや見直しと連動させ、単純な統廃合を行うのではなく、利用状況や提供価値など費用対効果を見極めた上で、区民の皆様にとって分かりやすさを重視し、入り口をまとめていくことから取組を進めてまいります。また、区LINE公式アカウントとマイナンバーのひもづけにつきましては、必要な制度や技術的な対応、運用面に課題があると認識をしており、こちらは引き続き検討を重ねてまいります。技術革新が加速度的なスピードで進んでおりますが、時代の変化に柔軟に対応し、区民の皆様がデジタル利便性を享受していただけるよう、区としてアプリの最適な在り方をしっかり見定めて運用してまいります。

次に、事業者の手続きの利便性向上に向けたご質問ですが、情報発信から手続き完了まで、一連の流れをデジタルで完結することは大変重要でございます。現在区が実施する事業者向け支援策は、産業分野をはじめ、福祉事業者や建築系の助成金など多岐にわたっております。このため、区LINE公式アカウントのセグメントを事業者にも展開し、業種や関心に応じて配信をすることで、幅広い支援情報をお届けする仕組みの検討を具体的に進めてまいります。さらに、実際に申請する際の手続き環境を整備することが必要となつてまいります。

そこで、区は、電子で文章を返すことのできる環境として、昨年度、電子署名の仕組みを導入してございます。一例としまして、ふるさと納税の事業者宛て返信文書におきまして、従来の紙の公印を押印した文書に代えて電子署名文書を送付する取組を開始してございます。今後はこうした取組を順次拡大するとともに、国のGビ

ズIDやGビズポータル並びにJ グランツ等の活用も見据え、利便性向上を図ってまいります。

こうしたニーズに寄り添った情報発信とオンライン申請環境の整備を一体で進めることで、分野を問わず、事業者の皆様が円滑な手続きをデジタルで完結できる環境づくりを引き続き推進してまいります。私からは以上でございます。

○千葉危機管理室長 私からは、災害時の口腔ケアの備蓄等、平時からの備えに関するご質問にお答えいたします。

避難生活における口腔ケアは、誤嚥性肺炎や感染症予防等の観点から、命と健康を守るための重要な要素です。現在、区公式ホームページや健康イベントなどを通じ、災害時の口腔ケアの重要性を周知するとともに、区の防災あっせん用品に口腔ケア用品を掲載し、家庭での備蓄を促しております。また、避難所に口腔内にも使用可能なウェットティッシュを配備しているほか、歯科衛生士等の公衆衛生チームが避難所を巡回する際に必要な歯ブラシや洗口液などを地域健康課に備蓄しております。今後は、備蓄数量の見直しを検討するほか、避難生活において適切な口腔ケアが行えるよう、手順を明記したポスターを新たに作成し、避難所内への掲示を訓練に取り入れてまいります。私からは以上です。

○酒井健康政策部長 私からは、避難生活における口腔ケアの重要性等に関する二つの質問に順次お答えをいたします。

まず、避難生活における口腔ケアの重要性等についてですが、大規模災害時には多くの被災者が避難所での生活や在宅避難を余儀なくされます。特に高齢者をはじめとする要配慮者は、体を動かす機会や会話をする頻度、食事の摂取量も少なくなり、口腔機能の低下が生じやすくなります。また、断水や物資不足などにより、避難生活の中で十分な口腔ケアが行えない状況が続くと、虫歯や歯周病、口内炎といった口の中の病気だけでなく、誤嚥性肺炎など重篤な疾患につながります。このため区としては、避難生活においても適切な口腔ケアを実施し、区民の命と健康を守る体制を整備することが大変重要であると捉えております。

区は、既に災害時医療救護活動ガイドラインを策定し、歯科医師会等と連携を図り、歯科医療救護所の設置や口腔ケアの役割分担等を位置づけております。さらに、今般、国から示された地方公共団体における歯科保健医療業務指針において、災害時の活動を迅速、的確に行うため、関係機関との災害時対応の共有や人材育成等の体制整備に努めることが定められております。これらを踏まえ、区といたしましても、新たに歯科保健医療に関する災害時対応マニュアルの整備や支援者の育成に努め、より実効性の高い歯科保健医療が提供できる体制整備を強化してまいります。

次に、災害時の口腔ケア支援体制についてですが、区は、大森歯科医師会及び蒲田歯科医師会と災害時の歯科医療救護活動についての協定書を締結しております。これに基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合は、災害発生からおおむね72時間以降に、区は、歯科医療救護所及び避難所への派遣を要請いたします。

具体的支援の内容ですが、災害時の歯科医療救護活動は、歯科医師、歯科衛生士等による口腔ケアや歯磨き指導、歯科相談等を行う口腔健康管理と口腔内の外傷に対する処置や、義歯の修理調整等を行う応急歯科診療に分けられます。口腔ケアが必要な方については、避難所DXの要支援情報の活用や、避難所での情報収集で状況を把握いたします。その上で、口腔健康管理については、歯科医師会編成の歯科医療救護班、区の歯科専門職等で構成された公衆衛生チームに加え、JDATが主に避難所等を巡回し、口腔ケアの相談等に対応いたします。

応急歯科診療は、区内9か所に設置予定の歯科医療救護所で行います。今年度、新たに持ち運び可能な歯科治療機材が入るポータブル歯科ユニットも活用し、地域の被災状況に合わせて歯科医療救護所を機動的に設置し、口腔内の外傷や義歯への対応が必要な方に対応してまいります。区は、引き続き、災害時の口腔ケア支援のため、災害時歯科保健医療の整備、機能拡充について取り組んでまいります。私からは以上です。

○鈴木隆之議長 次に、31番村石真依子議員。

〔31番村石真依子議員登壇〕（拍手）

○31番（村石真依子議員） 日本共産党大田区議団の村石真依子です。私からは二つの点について質問いたします。

まず初めに、移動の権利を保障し、誰もが安心して暮らせる公共交通の充実について伺います。

これまで共産党区議団は、区民の移動の権利を守るために、運転手不足となっている交通事業者への支援を求めてきましたが、そのたびに区は、国、都、近隣区の動向を注視していくという答弁にとどまってきました。しかし、近隣区の動向を注視しているだけでは済まない状況になってきているのではないのでしょうか。この間も、区内各地でバスが減便され続けています。蒲田駅から荻中経由で羽田空港方面駅を行き来するバスは、この4月にさらに合計17便、休日も14便が減便され、昼間は最大40分間隔となってしまいました。すると、1台のバスの乗客数がさらに増えます。高齢の方が目的地までずっと立っていなければならなくなります。また、ベビーカーを押すお子さん連れの方は、バス停に大勢の人が並んでいるのを見ると、バスに乗るのをちゅうちょしてしまいます。利用している方々からは、バスが減ると病院にも買物にも行けず不便です。高齢で車や自転車が運転できなくなる人が増えたのに本当に困る、バスは公共性が高いものなので勝手に減らされたら困りますなどの声が寄せられてきました。

大田区交通政策基本計画には、その目標の一つに、「誰もが住み慣れた地域でいきいきと快適に暮らせる、移動しやすい交通環境の創造」と書かれています。しかし、今述べたような状況では、移動しやすい交通環境とは言えません。このことを本当に実現させていくためには、区民の誰もが自由に移動する権利、生活を支える基本的な権利としての移動権、交通権を保障していくという考え方を大本に据えることが必要です。そして、少なくとも新空港線計画では、大田区民の移動権、交通権を守ることはできないことを述べておきます。

今年の予算特別委員会の我が党区議団の総括質疑に対して、地域公共交通の利便性を高めるためには、都や国にそれぞれの役割があり、区市町村の役割としては、地域ニーズを把握し、交通課題の解決に向け主体的な役割を発揮することなどの答弁がありましたが、大田区として地域ニーズを把握し、主体的な役割を果たすためには、路線バスの減便を止めるための事業者への支援は待ったなしだと言えるのではないのでしょうか。同じ区市町村自治体である葛飾区では、バス運転手の確保や定着組織促進に向けた取組を行うバス会社に、住居手当などに月額2万円の補助や人材募集PR活動などに助成、また、女性運転手確保につながる取組に対して、その2分の1を助成する支援を開始しました。

そこで伺います。大田区としても、葛飾区のように、区内を走る京急バス、東急バス会社に対して、バスの減便を止めるための運転手確保につながる財政支援を行うことを求めます。お答えください。

また、区民の足を守るために、23区のほとんどでコミュニティバスが運行しています。中でも港区は8、足立区は9の路線が運行されています。大田区でもコミュニティバスをはじめ、デマンドバス、乗合タクシー、グリーンスモールモビリティなど、従来の路線バスや鉄道ではカバーし切れない地域を補完する移動手段を、各地域の実情に合わせ、地域住民の意見を反映させ、交通事業者と連携しながら、さらに増やしていくことが必要だと考えます。

そこで伺います。コミュニティバスを導入する際の対象地域となる交通不便地域を土地の高低差も含めて表したことは評価されます。しかし、現在バス路線があっても、1時間に二、三本しかない、早い時刻にバスがなくなってしまうといった状況では、ただ、バス路線、バス停があればいいというのではありません。交通不便地域の定義を平面と高低差だけでなく、そのバス停に1時間に何本のバスが来るのかなどという時間軸も入れて見直し、広げることを求めます。そして、現在導入が検討されている田園調布中馬込地域だけでなく、他の地域でもそれぞれの状況や要望に合った移動手段を検討していくことを求めます。お答えください。

次に、憲法26条に基づくさらなる義務教育の無償化について伺います。

経済格差が教育の格差と言われて久しく、こどもの貧困が社会問題となる中で、憲法第26条、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」、そして第2項、「義務教育は、これを無償とする」という国民の教育権を保障することが大事な課題となっています。党区議団はこの憲法の理念を実現させるために、給食費や教材費などの無償化を求めてきましたが、大田区が2023年6月から給食費の無償化を、そして今年、2026年度から教材費の一部無償化を進めてきたことは大きな前進で評価いたします。

これをさらに拡充していくために、今年度の当初予算に対して、当区議団は、入学祝い金支給、校外学習、移動教室、修学旅行の費用助成、これらを合わせて約10億円の予算編成替えを提案しましたが、否決されました。しかし、国民の世論が国を大きく動かし、この4月から、国による公立小学校の給食費の負担軽減が始まりました。それにより大田区の負担分は約8億円軽減されると試算されています。しかし、区の当初予算は、国からの補助はないものとして計上され、1次・2次補正予算でも計上されていません。この分を、さらなる義務教育の無償化に活かしていくべきです。

今回、実現した教材費の無償化は、ドリルやワーク類、資料集などだけで、リコーダーや絵の具セット、裁縫道具など、いわゆるお下がりが可能で、保護者が購入するか、しないかを判断するものは除外されています。第1回定例会の党区議団の代表質問に対して、区長は、教育費の無償化については、経済的負担の軽減、社会全体で子育てを応援するという機運醸成などから大変有意義であると答え、その上で大田区らしい教育費の無償化を実施していきたいと答えておられました。これに対して、予算特別委員会の総括質疑で、大田区らしい教育費の無償化とは何なのかと質問いたしましたが、明確な答弁はありませんでした。

実際にリコーダーや絵の具などがお下がりだったり、きょうだいでも共有したりするとどうなるかという、さあ音楽室に行きましょうとなったときに、リコーダーをきょうだいのところに慌てて取りに行く、また、図工の用意をしようと思ったら、絵の具セットをきょうだいも前の時間まで使っていたから、まだ濡れている、あるいは、お下がりでもらった白いパレットを開いてみると、中は薄汚れていたなどという経験をするということになります。そんなとき、この子たちはどんな気持ちになるのでしょうか。

物を大切にすることはもちろん大事なことです、自分だけのものにすることは我慢するのが美德などと描き、経済的に困難な状況を見逃して、教育予算を細らせていくようなことがあってはなりません。その教材を使う学年が終わった後も、あのときのリコーダーをもう1回吹いてみようとか、裁縫を習ったから、今度は自分で何か作ってみたいなどと思って、またその教材を使っていく、そういう豊かな学習が子どもたち一人ひとりに保障されることが公教育として求められているのではないのでしょうか。

他区でも教育費の無償化が大きく進んでいます。例えば千代田区など四つの区では、リコーダー、習字道具、裁縫セットなども含めて、教材費の無償化を実施しています。修学旅行、移動教室などの無償化や一部補助は、既に23区中18の区で進められています。さらに、お隣の品川区は制服代の無償化も実施しています。また、板橋区では、今定例会の補正予算案に小中学校の移動教室の無償化と補助教材費の補助が盛り込まれましたが、その財源は、国が今年度から公立小学校の給食無償化交付金を実施することにより、余力が生じた分を充てているのだそうです。

そこで伺います。大田区らしい教育の無償化という言葉で無償化の範囲を狭めるのではなく、憲法の理念である義務教育の無償化を本当の意味で進めるために、ドリルやワーク類だけでなく、他区でも行っているように、全ての教材を無償にしていくことを求めます。また、制服代や、遠足、移動教室、修学旅行などの校外学習の費用も無償へと進めていくことを求めます。お答えください。

そしてまた、給食費の無償化の拡充も広がっています。東京都は今年度から私立の小中学校等に通う児童・生徒の保護者に対して、区が給食費の補助を実施する場合に支援するとしています。大田区内に住み、私立の小中学校に通う子どもたちの給食費の無償化を求めます。また、不登校の子どもへの給食費補助も都の補助対象となっており、昨年度は大田区で約1500人だったという不登校の子どもたちで、まだ補助を受けていないところに給食費相当額の補助をすることを求めます。お答えください。

以上で私からの質問を終わります。(拍手)

○鈴木隆之議長 理事者の答弁を求めます。

○杉山まちづくり推進部長 私からは、地域交通に関する二つのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、バス運転手不足の支援に関するご質問ですが、路線バスにおきましては、運転手の高齢化や成り手不足に加え、運輸業での時間外労働の上限規制によって、従来からの運転手不足に拍車がかかり、路線を維持するために必要な運転手の確保が大変難しい状況にあります。こうした中、地域公共交通の利便性を高めるため、区

をはじめとした各主体がそれぞれの役割に応じた交通政策を推進してございます。公共交通の担い手でありますバス運転手を確保するため、国におきましては、大型2種免許取得、採用活動など、人材確保のための取組に対して支援を行っており、東京都は、大型2種免許取得、新規採用、育成、離職防止の支援や、都立高校と連携した人材育成などを行ってございます。バス事業者におきましては、賃金や労働環境の改善、福利厚生充実、国籍や性別にとらわれない採用の拡大、国の働きやすい職場認証制度の認定、運転士体験会の実施などによる運転手確保の強化を図っているところでございます。区といたしましては、引き続き、バス運転手の安定的な確保に関する取組について、国、都及び近隣区の動向を注視するとともに、交通事業者をはじめとした多様な主体と連携しながら、地域の生活の足となる路線バスの維持確保に取り組んでまいります。

次に、交通不便地域の改善に関するご質問です。公共交通を取り巻く状況や多様化した交通ニーズに対応するため、区は、これまでの交通不便地域の考え方を整理し、歩行移動の不自由さなどの利用者特性に応じた交通不便地域の設定や、坂道での身体的負担を考慮した歩行距離の設定など、新たな視点を取り入れ、交通不便地域の再定義を行いました。再定義に際しましては、国の事例等を参考に、バスの運行頻度が1日に30本以上のバス停を、生活利便性を確保できるバス停として検討しております。また、道路勾配の大きい田園調布地区と中馬込地区を先行検討地域とし、交通ニーズ等を把握するために実施したアンケート調査におきましては、761件ものご回答をいただくなど、地域の関心の高さがうかがえる結果となっております。両地区では、地域交通の導入に向け、地域の皆様が主体となり、交通課題や改善策を議論するための検討会が既に始動してございます。区といたしましては、引き続き、既存交通や次世代モビリティなど、多様な交通手段との連携や、地域の皆様や交通事業者をはじめとする多様な主体との連携協働による交通不便地域の改善に取り組んでまいります。私からは以上です。

○山田教育総務部長 私からは、教育に関する二つのご質問にお答えをします。

まず、教育費のさらなる無償化に関するご質問ですが、教育費の無償化は、保護者の経済的負担の軽減とともに、社会全体で子育てを応援するという機運を醸成することにもつながり、大変有意義であると考えてございます。一方、教育費の無償化を検討する過程においては、様々な教育施策の充実が求められる中で、限られた財源をどのような施策に配分していくかという課題もございます。また、就学援助などの無償化以外の経済的支援施策の活用可能性、さらには、いわゆるお下がり可能な学用品に関する環境配慮の視点など、社会経済状況のみならず、多角的な視点からきめ細かく検討していくことが重要であると考えてございます。こうした考えの下、区立小中学校においては、令和5年6月から心と体の健康を支えるための給食費を無償化し、さらに、令和8年度からは、子どもたちの日々の学びに直接つながる教材費等の無償化を新たに開始いたしました。教育委員会といたしましては、現在の無償化の取組に加え、「おおたの未来づくり」や英語教育などの大田区らしい教育施策を進めることによって、子どもたちが個性と能力を最大限に発揮していくことができる教育の充実を図ってまいります。そのため、教育費のさらなる無償化は現段階では考えておりませんが、物価高騰の影響など、社会経済状況を注視し、引き続き適時適切に対応してまいります。

次に、私立小中学校に通う児童・生徒や不登校の子どもへの給食費無償化に関するご質問ですが、区では、学校給食の質の確保、食育の推進、安定的な提供を実践しながら、区立小中学校の給食費無償化を令和5年6月から開始しております。区立学校の設置者の立場から、現在、給食費無償化は区立小中学校の児童・生徒を対象としており、アレルギーで給食を食べられないなどの事情により家庭から弁当を持参している児童・生徒についても給食費相当額を支給しております。さらに、令和7年度からは、つばさ教室に通う子どもにつきましても無償化の対象とし、給食費相当額を支給しております。私立学校の給食につきましては、区立学校と比べて実施率が低い傾向にあることや、各学校で提供形態にも独自性があることなどを踏まえ、現段階で無償化は考えておりません。また、不登校の児童・生徒への給食費相当額の支援の在り方については、教育活動の一環である学校給食の位置づけを踏まえながら、いかに不登校の児童・生徒を支援するかという、より広い視点からの検討が必要と考えてございます。給食は食育の場という考え方を大切にしながら、引き続き、国や都、他自治体の動向も注視しながら、研究をしてまいります。

○鈴木隆之議長 次に、47番寺田かずとも議員。

〔47番寺田かずとも議員登壇〕（拍手）

○47番（寺田かずとも議員） O T Aれいわ新選組の寺田かずともでございます。

私は広島県出身なのですが、小学生の頃から平和教育を受けてきました。はだしのゲンや、トビウオ坊やの話など、被爆関連の話題を中心に学びました。この学習経験は、その後の私の物の考え方や行動に大きな影響を与えたと思います。小学生や中学生の多感な時期の教育は人の人格形成に影響し、さらに、人々の集合体である社会や世論を形成します。小中学校の平和教育は、平和に対する機運醸成に役立つと考えています。空気や公園のように利益を上げるものではないのですが、公共性の高い分野の一つである平和という、なくてはならないものに関して、今回の質問をしていこうと思います。少し長くなりますが、お付き合いいただければと思います。

ここで私の体験談を紹介させていただきます。私は海外100か国へ行きましたが、その中で、アメリカが一番印象に残っています。というのも、広島での平和教育やアメリカ国内での広島、長崎への原爆投下に関する認識の違いについて、私は大変なショックを受けたからです。アメリカで研究をしていた頃に、英会話のスキル向上も兼ねて、アメリカ人の友達とワシントンD Cにある笹川平和財団の図書館で毎週会っておりました。その友人は大変な親日家で、日本の料理、文化、歴史に造詣が深かったです。彼は古武道もしており、また、鹿児島県の知覧特攻平和会館にも行ったと言っておりました。

しかし、そんな親日家の彼でさえ、原爆投下は太平洋戦争を終わらすためには必要だったと言っており、私は広島県人の一人として、アメリカによる原爆投下の非正当性を主張し、彼と議論を何度も交わしました。彼は原爆の悲惨さは想定できなかつたとアメリカ人お決まりの議論をしました。もしハリー・トルーマン大統領が原爆投下の悲惨さを想定できず、原爆投下を2度遂行したのであるとするならば、2度目の原爆投下である長崎はどう肯定できるのかと私は彼に聞きました。彼は言葉に少し詰まりましたが、原爆投下は1945年当時としては非人道的な行為ではないと主張しました。しかし一方、アメリカ人でも、キリスト教の一派である博愛主義で知られるクエーカー教徒などは、アメリカによる広島、長崎への原爆投下は誤りであったと主張しています。

アメリカはヨーロッパ各国と一緒に、ドイツによる1940年から1941年にかけてのロンドン空襲を民間人虐殺だと非難していますが、原爆投下に関しては正当であったと繰り返し主張しています。広島県人としては大変遺憾なことであります。世界を政治的、経済的に牽引する超巨大国家であるアメリカの国民であるアメリカ人は、基本的にナショナルプライドが高く、250年の自国の歴史に強い肯定感がある傾向があります。

確かに各国の歴史観はそれぞれの国で異なると思います。アヘン戦争などは一例です。大英帝国と清王朝が1840年から1842年にアヘン戦争を起こしました。この戦争はイギリスの中国へのアヘン密輸と通商拡大要求をめぐる戦争であり、清の敗北と南京条約によって中国の半植民地化が始まり、後の帝国主義各国による中国侵略へと進んでいきます。しかし、歴史観は両国で異なり、イギリスの教科書では、アヘン戦争は清国から交戦のきっかけをつくつたとイギリス国民に教えており、また、中国の教科書では、大英帝国から交戦を仕掛けてきたと中国人に教えています。

アメリカの政治学者であるフランシス・ヨシヒロ・フクヤマの著名な本である「歴史の終わり」で、アメリカ一強による国際政治の話を述べています。主にヨーロッパを中心とした国際政治は、極となる複数の巨大国家による均衡により秩序を維持されてきたと国際関係論の基礎では説明されています。ちなみに、1814年から1815年の国際会議であるウィーン会議は、フランス革命とナポレオン戦争後のヨーロッパ国際秩序を再建するための列国会議であり、各国の領土の統治の正当性と勢力均衡を原則とする、いわゆるウィーン体制につながりましたが、これも均衡による国際秩序の維持の一例です。

フランシス・ヨシヒロ・フクヤマは「歴史の終わり」の中で、1991年12月の旧ソ連崩壊による冷戦終結以降、伝統的な列強の均衡による国際政治の秩序維持は歴史の終わりを迎え、アメリカ一極で国際政治の秩序の維持という歴史的な転換期を迎えたと述べています。いわゆるアメリカエグゼクション、アメリカ例外主義です。

伝統的にアメリカはジェームズ・モンロー大統領による1823年以来のモンロー主義を対外的に採用しており、アメリカは西半球の攻略のみに注力し、ヨーロッパ各国からの南北アメリカ大陸への植民、干渉を拒否し、アメ

リカもヨーロッパ各国による侵略戦争には加担しないことをうたっています。このモンロー主義の観点で言えば、ベトナム戦争も、今起きているイラン戦争やロシア・ウクライナ戦争へのトランプ大統領によるアメリカの介入という判断、決定は間違っていると言えます。

また、アメリカ建国の騒乱の際にも、アメリカの統一的な歴史観を揺るがす事案があります。映画にも出てくる、カウボーイで有名な西部開拓がそれです。時の政治的権力者が、アメリカ国内政治に影響力のある政財界の多くのアメリカ人が信仰するカトリックの正統性を政治利用し、アメリカ大陸の東部から西部へと開拓することを奨励し、結果的に開拓者がアメリカ先住民を大量虐殺することにもなる、マニフェスト・デスティニーなどの神による啓示です。現代の国際政治、戦争史の歴史観を牽引してきた第二次世界大戦の戦勝国の一つであるアメリカの政治史、外交史にも、こういった負の遺産が少なからずあります。

私とアメリカ人の友人とは、権力という、国民への暴力装置にもなり得る国家が教える出身国の歴史観のみにとらわれるのではなく、自国民以外とも議論し、こういった複眼的な歴史観を持つことが大事だと議論を度々交わしました。

アメリカ人の友人との議論を振り返りますと、国家または基礎自治体による区民への平和教育の重要性を再認識いたします。ここから質問に移ります。教育基本法では、教育の目的として、人格の完成と平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を掲げています。教育の目的を実現するための五つの目標の一つとして、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこととあります。

そこで質問ですが、修学旅行で広島や長崎に行っていると聞いていますが、これまでどのようなことを実施してきましたでしょうか。

次に、本区では、1月から2月に平和の映画キャラバン、児童館訪問が、主な対象者は小学生で、10分から15分の上映が実施されていますが、進捗状況と今年の展望についてお聞かせください。主な対象者が小学生ですので、文化芸術推進課と教育委員会との連携も期待させていただきます。

本区では、世界の恒久平和と人類の永遠の繁栄を願い、昭和59年8月15日に大田区平和都市宣言を行いました。終戦80年の節目を迎えた2025年は、語り部アーカイブと、平和、原爆について、より広く知っていただくために、区役所1階と複数の区民活動施設で平和パネル展を実施しましたが、実施結果と今年への意気込みと展望をお聞かせください。

イラン戦争やロシア・ウクライナ戦争の国際情勢の下で、平和の尊さが日本のみならず、世界各国で今叫ばれています。そういった国際平和に向けての国際機運を醸成していくためにも、こどもたちの世代からの平和教育の重要性が高まっていると思います。今後どのような平和教育をしていきますでしょうか。

一例として、ワールドピースゲームなどで世界平和を目指す考え方やスキルをこどもたちに身につけてほしいと思いますが、区立小中学校での総合的な学習の時間や道徳の中で導入は検討していただけますでしょうか。

こども時代の教育は人格形成において非常に重要です。家庭教育はもちろんですが、日本国憲法26条に定められている義務教育期間の9年における公教育は、平和を志向する教育機会としていただきたいと思います。ちなみに、最高規則としては憲法、次に法律として教育基本法、学校教育法があり、政令として教育基本法施行令、省令として学校教育法施行規則、最後に告示として学習指導要領があります。

学習指導要領とは、全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程、カリキュラムの基準です。およそ10年に1度改訂をしており、こどもたちの教科書や時間割は、これを基につくられています。学習指導要領においては、教育課程全般にわたる配慮事項や授業時数の取扱いなどを総則で定めるとともに、各教科のそれぞれについて、目標、内容、内容の取扱いを大まかに規定しています。

現在の不安定な世界状況を鑑みると、区立小中学校での総合的な学習の時間や道徳の中で平和教育の話題を増やしていただきたいと思います。今後どのように取り組みますでしょうか、事例を含めてお聞かせください。

次に、人権についてお聞きします。

日本国憲法における基本的人権は、個人が人間として尊重され、侵すことのできない永久の権利として保障さ

れています。日本国憲法の11条には、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」とあります。また、日本国憲法の97条には、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」とあり、また、日本国憲法の13条では、個人の尊重と幸福追求の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重されますと明記されています。

人権とは、思いやりと優しさでお互いを尊重し合うという意味だけではなく、私たちが人間らしく生きていく権利は、人間として生まれた以上、生まれながらにして自然に備わっている自然権であり、また、生まれながらにして天から与えられている天賦人権です。ここで大事なことは、国家より前に私たちの人権があるということです。

そこで質問ですが、人権教育について、こういった教育をされていますでしょうか。

関連して、大田区としての人権への取組に対してもお聞きいたします。人権・男女平等推進課が令和6年12月から、人権思想の普及高揚に向けて、大田区人権講演会を実施していますが、その狙いと昨年までの評価と今後の展望についてお聞かせください。

中学校3年生の公民の授業で日本国憲法について学んでいます。日本国憲法とは、国家権力の暴走から国民の権利や自由を守るために、国民自身が定めた国の最も基本的なルール、最高法規です。ここが非常に重要なのですが、法律が国民の行動を規制するものであるのに対し、憲法は国家の権力である政治家や公務員を縛るものであるという点が決定的な違いです。日本国憲法の99条には、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」とあります。日本国民の中で勘違いされている方も少なくないと思いますが、憲法は国民の行動を規制するものではなく、国家権力を縛るものなんです。

そこで質問ですが、日本国憲法について、大田区ではどのような教育をされていますでしょうか。

最後に、私は被爆2世であります。特定郵便局長だったおじいちゃんを探すために、実家の広島県白木町から勤務地の広島市内まで34キロの道のりの線路沿いにおばあちゃんと一緒に歩いた私の母親は、当時4歳のときに被爆しました。線路沿いには、やけどを負った多くの人々が倒れていたり、水を求めて助けを求めていたと母は言っていました。爆心地の郵便局内で見つかったおじいちゃんは爆風と火事の影響で右足がなくなっており、翌日の8月7日におじいちゃんは母親の目の前で亡くなってしまいました。当時4歳の母親はこのショッキングな出来事が脳裏から離れず、一生のトラウマとなってしまいました。その母親は広島原爆の日の式典には毎年参加し、世界平和を願っていました。

イラン戦争やロシア・ウクライナ戦争が早期に解決し、国際社会が安定的な方向へ向かうことを願いまして、私の質問を終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。(拍手)

○鈴木隆之議長 理事者の答弁を求めます。

○張間総務部長 人権講演会に関するご質問にお答えさせていただきます。

日本国憲法では、法の下での平等、思想及び良心の自由、生存権など、多くの種類の人権を基本的人権として保障しておりますが、こうした人権は、時に難しく、堅いものとして、その理解が敬遠されてしまうことがあります。こうしたことから、区は、著名人を講師としてお招きし、エンターテインメント性や個人の体験談を交えることで、区民の皆様の人権をより身近なテーマとして感じていただき、多様な人権課題への正しい理解の促進につながるよう、人権講演会を実施しております。コロナ禍以降に再開した令和6年度、7年度の講演会で実施したアンケートでは、講演会に参加して人権意識が高まりましたかとの設問に対し、そう思う、まあそう思うとの回答が合計で2年度とも90%を超え、人権意識の醸成に高い効果が得られたと評価しております。多様な人権課題について、地域全体で理解を深められるよう、区が実施した人権に関する意識調査の結果なども踏まえながら、今年度もよりよい講演会となるように取り組んでまいります。

○中村スポーツ・文化芸術担当部長 私からは、平和の映画キャラバン、平和・原爆パネル展の2問についてお答えします。

平和の映画キャラバンは、平和教育を推進するために昭和60年から開始した、歴史ある児童館訪問事業です。平和についての対話、大田区の平和事業の紹介、平和をテーマとしたアニメ映画の上映で構成されております。令和7年度は1月28日から2月18日にかけて、児童館9館で実施し、312名の児童が参加しました。アニメ映画は、広島平和記念資料館からお借りした作品を上映いたしました。本事業は、アニメ映画という、こどもたちに親しみやすい手法を活用することで、身近な場所である児童館において、戦争の悲惨さと平和の大切さを伝えることを狙いとしております。実施に当たっては、大田区平和都市宣言を児童と共に読み上げており、上映後には様々な感想が寄せられるなど、平和の大切さを理解するきっかけとなっております。今後も、映像資料の充実、上映機会の拡大などを検討するとともに、こどもに関わる他機関との連携強化を図りながら、次世代への平和意識の継承という役割を果たしてまいります。

続いて、平和・原爆パネル展のご質問でございますが、平和・原爆パネル展は、広島、長崎へ原爆が投下された日である8月6日と9日に合わせ、核のない世界の実現と戦争の悲惨さを区民に広く伝えることを目的として実施しております。会場は本庁舎1階で、来庁する全ての方を対象に、平和について考える機会を提供しております。昨年は戦後80年という節目であり、カムカム新蒲田とスマイル大森で戦後・復興期の大田区の写真を中心とした展示を実施いたしました。地域の方々が集う施設を活用することで、より多くの区民にアプローチできる機会を設けたものでございます。来場された区民に実施したアンケート調査では、とても満足、満足が共に約41%、合計で約83%の方から肯定的な評価をいただきました。自由意見では、実物を見ることで当時の暮らしや国民の思いを想像できたや、平和への歩みについて深く学ぶことができたといった声のほか、スペースの拡大を求める声も寄せられ、広く平和について考える機会が提供できたものと手応えを感じております。また、8月15日に実施する平和のつどいにも足を運んでいただけるように、来場者へ積極的に案内を行っております。今後も多くの区民が平和について考える機会を持てるよう、取組を充実させてまいります。私からは以上でございます。

○山田教育総務部長 私からは、五つの教育に関するご質問に順次お答えをします。

まず、中学校で実施をしている修学旅行での取組についてでございます。広島や長崎での修学旅行の内容として、原爆に関する資料館などの見学や、関係者からの話を伺う体験を実施しております。被爆者の写真などを目の当たりにし、被爆体験者などから直接お話を伺う経験は、戦争の悲惨さや残酷さ、核兵器への恐怖を強く実感する機会となっております。そして、平和の尊さを改めて実感するとともに、失ってはならないと固く決意をする体験となっております。昨年度、大森第十中学校の生徒は、長崎の原爆資料館や平和公園を訪問し、語り部の方から直接話を聞く学習を行っております。生徒からは、戦争によって得られるものは何一つなく、多くの貴重な命や日常が失われることを強く実感した、世界には今もなお核兵器が存在しており、このような悲劇が繰り返されてしまうのではないかという恐怖を感じた、戦争のない平和な世界の実現に向け、自分にできることを考え、二度と戦争を起こしてはならないとの決意を新たにしましたといった感想が寄せられました。こうした被爆地における修学旅行を通じた体験的な学習において、平和を希求する意識が強く醸成されるものであると考えております。

次に、区立学校における今後の平和に関する教育のご質問についてお答えをいたします。学校における平和教育の目的は、戦争の悲惨さや平和の尊さを理解し、恒久の平和を希求するとともに、その実現に向けて主体的に行動しようとする態度を育むことであり、社会科、総合的な学習の時間、特別活動などを通じて実施しております。社会科の学習では、戦争に至る経緯や、戦争が人類に及ぼす惨禍、また、国際協調と国際平和の実現に努めることの大切さについて学んでおります。また、道徳教育の基本となる内容項目の一つとして、国際理解、国際親善が挙げられており、第二次世界大戦中にリトアニアで領事代理をされていた杉原千畝さんについて取り上げた教材文などを用いて、発達の段階に応じた考え方に沿って系統的に指導をしております。加えて、全校で取り組む平和学習として、毎年、教育委員会が平和に関する指導教材を作成し、配付しております。本区で実際に戦争を体験した方や学童疎開を体験した方の手記などを読み、区に残存する戦争を伝える史跡などについての理解を通して、平和の大切さについて学んでいます。ワールドピースゲームにつきましては、区内の小中学校で取組事

例がございます。今後、区立学校への普及に関しましては、指導計画の位置づけや狙いの吟味など、実施上の課題について研究が必要と考えてございます。

次に、平和に関する教育の充実についてのご質問でございます。学校において、教育課程全体を通じて、我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度の育成を図っております。例えば平和に関する資料館などの見学や、資料を活用した学習など、各学校が体験的な学習や工夫を凝らした実践を行っております。具体的取組としましては、入新井第二小学校では、戦争体験講話と国境なき医師団の講演会を実施しております。令和7年度は東京大空襲体験者をお招きし、戦争を体験した方の講話を伺う機会を設けました。実際に戦争を体験した方の講話を聞く経験は、戦争やいじめのない平和な社会をつくろうと考える貴重な契機となりました。今後とも、平和に関する教育の充実を図るとともに、児童・生徒が平和でよりよい社会の実現に向けて主体的に考え、行動する力の育成に努めてまいります。

次に、人権教育のご質問についてお答えをします。人権教育の目標は、一人ひとりの幼児、児童・生徒がその発達の段階に応じ、人権の意義、内容や重要性についての理解を深め、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができるようになることとあります。また、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動ができるようにすることとあります。具体的には、法の下での平等、個人の尊重、社会規範、権利と義務、自由と責任といった、人権に関わる普遍的な概念を理解するとともに、女性差別、高齢者差別、障がい者差別、部落差別など、偏見や差別が人々の尊厳を損ない、傷つけるものであることの理解を深め、偏見や差別をなくそうとする意欲や態度を育てるものとあります。例えば小学校では、第1・2学年で区内の人権擁護委員を招き、こどもや高齢者の方の人権擁護についてお話しいただいています。また、第3・4学年では、パラアスリートやデフリンピック関係者の方から人権課題についてのお話を聞き、人権に対する考えを深める機会を設けております。第5・6学年では、戦争を体験された方や食肉市場の職員の方を講師として招き、人権課題に関する学習を行っております。加えて、東京都教育委員会人権尊重教育推進校や大田区教育委員会人権教育研究協力校の先進的な実践事例を、管理職や人権教育推進担当教員を対象とした人権教育研修会などを通じて共有し、各学校における人権教育の推進と充実を図っております。

次に、憲法に関する教育のご質問についてでございます。日本国憲法は我が国の最高法規であり、日本社会における人々の権利や自由を保障し、民主的な国家及び社会の基本となるものとあります。その上で、学校教育そのものが日本国憲法及び教育基本法の理念に基づいて行われており、児童・生徒が日本国憲法により定められている国民の権利、基本的権利の尊重、平和主義について学ぶことは大変重要であると認識しております。小学校では、日本国憲法は、主権は国民にあることや、国民の基本的権利は侵すことのできない永久の権利として保障されていること、我が国が国際紛争を解決する手段としての戦争を永久に放棄することが定められていることなど、日本国憲法の基本的な理念について学びます。中学校では、国民の権利、基本的権利の尊重、平和主義をはじめ、法の支配や立憲主義についてさらに理解を深め、日本国憲法の理念に基づいて、社会的課題を多面的、多角的に考察する学習を行います。また、毎年12月の人権週間に実施される人権作品展には、日本国憲法の3大原則をテーマとしたポスターや標語が数多く展示されます。さらに、区で作成した人権教育学習資料や指導資料を活用し、日本国憲法で保障されている基本的権利や児童の権利に関する条約、世界人権宣言などを題材に、憲法について学ぶ機会を設けております。今後とも、このような学習を通して、児童・生徒が日本国憲法についての理解を深めるとともに、民主的な社会の形成者として、主体的に社会に参画しようとする態度の育成に努めてまいります。私からは以上でございます。

○鈴木隆之議長 会議が長くなりましたので、しばらく休憩といたします。

午後3時7分休憩

午後3時30分開議

○鈴木隆之議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、会議時間を延長しておきます。

質問を続けます。50番とく山れいこ議員。

〔50番とく山れいこ議員登壇〕（拍手）

○50番（とく山れいこ議員） 大田区議会国民民主党、とく山れいこです。

初めに、おわびとお礼からお伝えさせていただければと思っております。前回、第1回定例会では、急な体調不良により欠席し、皆様にはご心配をおかけいたしました。おかげさまで体調も回復し、本日はこの場に立たせていただいております。大田区の皆様には、ここ区議会、そして、理事の皆様、地元の皆様に温かいお声をかけていただき、本当に感謝しております。ありがとうございます。

それでは、通告に従い、順次質問いたします。

昨日、自由民主党大田区議団・無所属の会から代表質問で、また、先ほど日本維新の会大田区議団からも一般質問で同様の質問がありましたが、私のほうからもご質問させていただければと思います。

令和8年4月、大田区立小学校の教諭が児童への盗撮容疑で逮捕されるという大変重大な事案が発生しました。こどもたちが最も安心して過ごすべき学校で、信頼される立場にある教職員によってこのような事案が起きたことは、児童や保護者の皆様にとって計り知れない不安と衝撃を与えるものです。私自身、実は当該教職員とお会いしたことがあります。実際にお会いした今でも、あの人がと思うような違和感はありません。だからこそ、今回の報道に接し、非常に大きなショックを受けました。私には本当に何かできることはなかったのか、見抜けなかったことに落ち度はなかったのか、そのように自分を責める気持ちも生まれました。

同じように保護者の方からも不安の声が届いています。自分のこどもは大丈夫だったのか、学校は本当に安全なのか、今後も安心してこどもを通わせることができるのか。こどもを持つ親であれば、当然抱く不安だと思います。

また、ご相談する機会があったため、元警察官だった方にご相談したところ、警察の方であっても、性犯罪の傾向を外見やふだんの様子だけで見抜くことは非常に難しいというお話を伺いました。つまり、こうした事案は、人を見る目だけに頼って防ぐことには限界があるということです。だからこそ、今回の事案を受けて必要なのは、被害を受けた児童やそのご家族、不安を抱える児童や保護者の皆様、そして、同僚であった教職員の先生方への丁寧なメンタルケアと、二度と同じような事案を起こさせないための仕組みづくりの両方であると考えます。

再発防止の観点から、まず第1点目に、日本版DBSの早期導入に向けた準備を要望いたします。今回、逮捕された教職員は東京都の教職員ではありますが、区立学校で起きた事案である以上、大田区としても学校設置者としてこどもを守る責任があります。東京都や国の制度施行を待つだけではなく、区としてできる準備を前倒しで進めていただきたいと思います。大田区議会国民民主党としても、こどもを性犯罪から守るため、日本版DBSの早期かつ着実な導入を強く求めたいと思います。

2点目に、校内用携帯電話の導入を要望いたします。以前より教育委員会との意見交換の中で、私用携帯の一律禁止だけではなく、業務上必要な連絡手段を公的に整える必要性について確認してまいりました。今回の事案を受けて、教職員の私用携帯電話の使用を禁止する方向で対応が進められていることは、児童を守るための緊急的な対応として理解しています。一方で、必要な連絡手段を整えないまま私用端末だけを禁止すれば、現場の先生方に新たな負担を生じさせ、根本的な解決にはならないのではないのでしょうか。都立高校では、校内用携帯電話の配付が始まっているとも聞いており、千代田区立九段中等教育学校でも校内携帯電話を導入していると伺っています。私用携帯を禁止するのであれば、業務に必要な連絡や記録を適切に行えるよう、区として教職員に校内用携帯電話を貸与する仕組みを整えるべきです。大田区においても、小中学校の教職員への校内用携帯電話の導入を要望いたします。

その上で、今回、区として、まず丁寧に確認すべきことは、こどもたちと保護者、そして、学校現場への心のケアです。

そこでお伺いいたします。本件を受けて、大田区教育委員会として、被害を受けた児童及びそのご家族に対し、どのような心のケアを行っているのでしょうか。

また、直接の被害が確認されていない児童や保護者の皆様であっても、不安や動揺を抱えている方はいるはず

です。さらに、同僚であった教職員の先生方も強い衝撃や自責の念を抱えている可能性があります。児童、保護者の皆様、教職員の皆様、それぞれに対するメンタルケアの現状と今後の継続的な支援体制について、区の対応をお伺いします。

今回の事案で傷ついた子どもたち、保護者の皆様、そして、学校現場の先生方に対して、区として寄り添った対応を強く求めます。あわせて、子どもたちが安心して学校に通える環境を取り戻すため、丁寧で継続的な心のケアを行っていただくことも求めます。

続いて、子ども食堂についてお伺いさせていただきます。

数多くの子ども食堂が存在しますが、子ども食堂は、単に温かい食事を提供する場にとどまらず、子どもや家庭が安心して過ごし、人との関係性の中で、初めて誰にも言えない子育ての悩みを口にし、誰かにそっと気持ちに寄り添ってもらっただけで解決する悩みもあれば、とても複雑で難しい悩みを抱えていることを打ち明けられることもある、そんな非常に重要な居場所となっています。

特に今の子育て世帯は、働いているからこそ、日中に顔を合わせての相談の時間を取りたくても取れない、そんなジレンマを抱えて、1人で追い詰められてしまっている場合もあります。夜間や休日など、行政窓口が閉まっている時間帯にこそ、子ども食堂の場で深刻な相談が寄せられ、それは、悩みを1人で抱え、誰かに相談できないまま、夜に深く1人で考え込んでしまう時間が増える中で、共に温かいご飯を食べることで、こわばっていた心と体が緩み、心の奥底に眠っていた無意識の助けを求めているのではないかと感じます。自分でその道を選んだからこそ、どれだけつらくとも安易に誰かに頼ることはできず、そして、同じ境遇の人間が少ないからこそ、悩みを誰かに相談することもできない、知らず知らずのうちにため込んでしまった重い荷物をそっと下ろせるひとときなのかもしれません。

そのようなネットやAIだけでは簡単に解決できない相談をどのような体制で受け止めているのか、そして、子ども食堂への公的支援の在り方をどのように整理し、可視化していくべきかを考える上で、今回、ご質問させていただければと思っています。

まず、相談体制についてです。子ども食堂では、困っていると自ら窓口に行く前の段階で、何げない会話や関わりの中から課題が見えてくるケースも少なくありません。また、土日祝日や夜間といった時間帯により切迫した相談が寄せられる実態もあります。

そこでお伺いいたします。子ども食堂のように、関係性を前提とした場で生まれる相談について、区としてはどのような考え方で整理し、どのような連携体制の下で支援につなげているのでしょうか。現場の担い手が安心して相談を受け止め、適切な機関につなげられるよう、区としての支援体制の考え方を改めてお聞かせください。

次に、子ども食堂への支援と基準の整理についてお伺いします。現在、子ども食堂に対しては、助成金をはじめとする公的支援が行われています。これは非常に意義のある取組である一方、現場からは、厳しい適性検査を受け、認証された上で公的支援を受けて運営しているが、その差別化が難しい、どのような団体であれば助成対象となるのか、何を整えれば区として適切と判断されるのか、今後、子ども食堂を始めたい人、また、今続けている人にとっても区として何を大切にしているのか、最低限その考え方を整理し、共有し、理解し合うことが大切ではないでしょうか。

例えば安全管理や見守り体制、相談があった場合のつなぎ先の理解、営利目的でないこと、地域との関係性や継続性など、こうした観点を整理したガイドラインやチェックリストのような形です。それにより、団体側は目指すべき方向性が分かり、区としても、公的支出に対する説明責任をより果たしやすくなるのではないのでしょうか。また、公的資金が投入されていながらも、運営状況に不安を抱えている団体があった場合、ご利用者が突然利用できなくなるといった事態にならないためにも、整理をする必要があると思います。

そこでお伺いいたします。子ども食堂への助成に当たり、区としてどのような考え方や基準を持って支援を行っているのか、また、今後、そうした考え方をより分かりやすく整理し、共有していく考えはあるのか、区の見解をお伺いします。

こども食堂は、行政だけでは届きにくい声を受け止め、地域の中でこどもと家庭を支える大切なパートナーです。追い詰められて、駆け込まれる方々の思いを受け止め、適切な支援につなげていくためには、区としての考え方や支援の枠組みを整理し、お互いに同じ目的を共有し合いながら、共に支えていく体制をさらに前進させるための丁寧な対応を求めて、次の質問に移りたいと思います。

続いて、大田区における暑さ対策についてお伺いいたします。

今年は梅雨時期に肌寒い日が続いたかと思えば、雨がやむと急に30度近くまで気温が上がるなど、寒暖差が激しく、体調管理の難しさを感じる日々が続いています。こうした日が続くと、今年の夏は少し過ごしやすいのではないかと期待したくもなりますが、しかし、近年の夏の暑さが命に関わる水準になっていることは、データにも現れています。気象庁の資料では、2025年7月の日本の平均気温は、統計開始以降、7月として最も高く、猛暑日地点数の積算も2010年以降で最多となっています。

東京に目を向けても、年平均気温は長期的に上昇しており、その背景には、地球温暖化に加え、都市部特有のヒートアイランド現象があります。水や緑の空間の減少、建物や舗装面の増加、都市の高密化による風の流れの阻害、人工排熱の増大などが重なり、熱中症リスクの増加、熱帯夜の増加、冷房需要の拡大にもつながっています。

また、立花義裕氏の著書「異常気象の未来予測」では、地球温暖化の影響による異常気象は、世界中に一様に現れるのではなく、特定の地域に強く現れると指摘されています。そして、その影響を受けやすい地域の一つが日本であり、その背景には偏西風の大きな蛇行など、地球規模の大気の流れの変化があるとされています。

つまり、昨今の夏の暑さはたまたまというのではなく、これからの都市が前提として向き合わなければならない環境変化だと考えます。いつか元に戻る、夏が過ぎれば終わる、今年は少し涼しいから大丈夫という発想ではなく、猛烈な暑さを前提に、日常的にどう安全に暮らし、どうまちを歩き、どう地域経済を守っていくのかという視点の転換が必要ではないでしょうか。

昨年、都市緑化や暑熱対策を研究されている法政大学文学部地理学科の山口隆子教授のお話を伺う機会がありました。台湾では、古くからアーケードが日よけとして機能し、まちなかを歩く人が直射日光を避けながら移動できる環境が整っているとのことでした。また、今後のまちなかの暑さ対策として、街路樹の緑陰、高層ビルの日陰、地下道など、日陰の確保が重要であるとも伺いました。

一方で、街路樹を大きく育て、十分な日陰をつくるには、30年から50年という大変長い年月が必要になります。街路樹の整備や維持管理はもちろん重要ですが、すぐに暑さを和らげることが難しいからこそ、今あるまちの資源をどう活かすかという視点も必要です。

大田区には多くの商店街があります。商店街は、単なる買物するだけの場所ではなく、駅から住宅街へ、学校へ、公共施設へと人が移動する生活動線そのものでもあると思います。商店街のアーケードや軒先、店先の空間は日陰をつくり、人が立ち止まり、少し涼を取る場所にもなるはずです。

先日、足立区の北千住駅西口美観商店街、きたろ一ど1010を視察しました。全長約800メートルにわたり常設の微細ミストが設置されており、歩行者が暑い中でも商店街を歩きやすくする工夫がされていました。いくつかのお店の方にも伺いましたが、ミストの粒子が細かく、商品が濡れる心配はほとんどなく、むしろ雨のほうが屋根の隙間から吹き込み、商品が濡れてしまうと、皆さん、口をそろえておっしゃられていました。あるお店の方の、ミストがなければ、むしろ暑過ぎて、お客さんが歩くことはもってなくなってしまうという言葉が私は印象に残っています。

暑さ対策は、熱中症を防ぐための福祉・健康施策であると同時に、まちを歩ける環境を守り、商店街の回遊性を高める、地域経済を活性化するための施策ともなり得るのではないのでしょうか。東京都には商店街の暑さ対策設備を対象とした助成制度があります。区が商店街と連携し、ミスト、日よけ、ベンチ、クールスポットなどを組み合わせながら、大田区らしい暑さ対策を検討する余地があるのではないのでしょうか。

こうした商店街の回遊性向上の観点から、暑さ対策としての区の見解をお聞かせください。

最後の質問になります。外郭団体等への就職氷河期世代の雇用機会の拡充についてお伺いいたします。

私自身、1975年生まれで、いわゆる就職氷河期の後期世代に当たります。近藤絢子教授の著書「就職氷河期世代」では、1993年から1998年卒を前期、1999年から2004年卒を後期と整理されており、まさに金融危機後の厳しい雇用環境の中で社会に出た世代です。この世代は、本人の努力不足ではなく、社会に出るタイミングによって正規雇用の機会やキャリア形成の機会を大きく失った方が少なくありません。そして、早い世代では、既に定年が見えてくる年齢に差しかかっています。親の介護、自身の老後、年金、住まいの問題も重なり、これは単なる就職支援ではなく、これからの生活支援や高齢期の安心にも関わる課題だと考えています。

国においても、今年の4月、新たな就職氷河期世代等支援プログラムが決定し、2028年度までの集中的な支援に取り組むとされています。就労支援、リスキリング、社会参加、高齢期を見据えた支援など、これまで以上に幅広い支援が必要とされています。

一方で、特別区職員採用においても、就職氷河期世代を対象とした採用は行われていましたが、23区全体での採用人数は限られており、大田区として採用される人数も多くはないのが実情です。さらに、この就職氷河期世代を対象とした特別区職員採用は令和6年度まで実施され、現在は行われていません。

もちろん特別区全体の採用制度の中で、大田区だけが大幅に採用枠を増やすことには限界があると思います。だからこそ、区として独自にできる受皿を考える必要があるのではないのでしょうか。そこで注目したいのが大田区の外郭団体等です。大田区が策定した大田区外郭団体等に関する基本方針では、区の出資・出捐割合が50%以上の外郭団体8団体に加え、区の出資はないものの、行政運営を補完する連携団体5団体を合わせ、計13団体を外郭団体等と位置づけています。

外郭団体等は、産業、福祉、文化、まちづくり、観光など、それぞれ担うサービス内容が比較的明確で、分野も特化しています。そのため、民間企業などで経験を積んできた方にとって、職務内容を想像しやすく、自分の前職やこれまでの経験を活かせるかどうかを判断しやすい面があると考えます。就職氷河期世代の方々の中には、非正規や転職を重ねながらも、現場で実務経験を積み、専門性を身につけてきた方も少なくありません。そうした方々にとって外郭団体等における中途採用や経験者採用は、これまでの経験を活かせる現実的な雇用の入り口になり得ると考えます。

また、区としても、外郭団体等において、多様な経験を持つ人材を確保することは、各団体の専門性やサービスの質を高めることにもつながるのではないのでしょうか。そのため、外郭団体等における中途採用や経験者採用の中に就職氷河期世代を対象とした雇用枠を設けることを要望いたします。大田区が直接採用する枠には限界があるからこそ、外郭団体等において雇用機会を広げることは現実的な選択肢の一つではないかと考えます。

就職氷河期世代の問題は、過去の雇用問題ではありません。物価高や将来不安が広がる中、不安定な雇用のまま高齢期を迎えることを防ぐために自治体として何ができるのかという現在進行形の課題を区としてどのように捉えているのか。区が直接雇用するだけでなく、外郭団体等も含めて、区全体でこの世代の安定的な雇用機会を広げ、この世代が抱える不安を払拭できる姿勢を示していく必要があるのではないのでしょうか。

そこでお伺いいたします。国が就職氷河期世代等への支援を改めて強化している中で、大田区として、外郭団体等における就職氷河期世代への雇用機会の拡充についてどのように考えているのか、区の見解をお伺いします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○鈴木隆之議長 理事者の答弁を求めます。

○梅崎企画経営部長 私からは、外郭団体等における就職氷河期世代への雇用機会の拡充に関するご質問にお答えをいたします。

外郭団体等は、柔軟性、機動性、専門性等の特性を活かし、区民生活に密着した様々な分野で、区と連携したきめ細やかな公共サービスの提供を行っております。このような柔軟性、専門性が求められる外郭団体等において、厳しい雇用環境の中、様々な実務経験をしてこられた就職氷河期世代の方々には、その能力を遺憾なく発揮していただける職場であると認識をしてございます。実際に昨年度、職員採用を行った外郭団体等では、就職氷河期世代の特別枠は設けてはおりませんが、その世代の方々もお申込みができるよう、門戸を開いている団体も

ございます。また、区が昨年度実施いたしました大田区外郭団体等に関する基本方針に基づく効果検証の総括においては、外部有識者の方から、計画的な職員の採用、育成等により、人材不足の解消、組織体制の強化が進むよう、支援をしていかなければならないとのご意見をいただいております。区は、外郭団体等の組織体制の強化や取組の推進及び支援のための庁内連携推進委員会を設置いたしまして、外郭団体とのさらなる連携を図っております。引き続き、この庁内連携推進委員会も活用しながら、就職氷河期世代を含めた雇用の拡充となるよう、外郭団体等の人材確保策につながる支援を進めてまいります。私からは以上でございます。

○青木産業経済部長 私からは、商店街の暑さ対策についてお答えを申し上げます。

近年の猛暑化に伴い、夏季における歩行環境や滞在環境への対応は、商店街においても重要な課題と考えております。東京都においては、政策課題対応型商店街事業により、微細ミストの導入や暑さ対策スペースの整備などを支援する制度が設けられており、区としても周知を行っておりますが、現時点で区内商店街における活用実績はございません。区といたしましても、商店街関係者へのヒアリング等を行っておりますが、ミスト設備について、イベント時の需要はあるものの、水道設備や電源の確保、維持管理費用、商品への影響など、常設運用に向けた様々な課題があるとの声もいただいております。また、大田区の商店街は、アーケード型だけではなく、住宅地に立地する路面型商店街も多く、それぞれ立地条件や商業環境が異なることから、地域特性を踏まえた対応が必要であると考えてございます。その一方で、商店街振興においては、歩きたくなる空間、滞在したくなる環境を創出し、回遊性を高めていく視点も重要です。区では、商店街を単体で捉えるのではなく、銭湯、観光、農業、歴史資源など、大田区が持つ多様な地域資源をつなぐことで、面的な回遊性向上や地域内消費の促進に取り組んでおり、まちづくりと連携しながら、商店街振興を進めてまいります。暑熱対策についても、学校法人東邦大学、大塚製薬株式会社と公民が連携した大田区独自の熱中症対策事業をはじめ、ミスト設備の導入に限らず、歩行空間や休憩スペースの確保、夜間回遊、イベント活用なども含めた総合的な視点から捉え、今後も、他自治体事例等も参考にしながら、大田区らしい商店街の魅力向上や回遊性向上につながる取組について研究してまいります。私からは以上です。

○森岡こども未来部長 私からは、こども食堂に関する二つのご質問にお答えいたします。

初めに、区の相談支援体制についてのご質問です。こども食堂は、こどもや保護者にとって、食事の提供にとどまらず、日常的な関わりを通じて気軽に相談できる地域の中の居場所として重要な役割を担っていると認識しております。また、日々の活動の中で、こども食堂が利用者などから様々な相談を受け止めている状況につきまして、区においても運営団体の方からお話を伺っております。こども食堂において把握したこどもや家庭についての相談を適切な支援につなげるためには、子ども家庭支援センターをはじめとした相談窓口へつないでいただくことが重要です。なお、子ども家庭支援センターでは、状況に応じて必要な支援を行うとともに、緊急性や専門性が求められる場合には、児童相談所につないでおります。こうした相談体制につきましては、大田区社会福祉協議会が事務局を務めるこども食堂連絡会の場において、子ども家庭支援センターから区の相談体制に関する情報提供を行っているところでございます。こども食堂を運営する団体の皆様が利用者から受ける相談に不安なく対応できるよう、区としましても、引き続き、相談窓口や支援体制について、より一層の周知を図るとともに、連携強化に努めてまいります。

次に、こども食堂への助成に当たっての区の考え方や基準についてのご質問でございます。区では、おおた子どもの生活応援プランに掲げる居場所・包摂の施策として、こども食堂推進事業を実施し、こどもや保護者が安らげる居場所として、地域で展開されているこども食堂が継続的かつ安定的に活動できるよう、希望する団体へ活動費の一部について補助を行っております。こども食堂を運営する団体の方針や考え方は様々ですが、区においては、こども食堂推進事業を活用する団体に対し、本事業の実施要綱に基づき、実施回数や参加人数といった実施規模、安全面への配慮、栄養バランスのよい食事の提供のほか、利用者の相談に応じ、必要と判断する場合は、ケースに応じた関係機関へつなげていただくことなど、補助の要件として定めております。その内容につきましては、区のホームページ等でガイドラインやチェックリストをお示ししております。また、その趣旨や内容につきまして、補助金の説明会やこども食堂連絡会において説明を行い、共有を図っているところでござい

す。こども食堂が地域におけるこどもの見守り機能を担う重要な場であることを踏まえ、区の考え方や基準について、団体の皆様と共有できるよう、分かりやすく丁寧な説明に努め、周知を図ってまいります。私からは以上でございます。

○山田教育総務部長 私からは、区立学校の教員逮捕を受けた、児童、保護者、教職員に対するメンタルケアについてお答えをいたします。

教育委員会は、児童、保護者及び教職員の心理的な不安の解消など、メンタルケアに最善を尽くしてまいりました。特に被害に遭われたお子様の保護者の、こどもには被害を受けたことを絶対に知らせたくないという強い思いを受け、プライバシーの保護に細心の注意を払いながら対応してまいりました。その結果、現時点では、本件に起因するメンタル不調を訴える児童、保護者及び教職員は把握されていない状況です。

事故の対応については、速やかに取り組んでまいりました。具体的には、4月18日土曜日に区立学校教員の逮捕の一報を受け、翌19日日曜日に臨時の教育委員会を開催するとともに、学校に対し、スクールカウンセラーの緊急派遣や代替教員の派遣などの対応を行いました。続く20日月曜日には全学年対象の臨時保護者会を開催し、本件について説明するとともに、保護者からの質問や意見を伺いました。翌21日からは全学年の担任が全児童の不安な気持ちなどの心理的な状態を把握するアンケートを毎日実施しまして、こどもたちの不安な気持ちについて、その状況を調べております。アンケート結果を校長が掌握するとともに、心配や不安な様子が見られるこどもを全教職員で共有し、日常的な見守りや声がけ、スクールカウンセラーによる面接を実施しております。また、教職員についても、必要に応じて相談できる体制を整えております。

今後とも、児童、保護者及び教職員には、表には現れない不安や不信などから、メンタルの不調を訴える場合があることを踏まえまして、一人ひとりの心に配慮した丁寧な支援を続けてまいります。私からは以上でございます。

○鈴木隆之議長 次に、35番伊藤つばさ議員。

〔35番伊藤つばさ議員登壇〕（拍手）

○35番（伊藤つばさ議員） 大田区無所属議員団の伊藤つばさです。本日は三つのテーマにわたって質問いたします。

まずは新空港線について伺います。

新空港線蒲蒲線の事業費は税抜き1248億円と試算されており、これは令和4年度までの物価上昇が加味されています。本年の予算特別委員会でも質問させていただきましたが、年々物価が高騰しており、新空港線が完成する10数年後には事業費がどれだけ増大するのか読めません。昨今のインフレ率に従って、私たちの生活も豊かになっているのであればまだしも、緊急で物価高騰対策をしなければならないほど、区民生活は非常に厳しい状況です。

令和4年度から建築費が上昇しているだけでなく、中東での戦争によって引き起こされたナフサショックが資材調達を困難にし、供給量が少なくなることによって建築資材が急騰しています。アメリカとイランが停戦合意したとの報道があり、中東情勢も落ち着いて、ナフサの供給量は回復するかもしれませんが、1度上げられた価格は戻らないと多くの専門家が指摘しています。

そこで2点お伺いします。令和4年度からの建築費上昇、また、ナフサショックでの建築資材費高騰によって、新空港線の事業費も増大すると見込めますが、区はどのような対策を講じるのでしょうか。

2点目、刻一刻と状況が変わっている中で、三、四年も前の物価水準で事業を進めていくと、誤ったかじ取りをしかねません。最新の物価水準に合わせて、定期的に事業費を見直すべきだと考えますが、区の見解はいかがでしょうか。

続いて、予防接種事務のデジタル化について伺います。

厚労省は、改正予防接種法に基づき、全国統一のシステムを利用した予防接種事務のデジタル化を進めており、自治体、医療機関、国民などに向けて、運用イメージが先日示されました。これを導入すれば、ワクチンのお知らせを受け取り、予診票の入力や過去の接種歴を確認することも同一システム内で一元管理されることにな

ります。これまで紙媒体で実施していた煩雑な事務が効率化されること、また、アナログで保存されていたデータが取り出しやすくなったことは評価できると思います。

しかし、ワクチンに関しては健康被害のリスクがつきもので、私もこれまで新型コロナワクチンのリスクや健康被害救済制度に関して、度々質問させていただきました。定期接種や臨時接種による健康被害が認められた場合、救済制度では、接種から何年間という遡及期間は設けられておりませんが、接種記録としての証拠である予診票が5年で破棄される可能性があり、問題です。

そこで、昨年の予算特別委員会では、予診票の保存期間延長を求めたところ、区は、国の予防接種事務のデジタル化に関する動向を注視しながら、保存期間を延長する旨、ご答弁をいただきました。今回は、そのデジタル化の方針が示されたので、改めて取り上げることにいたしました。

ただし、健康被害が生じて、予診票の情報だけで審査することはできず、予診票よりもカルテのほうが重要な資料になるといった意見もありますが、大規模接種会場においては予診票のみで進められ、カルテ自体が存在しないケースもあるのです。今後、ワクチンによる被接種者の健康への悪影響が認められたり、統計的な調査を行う場合、ワクチンの種類やロット番号が重要な情報となる可能性が高く、やはり予診票の保存期間は延長すべきだと考えます。

そこで質問です。新型コロナワクチンを含む過去の予診票について、区はどのように取り扱うのでしょうか、ご説明ください。

最後は性的少数者について伺います。

6月はプライド月間ということで、いわゆるLGBTQプラスの人々が自らの権利向上、平等な扱いを求め、啓発、祝福するイベントが世界各地で開催されています。6月6日から7日にかけては、代々木公園でもTokyo Prideというイベントが開催されました。本イベントでは、趣旨に賛同する企業や団体がブースを出展し、活動内容を周知したり、啓発活動を行ったり、デモ行進などが行われています。

こうしたイベントやイベントの趣旨に対し、性的少数者の当事者が皆歓迎しているかといえば、そうでもなく、子連れでの参加者がいるにもかかわらず、性的な描写が散見されたり、過度に露出している参加者がいたり、ゾーニングなどの配慮がなされていないことから、批判が相次いでいました。主催者側も真つ当な批判を受け入れて、少しずつ改善し、安心して参加できるイベントになりつつあります。しかし、これではゲイのカルチャーが反映されておらず、真の理解につながらない、他の先進国のように、もっと開放的なイベントにするべきだなどとイベントの過激化を望む声もあり、常に物議を醸しています。

LGBTQプラスの当事者といっても、決して一枚岩ではありません。同性婚や同性カップルがこどもを持つことの是非、トランスジェンダーとシスジェンダーの権利が衝突すること、また、こどもへのLGBT教育や性教育に関しても様々な意見があり、割れています。特にメディアでは一部の当事者意見しか取り上げられず、公平な報道ではありません。彼らの主張がLGBTQプラス当事者の総意ではないということは、この場で申し上げておきたいと思います。

さて、LGBT理解増進法が制定されたのは令和5年でしたが、その後は特に目立った動きはなく、3年が経過し、ちょうど昨日、LGBT理解増進基本計画が閣議決定されました。基本計画の内容も公開されており、言いたいことはやまやまですが、またの機会に触れたいと思います。

本計画については、一部の保守派議員からの要請により、基本計画の当初案にあった、国民の理解が十分に進んでいないという文言が削除され、認識は広がりつつあると修正されました。私自身は同性愛者で、LGBTQプラスの当事者ですが、入学できない、就職できない、選挙に出られないとか、そういった差別を受けたことがありません。現在は自分のセクシュアリティをオープンにして生活していますが、周囲の理解が進んでいないということもありません。とはいえ、自分自身も初めから同性愛者であることを自覚していたわけではなく、学生時代には悩みや葛藤もありました。LGBT基本計画では、そのような苦悩がなくなるように施策を行っていくのですが、私はこの苦悩が無駄だとは思っていません。

人間が生物として繁栄してきたのは異性愛者のおかげですし、こどもをつくるためには必ず父親と母親の存在

が必要だということは基本として押さえるべきです。異性愛者しかいない世の中は全く問題ありませんが、逆に同性愛者しかいない世の中になってしまったら、種族は途絶えます。私のようなイレギュラーなタイプは少数だからこそ社会が成り立つわけで、増えてよいことなど何ともありません。だからといって不要な存在ではないですし、私も社会のために貢献できることはあると思っています。ただ、役割分担の問題でどうしても担えない部分があるということは認めるべきではないでしょうか。

自身のアイデンティティもまだ分かっていないこどもが余計な知識を与えられ、自分はLGBTなんだと自覚するよりも、自分の中で悩んで葛藤しながら答えを出したほうが本人にとっての納得感もあるはずで、教育としてこどもたちにわざわざ教える必要はないと私は考えています。とはいえ、早くから自身のセクシュアリティを自覚しているのに、周囲の大人から否定されてしまうのは問題です。悩みを相談したときに先生が理解してくれるのか、寄り添ってもらえるのかが重要だと思います。

そこで質問です。性的少数者のこどもたちに接する教員に対し、どのように指導しているのでしょうか、方針などがありましたらお示しください。

私からの質問は以上です。(拍手)

○鈴木隆之議長 理事者の答弁を求めます。

○酒井健康政策部長 私からは、新型コロナワクチンを含む過去の予診票に関するご質問にお答えをいたします。

予防接種予診票は、医師が接種の可否を判断することを目的として、被接種者や保護者の方などにご記入いただいているところです。その上で接種医は、接種部位、接種方法、ロット番号などの必要事項を追記しております。行政が接種主体となった予防接種に関する記録は、予防接種法施行規則第4条に規定のある定期予防接種であり、その接種記録を残すものとされています。区は現在、新型コロナワクチン特例臨時接種や定期予防接種等に関わる予診票は、各医療機関から集めた原本となる紙の予診票と、それを電子化した予診票の双方を保管しております。予防接種法施行規則で定める接種記録は、本年6月1日の改正規則の施行に伴い、接種した本人がお亡くなりになった後、5年間の電磁的記録の保存が義務づけられました。区は、予防接種法施行規則の定めに基づき、新型コロナワクチンを含む過去の予診票や接種記録の保管及び管理について適切に対応してまいります。私からは以上です。

○和田鉄道・都市づくり部長 私からは、新空港線に関する2点の質問についてお答えさせていただきます。

まず、事業費の抑制策についてですが、新空港線のような長期事業のコスト縮減につきましては、検討の初期段階では、整備位置や整備内容などのマクロ的な視点から精査を進め、工事の発注段階では、使用材料や工法などのミクロ的な視点から対策を講じることが効果的でございます。現在、新空港線の整備は都市計画決定前の段階でございまして、新空港線の整備主体である羽田エアポートライン株式会社は、マクロ的な観点を中心に、コスト縮減策を含め、各種検討を進めております。また、区は、新空港線の整備と蒲田駅周辺のまちづくりの一体的な推進による効率化などにつきまして、羽田エアポートラインと連携して検討するなど、同社の進めるコスト縮減等に関する取組を積極的に支援しているところでございます。なお、現在の資材高騰に伴う工事費の増加は全国的な傾向でございまして、今後は、使用材料や工法などが状況の変化に応じ、順次改善されることも予想されることから、工事の発注段階においては、そうした動向を的確に把握し、適切に対応してまいります。

次に、事業費の見直しについてでございますが、新空港線の整備のように、大規模かつ長期を要する事業につきましては、物価変動などに伴う事業費の変化のみならず、コスト縮減方策を含む具体的な整備内容の検討結果なども踏まえまして、総合的な観点から事業を推進していく必要がございます。現在、新空港線の整備につきましては、整備主体である羽田エアポートラインが具体的な整備内容等について、コストの縮減を含めまして検討を進めている段階でございます。また、現在の物価高につきましては、中東情勢の変化や国の物価対策の影響など、変動要因が極めて多いことから、新空港線のように整備に長期を要する事業に対する影響を現段階で見極めることは困難な状況でございます。このため、現段階では、新空港線の整備に関して、ここ数年の物価上昇のみを根拠として、定期的に事業費を見直す必要はないと考えておりまして、今後とも、各種検討の進捗や関係機関

との協議状況を踏まえまして、適切に対応してまいります。私からは以上でございます。

○山田教育総務部長 私からは、性的少数者、いわゆる性的マイノリティのこどもに接する教員への指導の方針に関するご質問にお答えをします。

学校は、性的マイノリティのこどもを含め、全てのこどもたちが安心して生活し、自分を肯定できる環境をつくり、自分らしくいきいきと学校生活を送れるようにすることが大切です。そのために、担任や養護教諭がこどもの思いや願い、悩みなどに寄り添いながら、丁寧に耳を傾け、理解者としてこどもを支えることは重要なことです。性的マイノリティであるこどもの支援については、児童・生徒本人や保護者の意向を確認しながら、当該校の教職員が共通認識し、トイレや着替えなどの生活場面において、本人が過ごしやすい環境をつくるなどの対応を進めることを人権教育研修などを通じて各校に周知しております。また、同研修の際には、性的マイノリティの児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援を一層充実させるために、性自認や性的指向に対する確かな理解や具体的な支援の在り方について、教職員が十分に理解を深めるように取り組んでおります。加えて、全ての児童・生徒が人権に関する学習資料を基に、性的マイノリティについて正しく理解をし、偏見や差別の不合理性に気づくことができるように取り組んでいます。今後も教育委員会として、性的マイノリティのこどもやその保護者の意向を尊重しながら、児童・生徒に寄り添った支援が充実するよう、各校を指導してまいります。私からは以上です。

○鈴木隆之議長 次に、48番杉山かずのり議員。

〔48番杉山かずのり議員登壇〕（拍手）

○48番（杉山かずのり議員） 大田子ども防災会の杉山かずのりです。通告に従い、二つのテーマから質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

まず初めに、こどものデータ連携の必要性についてお伺いします。

近年、こどもを取り巻く環境は大きく変化しております。児童虐待、不登校、発達特性、ヤングケアラー、経済的困窮、孤立した子育てなど、こどもや家庭が抱える課題は複雑化、多様化しており、一つの部署で解決できる問題ではなくなっています。一方で、行政の仕組みは、福祉、教育、保健、子育て支援など、それぞれの制度ごとに情報が管理されております。その結果、本来であれば支援につながるべきこどもや家庭の変化に気づけなかったり、必要な支援が届くまでに時間がかかったりするケースも少なくありません。

私は、これまで、こども食堂の運営者や地域活動、そして、多くの保護者や教育関係者の方々から様々な声を聞いてまいりました。その中で共通して聞こえてくるのは、もっと早く気づいてくれていたら、誰かに相談できていたら、情報がつながっていたらという声です。こどもの課題は突然発生するものではありません。多くの場合、小さなサインが積み重なった結果として表面化します。だからこそ、行政には、問題が大きくなってから対応するだけでなく、早い段階で変化に気づき、必要な支援につなげていく役割が求められていると考えています。

こうした中、こども家庭庁では、こどもデータ連携実証事業を進めています。この事業では、教育、福祉、保健などの複数の行政データを連携し、支援が必要なこどもや家庭を早期に把握し、適切な支援につなげることを目的としています。

私は、この取組について調査を進める中で、一つ感じたことがあります。それは、この事業の本質はデータを集めることではないということです。データはあくまでも手段であり、目的はこどもたちが安心して成長できる環境をつくることです。

また、実証事業に参加した自治体を見ますと、その活用方法も様々です。児童虐待の予兆を早期に把握することを目的とする自治体もあれば、不登校支援や発達支援に重点を置く自治体もあります。つまり、こどもデータ連携とは、単なるシステム導入の話ではなく、その自治体がどのようなこども支援を目指すのかという理念そのものが問われている取組であると考えます。

私は、今後のこども支援を考える上で、大きく二つの視点が必要であると思っています。一つ目は、妊娠期から未就学児までの支援です。この時期は、虐待予防や発達支援、保護者支援など、早期発見と早期対応が非常に

重要になります。母子健康手帳の情報、乳幼児健診、保育園での様子、子育て相談など、様々な情報を適切につなぐことで、支援が必要な家庭へ早い段階で寄り添うことが可能になります。二つ目は、小中学生への支援です。不登校や学習面での課題、発達特性への対応、家庭環境の変化など、学校だけでは解決できない課題が増えています。教育委員会だけではなく、福祉部門や地域の支援団体などが連携しながら、こどもを支えていく仕組みが必要です。

特に不登校については、私は学校復帰することだけをゴールにするべきではないと考えています。学校に行けない状況であっても、社会とのつながりを失わないことが重要です。そのためには、こどもの状況を多面的に把握し、必要な支援へつながる体制づくりが求められます。こどもデータ連携は、その基盤となり得る取組ではないでしょうか。

しかしながら、この取組を進める上で忘れてはならないことがあります。それは、最後にこどもを支えるのは人であるということです。どれだけ優れたシステムを導入しても、現場でこどもと向き合う人がいなければ意味がありません。データが教えてくれるのは気づきです。その気づきを受け止め、寄り添い、支援につなげるのは人です。私は、こどもデータ連携の先にあるべき姿とは、データを中心とした行政ではなく、こどもを中心とした行政であると思っています。福祉、教育、保健、地域、それぞれが持つ情報や知見をつなぎ、一人ひとりのこどもを支える環境を構築していくことが重要であります。

そして、何より困り事が大きくなる前に気づき、支援につながる社会をつくる必要があります。私は、行政の最大の役割は、こどもたちが声を上げられないときに大人が気づける環境を整えることだと考えています。困ってから支援をするのではなく、困る前に支援できる社会、こどもたちが安心して成長できる環境、そして、地域全体でこどもを支える仕組み。その実現に向けて、こどもデータ連携の考え方は大きな可能性を持っていると思います。

そこで伺います。こうした状況を受けて、現在の教育現場では、こどもを中心とした支援がどのように行われているか、大田区としての現状をお伺いします。

次に、A I時代における情報リテラシー教育について伺います。

私は現在、こどもデータ連携や教育D Xについて調査を進める中で、一つ強い危機感を持っています。それは技術の進化に対して教育が追いついていないのではないかとということです。ここ数年で生成A Iは急速に普及しました。文章作成、翻訳、画像生成、動画編集、プログラミングなど、これまで人が行っていた作業の一部をA Iが担う時代になっています。大人の働き方が大きく変わり始めている今、こどもたちが社会に出る頃には、さらに大きな変化が起きていることは間違いありません。

しかし一方で、学校現場では、A Iの活用方法や情報教育の在り方について模索が続いています。私は、この状況を見ていて、これからの教育で最も大切なのは、A Iを教えることではなく、A I時代を生き抜く力を育てることではないかと考えています。

文部科学省は、2017年に公示された学習指導要領の中で、情報活用能力を学習の基盤となる資質能力として位置づけました。G I G Aスクール構想による1人1台端末の整備も進み、大田区においても小中学生にタブレット端末が配備されています。

しかしながら、端末を持つことと、情報を正しく活用できることは全く別の話です。2025年の東京都の中学生のスマートフォン所有率調査では、90.4%、こどもがスマートフォンを所有しています。現在の中学生は生まれたときからインターネットが存在し、スマートフォンやS N Sが当たり前にある環境で育っています。一見すると、デジタル機器に慣れているように見えますが、情報を正しく読み解く力や危険を回避する力が十分に身につけているとは言い切れません。

実際に近年では、S N Sを通じた詐欺被害、闇バイトへの勧誘、個人情報の流出、ネットいじめ、フェイクニュースの拡散など、こどもたちが巻き込まれる問題が増加しています。さらに、生成A Iの普及によって、これまで以上に本物と偽物の区別が難しくなっています。写真や動画であっても、簡単に加工や生成ができる時代です。A Iが生成した文章をそのまま事実だと信じてしまう危険性もあります。だからこそ、私は、今後の情報教

育において最も重要なのは、情報を集める力ではなく、情報を見極める力であると考えています。何が事実なのか、誰が発信しているのか、その情報にはどのような意図があるのか、情報の真偽を判断し、自ら考える力を育てることが重要です。

また、2030年に予定されている次期学習指導要領の改訂では、A I時代を見据えた教育の在り方が大きなテーマになると言われています。これからの教育には、大きく三つの力が必要になると慶應義塾大学の宮田裕章教授がおっしゃっておられました。一つ目は、情報を読み解く力です。膨大な情報の中から必要な情報を選び、真偽を判断し、自分の考えを持つ力です。二つ目は、A Iを活用する力です。A Iを禁止したり、遠ざけたりするのではなく、適切に活用しながら、学びや仕事に活かしていく力です。かつて電卓が学校に導入された際にも議論になりましたが、しかし、結果としては、電卓は計算力を奪うものではなく、より高度な学びを支える道具となりました。A Iも同じであると考えます。大切なのは、使うか使わないかではなく、どう使うかです。そして三つ目は、人間、人にしかできない力です。共感する力、対話する力、協働する力、そして、問いを立てる力です。A Iは答えを示してくれます。しかし、何を問い、どんな社会を目指すのかは、人間が考えなければなりません。

私は、これからの時代において最も価値を持つのは、人と人との関係性や創造性ではないかと思っています。だからこそ、A I教育とは、技術教育だけではなく、人間教育でもあると考えています。

一方で、こうした教育を進めるためには人材の確保が欠かせません。学校現場では、I C T支援員などの配置が進められていますが、A I技術の進歩は非常に早く、教員だけで対応することは容易ではありません。また、教員自身も多忙の中、新しい技術を学び続けなければならない状況にあります。私は、今後は、学校だけで抱え込むのではなく、大学や企業、地域人材、I C T支援員など、多様な主体との連携が必要になると考えています。地域全体で子どもたちの学びを支える仕組みづくりが必要です。

さらに私は、A I時代だからこそ、子どもたちが様々な大人と出会う機会も必要だと思っています。A Iは知識を教えてください。しかし、人生の答えは教えてくださいません。どのような生き方をするのか、どのような仕事を選ぶのか、どのような社会をつくるのか、そうした問いに向き合うためには、多様な大人との出会いが欠かせません。

私は、A I教育の目的は、A Iに負けない子どもを育てるのではなく、A Iを活用しながら、人として成長できる子どもを育てることであると考えています。技術が進歩するほど、人間らしさの価値が高まります。だからこそ、情報リテラシー教育とA I教育を通じて、子どもたちが主体的に考え、自ら未来を切り開く力を育てていくことが重要ではないでしょうか。

そこで伺います。I C T人材が不足している中、2017年の学習指導要領から2030年の次期学習指導要領改訂を見据え、大田区として、A I教育及び情報リテラシー教育をどのように捉え、今後、どのような人材育成を目指していくか、区の見解を伺います。

以前、野球の監督のご子息がチャットG P Tを使い、家庭の問題をA Iに問い、児童相談所に連絡するという事案がありました。友人や知人ではなく、最初にA Iに相談するのが当たり前の現状に驚きました。また、栃木県で起きた強盗殺人事件では、高校生がS N Sを通じて知り合い、実行犯として事件に関与していました。フランス発のアプリ、ビーリアルにおける個人のプライバシーの侵害など、様々な事件、事故に巻き込まれる可能性は非常に高くなっています。オーストラリアやフランスなどでは、16歳未満のS N Sの年齢制限が強化されています。子どもたちの安全な生活のためにも、しっかりとした情報リテラシーの教育が必要であります。また、保護者に向けて、セキュリティー意識も併せて重要であると考えます。

以上で私からの質問を終わります。二つの質問に対し、ご答弁よろしくお願いします。(拍手)

○鈴木隆之議長 理事者の答弁を求めます。

○山田教育総務部長 教育に関する二つのご質問にお答えをします。

まず、教育現場における子どもを中心とした支援の現状に関するご質問についてでございます。子どもを取り巻く課題は多様化、複雑化しており、学校では、子ども一人ひとりの状況を把握し、関係機関と連携しながら、

こどもを複数の目で見守り、組織的に支援を進めております。例えば非行や問題行動が見られる場合には、警察と連携し、更生と指導、再発防止に取り組んでおります。虐待が疑われる場合には、児童相談所や子ども家庭支援センターへ速やかに通告や相談し、こどもの安全確保を最優先に対応しております。また、ヤングケアラーなど、生活上の困難を抱えるご家庭については、福祉事務所や民生児童委員と連携し、必要な福祉の支援につなげております。さらに、不登校のこどもに対しては、教育センターや、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、一人ひとりの状況に応じた居場所や学びの確保を図っております。ほかにも、障害や発達に関する支援が必要な場合には、特別支援学校や特別支援学級、医療機関、療育機関などと連携をしながら、適切な指導、支援につなげております。加えて、個別的教育支援計画などのデータを活用した情報共有により、家庭、地域、関係機関と連携しながら、幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制を強化しております。教育委員会といたしましては、本年8月1日に開設予定の大田区こども未来総合センターも含め、関係部局との一層の連携強化を図ることで、こどもたち一人ひとりに寄り添った支援の充実に努めてまいります。

次に、AI教育及び情報リテラシー教育に関するご質問についてお答えをします。急速に進化を遂げている生成AIは、その普及とともに、社会の仕組みそのものに大きな変化をもたらしています。同時に、情報セキュリティや情報の信頼性などの新たな課題も生じております。こうした状況を踏まえ、教育委員会といたしましては、児童・生徒が生成AIを適切に活用するために必要な情報リテラシーとして、三つの力を身につけることが重要であると考えております。一つ目でございますが、生成AIの回答には誤った情報を含む可能性があることをしっかりと理解して、得られた情報をうのみにせず、その真偽を見極める力であります。二つ目は、目的に応じて情報やAIを利用し、自らの考えを深め、新しい価値を生み出す力であります。三つ目は、個人情報や著作権などに関するルールや他者の権利をしっかりと理解し、それらを尊重しながら、生成AIを活用する力であります。また、各学校では、児童・生徒の発達の段階に応じて育成すべき情報活用能力を明確にした年間指導計画を作成し、SNS上のトラブルや個人情報の漏えいなどの危険性とその未然防止について指導をしております。今後は、生成AIをはじめ、デジタル技術を適切に活用しながら、新たな価値を創造することができる人材の育成を目指し、研究を続けてまいります。私からは以上でございます。

○鈴木隆之議長 次に、42番平野春望議員。

〔42番平野春望議員登壇〕（拍手）

○42番（平野春望議員） 立憲民主党大田区議団の平野春望です。今日は3問、質問いたします。

まずは住宅政策について伺います。

鈴木区長は、先月の区長会見やこれまでの議会や様々なご挨拶でも、住み続けたいまちNo.1、そして、子育て都市No.1を目指しているとおっしゃっていました。そこで、本日は、住み続けたいまちNo.1、子育てNo.1都市を目指す大田区の住宅政策について伺います。

先日、豊島区の住宅政策について視察に行っていました。狭小住戸集合住宅税、通称ワンルームマンション税と言われる税があります。課税の趣旨としては、この税は、狭小な住戸を有する集合住宅の建築を抑制し、得られた税を良好な住宅環境の支援に投入することによって、ゆとりある住環境を実現しようとするものです。

令和2年国勢調査によると、豊島区の世帯構成は全世帯のうち単独世帯が約64%という偏った状況になっています。また一方では、区内全体で30平方メートルに満たない住戸が占める割合は約36%にもなり、いずれも23区で高い水準になっています。

偏った世帯構成の背景には、居住したくても、ファミリー世帯向けの良質な住宅が少ないという区内の住宅事情があります。単身者向け住宅もちろん必要ですが、狭小なものばかりに偏った住宅の供給は、地域の構成員を限定させ、子育て、教育、福祉、町会活動など、多様な世帯が協力して、地域ぐるみで行うべきまちづくりに将来重大な支障をきたすおそれが懸念されます。そこで、一定戸数以上の狭小な住戸を有する集合住宅を建築しようとする建築主へ課税することにより、1戸当たりの面積が少しでも広い住宅の供給を誘導していくというのが、この税の目的です。

課税対象は、区内に狭小住戸30平米未満が9戸以上ある集合住宅を建築する行為で、集合住宅を建築する建築

主が納税義務者になり、対象住戸1戸当たり50万円課税されます。つまり、8戸以下の集合住宅には課税されません。

この狭小住戸集合住宅税の収入額と件数ですが、令和6年収入額が2億8000万円、件数は30件ということで、過去3年、大体この程度の収入額があります。

条例の効果としては、この税の施行前と施行後で、課税対象の狭小住戸が1069戸から806戸と24.6%減、全申請件数に占める割合も34.1%から27%と7.1ポイント減となっています。この結果を見ると、大田区でもよく言われる、居住したくても、ファミリー世帯向けの住宅が少ないという住環境に一定の成果があると考えられます。また、税の使途ですが、この収入は普通税のため、税の使途は特定されていません。ただし、ゆとりのある住宅、住環境の実現を目的としています。

そして、この狭小住戸集合住宅税の収入額は例年2億数千万円程度、住宅基金として積立てをしており、基金の用途は、令和6年度までは、住み替え、ファミリー家賃助成、空き家活用事業、子育て支援住宅整備事業、住宅セーフティネット事業等に充当しており、令和7年度からは、区営・区立住宅の大規模改修工事経費、区営住宅建て替え事業に充当されているそうです。大田区でも住み続けたい都市No.1を目指しており、区民の定住化や区外からの移住を進めていると思いますが、こういった税制や基金の活用は、その一助になるのではないのでしょうか。

そこで伺います。大田区でも蒲田を中心にワンルームマンションばかりが増えているという現状があり、子育てをしたくても、できる環境がないとも聞きます。子育てしやすい住環境や住居確保要配慮者がこれからも大田区に住み続けられるような住宅政策を進めるために、狭小住戸集合住宅税のような税の仕組みが有効ではないかと考えますが、区の見解を伺います。

また、豊島区では、家賃助成として、子育てファミリー世帯家賃助成の事業も行っています。子育てファミリー世帯に対して、良質な賃貸住宅への誘導を図り、居住環境の改善を図り、区内での定住率の向上を図ることを目的としています。助成額は月3万円が上限で、助成期間は最長5年、もしくは、児童が15歳に達した日の属する年度末までです。助成件数は、令和7年で149件、予算規模は約4000万円程度ということです。また、多世代近居・同居支援事業というのもあります。目的は、子育て世帯の豊島区への定住化の促進を図るもので、近居、同居しようとする住宅が民間住宅の場合や、親が所有する住宅で同居をする場合に、引っ越し代や工事にかかった改修費用など、20万円まで助成するものです。令和7年度の実績は16件で、予算規模は600万円と聞いております。

私は、これまでも家賃助成について質問してまいりましたが、できれば基金の積立てなども通して、区営住宅の整備、更新、区営住宅の戸数を増やすことなどが必要だと思っています。ただ、費用面で難しければ、空き家や民間賃貸住宅を活用した、民間企業の社宅の借り上げマンションのような区営住宅の整備も進めてほしいと考えます。都心、特に23区の家賃相場は、2LDKで16万円から23万円前後が中心とも言われ、手取りの半分近くが家賃に消えるとも聞いております。

そこで伺います。住み続けたいまちNo.1、子育てNo.1都市を目指す大田区の住宅政策として、具体的な子育て世帯を呼び込む、定住させる施策の具体化をそろそろ前へ進める時期に来ていると考えます。ファミリー向けの家賃助成や、多世代の近居・同居支援事業、空き家や民間賃貸住宅を活用した区営住宅の整備などについて、区の現状と課題、今後の具体的な住宅政策の取組について伺います。

最後に、障がい者雇用について伺います。

改正障害者雇用促進法の施行により、今年の7月から公務職場の雇用率が2.8%から3.0%に引き上げられます。2024年4月に2.5%へ引き上げられた民間企業の障がい者雇用の法定雇用率はさらに2.7%へ引き上げられます。また、これに伴い、障がい者を雇用する義務が生じる事業主の範囲も従業員40人以上から37.5人以上へと拡大されます。

私は令和3年第1回定例会で障がい者雇用について質問をしました。その答弁で、「区では今年度、大田区障がい者活躍推進計画を策定し、障がいのある職員の活躍の場を拡大する取組を推進しております。区の計画にお

ける5年後の目標雇用率は、法定雇用率を上回る3%と設定し、長期的な視点を持ち取り組んでまいります」という答弁がありました。また、この質問時に区の答弁として、「今後、オフィス・サポーターとして働いた経験を活かして、特別区が実施する障害者採用選考への受験につなげたり、民間企業の常勤職員として活躍いただくことも期待しております」とありました。

新たな法定雇用率の達成に向けては、職場の理解促進が課題になると考えます。また、事務業務の切り分け、仕事の切り分けも課題になってくると考えます。専門性や経験のある職員が仕事の切り分けをすることにより、多くの方が活躍できる職場環境を整備していただきたいと考えます。

そこで伺います。障がい者雇用に関しては、会計年度任用職員のオフィス・サポーターを卒業した方が大田区の障がい者採用や民間企業で常勤職員としてフルタイムで働いている件数や事例について、また、今後の区の障がい者雇用について、そして、区の現状の障がい者雇用の法定雇用率と、今後、法定雇用率を上げるための課題と取組について伺います。

以上、3点質問させていただきました。ぜひ明快で前向きな答弁をよろしくお願いいたします。(拍手)

○鈴木隆之議長 理事者の答弁を求めます。

○張間総務部長 区の障がい者雇用に関するご質問にお答えします。

区では、令和3年度から、障がいのある方々の活躍を推進するとともに、障がいのある職員と働くことによる区職員への共生社会への意識醸成と業務能率の向上を目的として、オフィス・サポート・センターを開設しています。オフィス・サポート・センターでは、障がいのある会計年度任用職員であるオフィス・サポーターに対し、将来の活躍の幅を広げる支援にも積極的に取り組んでまいりました。現時点において、区での採用勤務を終えた後に民間企業においてフルタイムで働いている事例に接してはおりませんが、オフィス・サポート・センターの開設以来、特別区人事委員会が実施する特別区のフルタイム職員の採用選考に4名のオフィス・サポーターが合格を果たしており、本区での経験を活かして、特別区政の様々な分野において元気に活躍しております。区の障がい者雇用率は、令和7年6月1日時点で2.23%です。今後、区では、法定雇用率の達成に向け、会計年度任用職員であるオフィス・サポーターの採用拡大を進めるとともに、採用された障がいのある職員が安心して働き続けられる環境のさらなる充実などに取り組んでまいります。

○杉山まちづくり推進部長 私からは、住宅政策に関する二つのご質問にお答えをいたします。

まず、ゆとりある住環境についてのご質問ですが、区民の社会環境の変化に対応した住環境づくりを進めていくことは大変重要でございます。区は、環境の変化に対応し、安心していきいきと暮らせる住まいと住環境を整備するため、大田区住宅マスタープランを策定し、基本目標である定住促進を目指し、地域特性を踏まえた施策を総合的に展開してございます。具体的には、地域力を生かした大田区まちづくり条例におきまして、集団住宅建設事業で建築物の住戸数が30戸以上の場合におきましては、条例で定める基準以上のファミリー型式住戸を設置するよう定めております。さらに、令和7年度に改正をいたしました同条例施行規則におきましては、ファミリー型式住戸を設置する場合、一定台数の幼児2人同乗自転車駐車を設置するなど、こどもを産み育てることができる住環境の確保に向けた取組を強化してございます。加えて、東京こどもすくすく住宅認定制度の普及啓発を積極的に推進することで、ゆとりある住環境の実現に努めています。なお、豊島区が実施している狭小住戸集合住宅税につきましては、新たに課税することに対する社会経済的な環境が整っているか、課税対象の妥当性や公平性、市場への介入などの面において、より慎重な検討が必要と認識してございます。引き続き、他自治体等の先進事例を参考にしつつ、大田区住宅マスタープランに基づいた施策を総合的に展開してまいります。

次に、子育て世帯の住宅政策についてのご質問です。ゼロ歳から4歳及び35歳から39歳は転出超過の人数が他の世代と比べて多く、子育て世代の流出が示唆されております。子育て世帯を呼び込むとともに、安心してこどもを産み育てることができる住環境を整備し、定住促進を図ることが大変重要であります。区は、これまで住宅リフォーム助成事業において、こどもが安全・安心に暮らせる住宅改修メニューを追加するなど、子育て世帯に対する支援を拡充してまいりました。また、大田区営住宅等整備基本方針におきましては、区営住宅を良質な住宅ストックとして長期活用しながら、民間賃貸ストックの活用をさらに図り、将来にわたり適切に維持管理して

いくことで、子育て世帯などの配慮を必要とする方への支援のほか、バリアフリー化の促進や災害対応など、新たな行政需要に対応しつつ、建物管理の効率化を図ることといたしております。区といたしましては、住宅施策を単なる住まいの提供と捉えるのではなく、子育て支援や教育施策、魅力的な公園整備など、ライフステージの変化に寄り添った施策として、ハード面とソフト面での子育て支援を両輪で進め、子育て世帯の歩みを力強く後押しする、より広い視野で捉えていく必要があると考えてございます。そのため、引き続き、庁内の各部署が縦割りの壁を越えて緊密に連携し、知恵を出し合いながら、単発的な事業にとどまらず、将来にわたって子育て環境が維持されるよう、これからも住み続けたいまちNo.1を目指した取組を進めてまいります。私からは以上です。

○鈴木隆之議長 次に、49番北村やよい議員。

〔49番北村やよい議員登壇〕（拍手）

○49番（北村やよい議員） おおた未来創志会の北村やよいでございます。本日は二つの分野につきまして質問をいたします。

昨年1月から教育委員会が六つの中学校で試行してくださった女子トイレ内の生理用品設置の取組については、私自身、予算特別委員会でも取り上げてまいりました。衛生面や管理面、相談機会の確保など、いくつか課題を共有しながら、生徒の声を受け止め、柔軟に対応していただいたことをまず感謝申し上げます。

さらに、昨年、令和7年度、この取組を区立中学校全校へと拡大していただいたと伺いました。この迅速な展開に重ねて感謝を申し上げます。

モデル校での実施段階では、設置場所の工夫、使用状況の把握、保健だよりや女子生徒向けの集会を活用した健康指導の強化など、前向きな報告が寄せられていました。こうした積み重ねが今回の全校展開につながったものと受け止めております。

そこでまず伺います。全校での実施の後、生徒や養護教諭の先生方からはどのような声が寄せられているか教えてください。例えば急な生理でもすぐ使えるという安心感が生まれたか、保健室を訪れる生徒の数に変化があったか、思春期の健康教育の機会が増えたか、生徒同士の助け合いに変化があったか。こうした現場の実感は今後の制度設計に欠かせない視点です。まずは全校展開によって得られた成果について伺います。

昨年度のアンケートでは、保健室に生理用品をもらいに行くことに抵抗があると答えた生徒が68%にも上りました。これは生理に関する心理的ハードルの高さを示すものです。家族にも相談しづらい生徒もおり、そうした子どもたちは大人に声をかけることがより難しい状況にあります。一方で、教育委員会は当初から、トイレ設置によって保健室での相談機会が減る可能性を課題として挙げていました。

そこで併せてお伺いしたいのが、相談行動に変化はあったか、月経困難症やPMSなどの月経随伴症状の見逃しは起きていないか、衛生管理や補充体制の職員側の負担はどうか、使用枚数の想定と実績に乖離はないか、誤使用やトラブルは発生していないか。

さらに、生理用品の設置は、単なる物品提供ではなく、これまで見えにくかったいくつかの課題を可視化する重要な取組でもあります。まず一つ目は、女性の健康課題についてです。例えば生理痛がひどい、経血量が多い、周期が不安定といった症状の背景には、医療につなぐべき疾患が潜んでいる可能性があります。保健室での会話や観察から早期に気づけるケースも、トイレで完結してしまっていることで見逃される懸念がございます。二つ目は、生理の貧困、家庭環境についてです。使用量が多い学校、地域では、父子家庭や外国籍家庭など、生理の問題を家庭で相談しづらい背景がある可能性が指摘されています。交換を控えざるを得ず、不衛生な状態が続くことで健康問題につながることもあります。三つ目は、家庭での性教育の不足についてです。生理用品の使い方や交換頻度を知らない生徒が一定数いることも明らかになりました。家庭での性教育の不足や教育格差が背景にあると考えられ、学校として、この部分を補完する必要があります。四つ目は、孤立と相談行動の減少についてです。友達には相談できても、大人には相談しづらい構造は依然としてあります。トイレで完結してしまっていることで、保健室の先生や周囲の大人が変化に気づく機会が減り、孤立が深まる懸念があります。

こうした四つの課題を踏まえ、今回の取組を補完的支援と位置づけるのか、より積極的な健康支援へ発展させ

るのか、教育委員会のお考えをお伺いいたします。

都立高校では、既に全校で生理用品の設置が完了しており、設置枚数、保管方法、補充体制などの先行事例が蓄積されています。区立中学校でも全校実施が始まった今こそ、都教育委員会との情報共有、他自治体との比較、思春期の健康教育の強化、相談できる大人の可視化、こうした取組を進めるべきと考えます。

学齢期はどうしても教育委員会頼みになりがちです。問題は山積していることも十分承知しております。しかし、問題は一つずつ解決していくしかありません。スピード感を持って解決しなければ、生徒たちはすぐ大人になってしまいます。私も教育委員会と共に、こどもたちの様々な課題に向かっていきたいと考えております。

次に、窓口の混雑緩和について質問をいたします。

役所にとっては窓口も落ち着き、出納閉鎖もし、年度替わりの繁忙期がようやく一段落したところと思います。連日、本庁舎1階や特別出張所の窓口で懸命に対応に当たられた職員の皆様には、まずは敬意を表します。

さて、区民サービスの向上を掲げる本区において、今年度はおおたの窓口2.0という重要な取組に着手されます。この取組が区民の利便性向上にどう寄与するのか、そして、窓口の混雑という長年の課題をどう突破するのか、今日は視点を広げて、現場の業務そのものから質問させていただきます。

まずはおおたの窓口2.0の全体像について伺います。3月の所管委員会でもご報告はありましたと聞いておりますが、改めて今回の取組の狙いと概要についてお伺いをいたします。

様々なツールを複合的に実施し、窓口の待ち時間を減らすという姿勢はすばらしいことです。しかし、ここからが本題です。先ほど述べましたとおり、繁忙期はもちろん、何でもない平日でも窓口は混雑しています。多くの区民がなぜ手続きにこれほど時間がかかるのかと不満を漏らしています。

私自身、昨年度末に住民票を取りに蒲田東特別出張所に伺いました。珍しくと言ったら大変失礼なんです、順番が来るまで100分待ちというふうにモニターに表示されており、蒲田地域庁舎の1階は大変混雑をしていました。その後、本庁舎に登庁する際に1階南側を観察すると、こちらはある窓口が156人待ち。この混雑の原因は、単に来庁者の数だけではなく、住民が準備してきた書類と窓口での処理プロセスの間に大きな乖離があることに起因しているのではないかと私は考えております。この現状を区民部長はどのように分析していらっしゃるのでしょうか、所管部局の見解をお伺いいたします。

客観的なデータとして、大田区におけるマイナンバーカードの普及率は80%を超えたと聞いております。そして、このカードを活用した窓口の手続き件数は、その傾斜こそ異なりますが、共に右肩上がりだと聞いております。区民の間でも着実にデジタル活用の意識は高まっていると言えます。

区がせっかく進めてきたこの流れを一過性のものにせず、さらに強力に推進していくためには、私は三つのアプローチが不可欠であると考えます。まず第1に、マイナンバーカードで処理できることは、徹底してマイナ処理に移すという原則の確立であります。第2に、マイナ手続きを選択してくれた区民へのインセンティブです。これについては、今回のおおたの窓口2.0において、既に手数料の割引という形で実装されている点を高く評価いたします。

しかし、最も重要なのは、次に申し述べます第3のアプローチです。それは、マイナ処理であれば、役所側の紙の転記工数を劇的に減らせるという内部プロセスの改革です。現在の窓口を見てみますと、職員の方が住民の方の前で手書きの申請書の内容を黙々とシステムに打ち込んでいらっしゃいます。これでは、せっかく区民がカードを持ってきてくれても、少々乱暴な表現にはなりますが、職員がデータ入力ロボットになっている現状は変わらないと考えます。

今回のおおたの窓口2.0による区民への割引、インセンティブを契機として、今後は、システムを導入するだけではなく、現場の事務フローを標準化し、この無駄な紙転記の工数を根絶するための組織的な業務棚卸しをどのように進めていくのか。この改革は区民部だけでは完結しません。システムを管轄する企画経営部、各特別出張所を束ねる地域未来創造部との縦割りの壁を打ち破り、職員を入力ロボットから本来の相談員へ戻すための全庁的なアクションプランが今後必須になると考えます。

窓口での手続きにおいて、住民に紙での提出を求め、それを職員が手入力する。このフローは、DXの理念か

ら最も遠い無駄な行為です。高齢者の方やデジタル環境にない方、私のようにマイナンバーカードを取得していない方、これらの方への配慮を怠れと言っているわけではありません。そうした方々を丁寧にサポートするためにも、デジタルで処理できる層のフローを圧倒的に効率化し、浮いたリソースを来庁者へのサポート役に回すべきです。現在の紙申請でも、窓口の外側には何人もの係員が来庁者に対応しています。この申請書の紙に書くという行為と、例えば今後、窓口にタブレットを設置して、それに入力するという行為に対し、横に係員がつくことは今と何ら変わりがないように感じるのは私だけでしょうか。

おおたの窓口2.0はあくまでも改革のスタートラインです。大切なのは、この取組を通じて、住民の貴重な時間を役所が奪わない仕組みをいかに早期に確立できるかです。

最後になりますが、この改革を単なる機器の入れ替えで終わらせないでほしいのです。来年度以降、この取組が区民の体験を根本から変える改革になるのか、それとも、現状維持の延長になるのか、私は来庁する区民の一人として、そして、議会の一員として、その進捗をチェックしていくことをお約束し、以上で私の質問を終わります。(拍手)

○鈴木隆之議長 理事者の答弁を求めます。

○梅崎企画経営部長 私からは、おおたの窓口2.0の取組につきまして、ご質問にお答えをいたします。

今回の取組は、将来的な行かない、書かない、待たない、回らない窓口の実現に向けまして、オンライン化と併せて、行政手続き環境を刷新する一連の取組であり、誰もがストレスなくご利用できる窓口サービスの提供を目指すものでございます。令和8年度は、その第一歩として、まず9月から多機能端末機で発行する住民票の写しなどの証明書発行手数料を現行の250円から150円へ減額いたします。多機能端末機の恒常的な利用の定着を促すことで、マイナンバーカードの利便性をより一層実感いただくとともに、窓口来訪者の減少と混雑緩和を図ってまいります。翌10月には京急蒲田駅構内に新たな窓口サービス拠点を開設いたしまして、特に京急沿線にお住まいの区民の皆様が目に見える形で利便性の向上を実感していただける環境を整備してまいります。以上の2点を踏まえまして、年末までに事務処理を担うバックオフィス機能を産業プラザへ移転させ、その余剰スペースを活用して、本庁1階窓口の受付窓口を増設し、課題であった待ち時間の短縮、窓口の混雑緩和を目指してまいります。あわせて、区民サービスの質の向上と職員の働く環境整備に向けました窓口の受付時間の見直しの検討にも着手しております。引き続き、企画経営部が牽引役を担い、全庁一丸となって改革に取り組んでまいります。私からは以上でございます。

○大木区民部長 私からは、窓口混雑の対応に関する2点のご質問にお答えを申し上げます。

初めに、窓口混雑の原因分析についてでございます。今年度より順次取組を進めてまいりますおおたの窓口2.0は、大田区DX推進計画並びに大田区持続可能な自治体経営実践戦略に基づき、全ての行政手続きの原則オンライン化を目指すとともに、デジタル技術を活用した窓口DXを進めていくものです。これらは、窓口混雑による待ち時間の縮減及び来庁するという行動そのものを不要とする取組であり、ご利用される多くの区民の皆様の利便性を向上させていく効果を見込んでございます。本庁舎1階窓口と特別出張所窓口のお話もございました。これらは環境や状況が異なることから、単純比較は難しいと考えますが、窓口にお越しになる区民の皆様が必要とする手続きを正確かつ迅速に行うことが求められているという点は同様でございます。現在の窓口での処理プロセスについては、事案ごとに受付から照合、登録に必要な確認を行い、正確に処理することを最優先としてございます。そうした中でも、これまで効率的な事務処理に向けた工夫を行ってまいりましたが、今般の窓口2.0の取組を契機に、さらなる効率化を進めてまいりたいと考えてございます。

次に、マイナンバーカードの活用による工数削減のご質問ですが、全国の自治体で暫時取り組まれておりますシステム標準化への対応が大田区では一定程度進んでおり、今後、庁内でのシステム連携はもとより、他自治体との連携環境等も飛躍的に向上し、事務処理の効率化もより一層進展するものと期待をしております。こうした様々な環境整備が進む中でも、窓口では、法令等に基づく本人確認や資格確認など、デジタル化だけでは代替できない業務もございます。そのため、今後も窓口機能が一定程度必要とされることはご理解をいただけるものと存じます。窓口混雑への対応は一朝一夕には解決が難しい一方で、区民サービス向上の観点からは喫緊の課題

であると認識をしており、区民部をはじめ、窓口を所管する全ての部局、また、窓口を統括する企画経営部などとも緊密に連携し、着実に取組を進めてまいります。

なお、先ほど議員のご発言の中で、データ入力ロボットとの表現がございました。窓口に関わる職員は、それぞれプライドと強い責任感を持って日々の業務に当たっておりますので、そうした職員が誤解を招くような表現につきましては、十分にご留意いただきますようお願い申し上げます。私からは以上でございます。

○山田教育総務部長 私からは、区立中学校での生徒用女子トイレへの生理用品設置に関するご質問についてお答えをします。

区では、全ての区立小中学校の保健室に生理用品を常備しており、必要とする児童・生徒には、保健室で養護教諭が手渡しで配付をしてきました。その際、生理の問題はデリケートであることから、養護教諭が個別に児童・生徒との対話の中で、体調面のことだけではなく、心理的な不安などに寄り添い、丁寧に対応しております。こうしたことは、家庭の様々な課題や虐待の疑いなどを把握する貴重なきっかけになることもあり、大切な時間だと考えております。こうした中、生理用品が緊急的に必要となる場合などに対応するため、令和 7 年 7 月から全ての区立中学校において、トイレにも生理用品設置を始めました。お尋ねの使用状況につきましては、令和 7 年 12 月の時点において、学校や学年によって使用量が異なる状況であります。使用量が多い学校では、父子家庭や外国籍家庭のため、生理の問題について親に伝えづらくなっている可能性を示唆する養護教諭の意見などもございました。トイレへの生理用品の補充につきましては、保健委員会の女子生徒が行う学校もあれば、養護教諭が行う学校もあるなど、各中学校の事情で対応しております。さらに、養護教諭の報告によれば、生徒用女子トイレへの生理用品の設置で、急な生理の際に助かったという声がある一方で、保健室を訪れる生徒が減ったという状況も起きております。また、生理用品を自分自身で用意することを身につけさせたい時期であることを考慮した対応が今後さらに必要になると考えるといった意見もございます。教育委員会としましては、引き続き、保健室で生理用品を配付する考え方を基本としながら、女子生徒が学校生活を安心して送ることができるよう、適切に対応してまいります。私からは以上でございます。

○鈴木隆之議長 会議が長くなりましたので、しばらく休憩といたします。

午後 5 時 8 分休憩

午後 5 時 30 分開議

○鈴木隆之議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問を続けます。36 番清水ちこ議員。

〔36 番清水ちこ議員登壇〕（拍手）

○36 番（清水ちこ議員） 大田区無所属議員団の清水ちこです。本日は共同親権に関わる 4 点を質問させていただきます。

民法等の一部を改正する法律、いわゆる共同親権が令和 8 年 4 月 1 日に施行され、離婚後も父母双方が親権を持つという選択が可能となりました。これは家族観や児童福祉における歴史的な転換期であります。

共同親権のメリットは、親権争いが不要となる点、育児負担の分散、面会交流の活性化、養育費の受給率の向上などが見込まれる点があり、デメリットは、DV、虐待のリスクや、進学や引っ越しの際に元夫婦間で話し合っただけで決めなければならないため、心身への負担が増すであろう点があります。私にも賛否両方の声が届いており、子どもを連れ去られて子どもに会えなくなってしまった親にとっては共同親権は悲願であり、DV や虐待を受けるリスクがある方には恐怖であります。ある家庭にとってのメリットが、別の家庭にとっては深刻なリスクとなり得るのがこの制度の難しさです。法が施行された今、メリットを最大化し、デメリットを最小化するため、行政の役割は極めて重要であります。

改正法第 1 には、親の責務等に関する規律を新設とあり、子の利益を最優先とする旨が明文化されました。そして、改正法第 2 に、親権、監護等に関する規律の見直しとあり、共同親権であっても、日々の養育を担う監護者を定められるほか、時期を分ける期間の分掌や、テーマごとに分ける事項の分掌、さらに、意見が対立した際、裁判所が決定権を授ける特例事項の親権行使者という制度も新設されました。

そこで伺います。共同親権が施行され、親権、監護、親権行使者と仕組みや選択肢が非常に複雑化したことで、多くの方が疑問や不安を感じており、早い段階で正しく導く相談窓口の存在が不可欠です。窓口職員が法改正の内容を分かりやすく案内し、適切なアドバイスや専門機関へ確実につなげるよう、相談体制の強化、対応マニュアルの整備、職員研修の実施など、区としてどのように体制を整えていくか、現在の取組状況と今後の見通しについて見解を伺います。

次に、養育費確保支援事業における補助要件の緩和について伺います。

日本の養育費受給率は約3割と低く、課題となっておりますが、本区は公正証書作成の費用を補助する養育費確保支援事業を実施しており、養育費確保に努められていることは高く評価しております。しかしながら、補助を受けるためには、公正証書に強制執行認諾条項が含まれていることが必須となっていることから、これは不払いが発生した際に、裁判を経ずに即座に差押えができる債務名義としての実効性を担保するためであるとは思いますが、大きな課題であります。法の知識が乏しい中で、関係悪化している相手との交渉において、この認諾条項への合意を取り付けることは極めて高い心理的ハードルとなっており、制度の利用を断念せざるを得ないケースが少なくありません。

改正法第3、養育費履行確保に向けた見直しでは3点あり、1、養育費債権に優先権（いわゆる）先取特権を付与では、債務名義がなくても財産開示手続きや給与の差押えが可能、2、法定養育費制度を導入では、父母の協議等による取決めがない場合にも養育費請求が可能、3、執行手続きの負担軽減策、ワンストップ化とあり、これまでの一から裁判を起す手間に比べ、養育費確保のハードルは劇的に下がりました。

そこで伺います。改正法が施行された今、養育費確保を支えるためにも、現行の強制執行認諾条項の必須を見直し、要件を緩和し、制度をより使いやすいものにすべきと考えますが、区の見解を伺います。

次に、親子交流、旧面会交流への区独自の費用助成について伺います。

改正法第4、安全・安心な親子交流の実現に向けた見直しに、離れて暮らす親と子が面会や交流を行うためのルールが定められました。しかし、こどもの連れ去り等を懸念し、親子交流をちゅうちょするケースは少なくありません。東京都では、第三者機関が付き添う親子交流支援事業を無料で実施しておりますが、原則、月に1回、1時間以内という制限があり、親子の交流時間を十分に確保できない点が課題となっております。

この制限を補うように、品川区では、民間支援団体を利用した際の手数料を1回1万円、12回まで助成を実施、文京区では、こども1人につき10万円を助成し、月の回数制限もなく、時間制限もないので、親子の絆を深めることがかなう、大変柔軟で有益な制度になっております。

そこで伺います。経済的な事情や制度の制限によって親子交流が阻まれることのないよう、こどもたちが安心して豊かな時間を過ごせる環境を整えるため、先進事例を参考に、本区でも独自の費用助成に踏み切り、親子交流の充実を力強く後押しすべきと考えますが、区の見解を伺います。

最後に、共同親権の施行に伴い、学校は保護者と直接向き合う場であり、現場が判断を迫られる場面も増えるであろうことから、教育委員会へ2点を伺います。

1点目、学校行事への参加制限と不服への対応基準についてです。別居親から運動会や卒業式等の参加希望があった場合の対応について、法務省のガイドラインでは、運用に混乱をきたすおそれがある場合には参加制限も考えられるとされ、具体的な制限の範囲や判断基準は示されていないという現状は不安の声も多く、課題であります。実際にどのような制限を行うのか、親やこどもから不服の意見が出た場合、学校はどのように対応される想定なのか、見解を伺います。

2点目、学校間格差をなくすための体制整備について。対応が学校ごとに異なれば、現場の混乱や保護者とのトラブルに直結いたします。教員への法改正内容の周知徹底はもちろん、具体的な対応マニュアル作成や共有する仕組みが必要と考えますが、今後の教育委員会の取組をお聞かせください。

こどもたちの利益と区民の生活が守られるよう、区が後押ししていただくことを願い、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○鈴木隆之議長 理事者の答弁を求めます。

○森岡こども未来部長 私からは、改正民法に関する三つのご質問に順次お答えいたします。

初めに、共同親権制度の周知と相談体制についてのご質問です。今年4月に施行された改正民法では、親権、養育費、親子交流などに関するルールの見直しを行い、親権に関する見直しでは、離婚後に父母双方を親権者と定める共同親権が認められました。離婚前後の家庭が改正民法の内容を十分に理解し、新たな生活やこどもの将来を築いていくためには、改正内容を周知していくことが重要です。現在、区では、法務省が公開している共同親権など、法改正の解説などを区のホームページで情報提供しているほか、法務省が作成した冊子を窓口でお配りしております。また、昨年11月に弁護士を講師として、民法改正に伴う子の養育費等に関する研修を庁内で実施し、共同親権や養育費に関する改正内容を、こども未来部をはじめ、区民部、福祉部などの関係部局の職員が受講し、理解を深めました。区の窓口で共同親権に関するご相談があった際は、その内容に応じた窓口をご案内し、関係部局が連携して対応しております。引き続き、法務省など関係機関から発信される情報の収集に努め、速やかに区民の皆様へ周知を図るとともに、窓口での適切な対応に努めてまいります。

次に、ひとり親家庭等養育費確保支援事業の補助対象要件の緩和についてのご質問です。養育費は、こどもが経済的、社会的に自立するまでに要する費用で、こどもの健やかな成長の支えとなるものです。そのため、区では、国及び東京都の補助金を活用し、公正証書の作成費用などを補助するひとり親家庭等養育費確保支援事業を実施しております。区が国及び東京都の補助を受けるに当たっては、強制執行認諾条項が公正証書に記載されていることが要件となっております。養育費を確実に受け取るためには同条項が重要であり、現時点では、補助対象要件の緩和を行う考えはございませんが、引き続き養育費の確保に向けた取組を進めてまいります。

最後に、親子交流支援についてのご質問です。親子の関係性は別居や離婚後も変わることはなく、親子交流は親子の信頼関係を深め、こどもの心に安定をもたらします。しかし、父母が別居や離婚に至る事情は様々であり、安全・安心な交流の実施が難しいケースもございます。こうした課題に対応するため、改正民法では、家庭裁判所における離婚手続き中の試行的な親子交流の実施や、婚姻中別居の場合の親子交流のルールの明確化などが定められました。親子交流への支援については、改正民法の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた支援を展開している自治体をはじめ、他自治体の動向を注視しつつ、今後の研究課題としてまいります。私からは以上でございます。

○山田教育総務部長 私からは、教育に関する二つのご質問にお答えをします。

まず、運営に混乱をきたすおそれがある場合の具体的判断についてのご質問ですが、現時点で詳細な基準が国から示されていないため、教育委員会としては、個別事案ごとに学校と適切に連携の上、ケース・バイ・ケースで判断をしております。参加制限の具体例についてでございますが、例えば行事が行われている間、その保護者が学校の施設内に立ち入ることを認めないといった対応になるものと考えております。また、制限対象となった保護者、こどもから不服や反対の意見が出された場合についてですが、行事参加を制限する必要性を検討するに当たって、その内容も踏まえ、こどもの最善の利益や学校の管理などの総合的な観点から、最終的な行事参加の可否などを判断することになるものと考えております。

次に、マニュアルの作成とその周知に関するご質問ですが、国の動向を踏まえ、今年度は校長会にて教育委員会による共同親権に関する研修を予定しております。現時点では、具体的な対応マニュアルを作成することは予定しておりませんが、各学校に対しては、この種の事案については教育委員会と連携して対応するよう周知することを通じて、学校ごとに対応が大きく異なることなく、適切な判断がなされるよう、教育委員会としても対応してまいります。私からは以上でございます。

○鈴木隆之議長 次に、39番小川あずさ議員。

〔39番小川あずさ議員登壇〕（拍手）

○39番（小川あずさ議員） 立憲民主党大田区議団の小川あずさです。

まずは火災予防について質問いたします。

ニュースでも全国的に火災の報道が増え、歴史あるお寺や文化財が灰になったなど、失望するような火災が多発していると感じられる昨今です。東京消防庁が令和8年1月に発表した情報によりますと、令和7年の火災件

数が速報値で5269件で、過去10年で最多の火災件数であったとのこと。出火原因の上位は放火（疑いも含みます）とたばこで、これらが原因の火災も令和6年より増加しているのですが、さらに、電気設備機器が原因になった火災が令和7年には令和6年の約2割近く増えて、火災全体の原因の約4割を占めているとのこと。その中でも、モバイルバッテリー等の充電式電池が原因の火災が最も多いとのことでした。

このような現状を踏まえて、特に増えているモバイルバッテリー等充電式電池の扱い方の注意や、バッテリーに膨らみや発熱など異常を見つけた場合は速やかに使用をやめるなどの対処を正しく広く区民に知っていただくことが必要になってくると思います。

また、同じく発表によると、住宅火災による死者75人のうち、65歳以上の高齢者が60人と約8割にもなっています。高齢者は事態への反応でパニック状態にもなりますし、また、どこか一つでも体に痛いところや弱いところがあれば、若い人たちのように迅速に逃げることもできないかもしれないので、火災に巻き込まれるなど、危険になってしまいます。まずは特に高齢者の皆様に、そして、区民の皆様にも広く出火を防ぐ基本的なことを知ってもらい、また、出火した場合の初期行動も正しく理解してもらうための繰り返しの発信が必要かと考えます。

また、万が一に備えて、火災被害を大きく軽減する効果を持つ住宅用火災警報器を設置した上で維持管理する、また、初期消火体制を確保するマイ消火器を備えるなどの発信も同時に必要ではないかと思います。区では、これまでもホームページや区報、SNSでの発信で火災に関する情報や対策を流してはいますが、特に高齢者はSNSでの発信にあまりアクセスせず、紙媒体やポスターや、まちやテレビで流れる情報に多くを頼る傾向がありますので、それらを使った発信も重要ではないでしょうかと考えます。

そこでお尋ねですが、増えている火災から区民やまちを守っていくために、区ではどのように対策をしていき、このような現状を踏まえた上での対策はどのようにしていくのかについて、区の見解を伺います。

次に、図書館についての質問です。

私は、これまでも主張してきましたように、子育て経験や学校や塾で多くの子どもたちと接してきた経験から、読書の重要性、読書のために気軽に利用できる図書館の重要性を発言させていただいていますが、今や小学生までもスマホを持っている児童もいる状況で、スマホには次々に魅力的な映像が流れてきて、興味のある映像をついつい見てしまう結果、手間のかかる書物を読む行為がどんどん遠ざかる環境になっております。

ベネッセの2025年10月の調査によりますと、小学校1年から3年で既に読書をしないと答えた割合が33.6%と全体の約3分の1を占めており、読書時間に至っては、小学校4年生以上で減り幅が大きく、1日当たりの読書時間が2015年から2024年にかけての間、小学校高学年で6.3分、中学生は5.9分、高校生は4.9分減少し、その分、スマホ時間が大幅に増加しているとの調査結果でした。大田区の図書館では、子どもたちを読書へいざなう入り口として、読み聞かせ活動や絵本を使ったイベントなど、各図書館で定期的に行ってくださっていて好評ですが、読書習慣は、その後、なかなか定着していないのではと、このデータを見ると考えてしまいます。小学校高学年から中学生になっていくにつれて、1冊も本を読まなくなるような児童・生徒もいるとのデータもあり、確かに私も高校で教えていたとき、読書習慣のない生徒は山ほどいて、有名な文学のエピソードが通じないことがたくさんございました。

また、この分析から、学習院大学の秋田喜代美教授は、これまでの様々な調査でも読書と学力は関連しており、今回の分析で、スマホ時間と読書時間が反比例の関係にあると示されました。心に残る本があれば、生涯読書することにつながり、社会で子どもたちに読書習慣をつける活動を進めることが必要であると論じております。

こうしてみますと、読書の重要性は明らかであるため、たとえ1度、読書の習慣がなくなったとしても、読書の楽しみには人生いつから気づいたっていいのですから、小学校高学年であれ、高校生であれ、大学生であれ、その楽しみに気づいてもらうために、再び読書をする喜びを知ってもらいたいのです。人生、生きていけば、どんな人にでも必ず何かうまくいかないこと、悩んでしまうこと、つらい思いをすることなど、壁にぶつかります。そんなときに、自分の半径内にいる人たちの範囲に相談ただけで問題が解決するものではないです。そん

なとき、小説はフィクションですが、登場人物がいろいろな経験を積んでいくので、意外なところで以前に読んだ小説の登場人物の行動や言葉から、その解決法が見つかったりすることがありますし、悩みとは全然テーマが違う本の中に、読んでいううちに心が軽くなっているということも実際にはあるのです。

そんな読書から心の救いを得ることは、実は私たちの人生にとっては非常に必要なものであり、近くにあって読書できる図書館の存在は言うまでもなく重要な存在です。図書館には読書案内をしてくれる優秀な司書の方々もいて、相談に乗ってくれ、読書するには絶好の環境を提供してくれるのですから、利用していきたいものです。

そこでお尋ねですが、先ほどのデータからも見える児童・生徒の読書離れから、小学校高学年ぐらいからの読書へ興味を回帰させることが重要であり、図書館での対策をお願いしたいところですが、この世代へのヤングアダルト図書の充実や、読書回帰を後押しするような図書館の今後に向けての取組をお尋ねいたします。

また、ここ近年は、気軽に借りられる電子書籍が普及しております。私などはまだ紙の本を優先してしましますが、若い世代には電子図書もかなり普及しているようで、図書館で借りられ、そのまま、あちこちで読書できる気軽さがありますから、同時に、ヤングアダルト世代の読書人口を増やしていくのに一役買うかもしれません。

この電子図書についても、現状どんな動きがあるのか、今後に向けての対策はどうかなどをお聞かせいただきたいと思います。

ぜひ、読書から離れた人たちをもう一度戻して、豊かな人生にしていきたいと思います。質問は以上です。ありがとうございました。（拍手）

○鈴木隆之議長 理事者の答弁を求めます。

○千葉危機管理室長 私からは、火災予防に関する質問にお答えいたします。

これまで区は、地域における防災訓練や防災講話を通じて、火災予防に関する啓発を行ってまいりました。また、例年、防災週間及び防災とボランティア週間の期間中、区内4消防署と連携し、グランデュオ蒲田や本庁舎1階でポスター展示などを実施し、より多くの方に火災に関する情報を目に留めていただけるよう取り組んでおります。さらに、直近では、モバイルバッテリーに起因する火災が全国的に増加していることから、これを踏まえ、リチウムイオン電池の危険性や火災を防ぐためのポイントについて、公式LINEによる注意喚起を新たに開始いたしました。多岐にわたる火災原因について、各種広報媒体で具体的な注意事項を分かりやすく周知し、火災の発生及び被害の軽減に向けて、区民が自ら予防策を講じられるよう、効果的な啓発に引き続き取り組んでまいります。私からは以上です。

○山田教育総務部長 私からは、教育に関する二つのご質問にお答えをします。

まず、中高生世代への読書活動の支援についてのご質問でございます。区立図書館は、区民の知と読書活動を支える拠点として、様々な事業を行っております。中でも、こどもの読書活動を支えるため、各図書館では児童室を備え、読み聞かせやおはなし会を定期的に実施し、乳幼児期からの読書習慣の形成に向けた取組を積極的に実施しております。また、全館で学校図書館支援事業を実施し、調べ学習資料の提供などを行い、区立学校の読書活動を推進しております。令和8年3月に示されました第五次東京都子供読書活動推進計画策定に向けた不読率の調査では、1か月の間に1冊も本を読まなかった児童・生徒の割合は、小学校1年生では7.6%、中学校2年生では11.6%、高校2年生では36.3%となっております。この状況を踏まえ、区では、不読率が高くなる中学生に向けて、図書館司書が勧める本を掲載したブックリスト、NANIYOM2026を作成し、全生徒へ配布し、読書に対する動機づけを行っております。また、図書館を身近に感じてもらえるように、夏休みや試験期間に学習の場として多目的室を開放しているところもございます。さらに、中高生に向けた青少年を対象としたヤングアダルトコーナーを全館へ設置しており、今年度は高校生の利用促進と読書習慣の形成に向けた事業の展開を目指し、現在、指定管理者等と打合せをしているところでございます。引き続き、こどもたちの興味や関心、時代の変化に応じた多様な本との触れ合いの場を提供することで、読書活動を推進し、一人ひとりのこどもが主体的に読書に取り組めるよう、事業を展開してまいります。

次に、電子書籍についての現状及び今後の対策についてのご質問でございます。電子書籍貸出サービスは、令和元年6月にいわゆる読書バリアフリー法が制定されたことに加えて、コロナ禍の読書機会の確保などを目的として、令和3年10月に導入しております。これにより、図書館が休館等の際にも読書の機会を確保することができるようになり、区民の利便性向上に寄与していると考えてございます。当初は1万件だった閲覧タイトルも、令和7年度は約1万3000件にまで増やした結果、年間を通してサービス提供を開始した令和4年度に比べて、令和7年度の貸出回数は約4割増の3万1000回を超えております。電子書籍の主なユーザーは30代から50代の方で約6割を占めており、利用者の約7割は女性となっております。スマートフォンやタブレットを利用して閲覧できる電子書籍の利用は、子育てや仕事などで図書館に来る時間がない方の読書活動として定着し、区民の多様化するライフスタイルを考慮した利便性の高いサービスと認識しております。また、今年度からは、ご要望が多く寄せられていた料理や手芸などの電子書籍を新たに増やし、電子雑誌閲覧サービスも開始したため、利用者も増加傾向にございます。引き続き、書籍と電子書籍、それぞれの強みや特徴を踏まえ、中高生をはじめ、誰もが読書できる機会と本との出会いによる学ぶ楽しさ、知る喜びを提供できるよう努めてまいります。私からは以上でございます。

○鈴木隆之議長 以上で質問を終結いたします。

~~~~~

○鈴木隆之議長 本日の日程に入ります。

日程第1を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

日程第1

第58号議案 令和8年度大田区一般会計補正予算（第2次） ほか23件

○鈴木隆之議長 理事者の説明を求めます。

○川野副区長 ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

第58号議案は令和8年度大田区一般会計補正予算（第2次）で、今回の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7375万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額はそれぞれ3711億8656万円となります。歳入で追加する内容は、繰入金でございます。減額する内容は、国庫支出金、都支出金でございます。歳出で追加する内容は、総務費、福祉費、衛生費でございます。このほか、繰越明許費1件、債務負担行為の補正として、変更2件をお願いしております。

第59号議案は大田区特別区税条例の一部を改正する条例で、地方税法等の改正に伴い、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲を見直すほか、規定を整備するため、改正するものでございます。

第60号議案は大田区附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例で、設置目的が達成されたことに伴い、大田区選挙事務不適正処理再発防止委員会を廃止するため、改正するものでございます。

第67号議案は包括外部監査契約の締結についてで、契約の相手方は公認会計士の須山敦子氏、契約金額は1210万円を上限とする額でございます。

第68号議案は大田区立赤松小学校校舎（棟番号㊶－1ほか）取壊し及び外構整備その他工事請負契約についてで、契約の相手方は東急・河津建設工事共同企業体、契約金額は2億9865万円でございます。

第69号議案は大田区立馬込第三小学校及び仮称大田区室生犀星資料館改築その他電気設備工事請負契約についてで、契約の相手方はNAGAOKA・大電工建設工事共同企業体、契約金額は10億9450万円でございます。

第70号議案は大田区立安方中学校校舎改築その他電気設備工事（Ⅱ期）請負契約についてで、契約の相手方は株式会社NAGAOKA、契約金額は2億350万円でございます。

第71号議案は大田区立安方中学校校舎改築その他機械設備工事（Ⅱ期）請負契約についてで、契約の相手方は富田工業株式会社、契約金額は1億8040万円でございます。

第72号議案は大田スタジアム人工芝張替えその他工事請負契約についてで、契約の相手方は株式会社伊藤組、

契約金額は 4 億 150 万円でございます。

第 73 号議案は児童用防災ヘルメットの購入についてで、契約の相手方は株式会社東京商工社、契約金額は 5907 万円でございます。

第 74 号議案は大田区立南六郷くすのき園大規模改修機械設備工事（長寿命化）請負契約についてで、契約の相手方は日化設備工業株式会社、契約金額は 2 億 9700 万円でございます。

第 75 号議案は大田区立立新井第二小学校校舎改築その他機械設備工事（Ⅰ期）請負契約の変更についてで、契約金額を当初の 5 億 8300 万円から 6 億 2656 万円に、工期を当初の令和 8 年 7 月 31 日から令和 8 年 9 月 30 日に変更するものでございます。

報告第 26 号は令和 7 年度大田区繰越明許費繰越計算書で、令和 8 年度への繰越額は、（仮称）大田区子ども家庭総合支援センター施設の整備など 32 事業を合わせまして、合計 61 億 4761 万 5000 円となっております。

報告第 27 号から報告第 34 号は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づく、区が出資する法人の経営状況に関する書類の提出で、報告第 27 号は大田区土地開発公社、報告第 28 号は一般財団法人国際都市おおた協会、報告第 29 号は公益財団法人大田区スポーツ協会、報告第 30 号は公益財団法人大田区文化振興協会、報告第 31 号は公益財団法人大田区産業振興協会、報告第 32 号は株式会社大田まちづくり公社、報告第 33 号は羽田エアポートライン株式会社、報告第 34 号は一般財団法人大田区環境公社で、令和 7 年度の事業報告及び収支決算、令和 8 年度の事業計画及び収支予算に関するものでございます。

報告第 35 号は区の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分報告についてで、診察同行時における物損事故ほか 1 件について報告するものでございます。

報告第 36 号は大田区立立新井第二小学校校舎改築その他工事（Ⅰ期）請負契約の専決処分報告についてで、契約金額を当初の 33 億 7700 万円から 34 億 6757 万 4000 円に、工期を当初の令和 8 年 7 月 31 日から令和 8 年 9 月 30 日に変更いたしました。

報告第 37 号は大田区立立新井第二小学校校舎改築その他電気設備工事（Ⅰ期）請負契約の専決処分報告についてで、契約金額を当初の 4 億 6200 万円から 4 億 6625 万 7000 円に、工期を当初の令和 8 年 7 月 31 日から令和 8 年 9 月 30 日に変更いたしました。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○鈴木隆之議長 質疑に入ります。

本案については、奈須利江議員から通告がありますので、これを許します。

〔46 番奈須利江議員登壇〕

○46 番（奈須利江議員） フェアな民主主義、奈須利江です。第 58 号議案、一般会計補正予算、報告第 26 号、繰越明許費繰越計算書について質疑いたします。

財政の例外的措置と言われてきた債務負担行為と繰越明許費が多用されるようになりました。経常収支比率は財政構造の弾力性を示す指標で、大田区の経常収支比率は令和 6 年度決算で約 80% ですから、約 400 億円の弾力性があることになります。一方、債務負担行為は将来の支出をあらかじめ定めるものですから、400 億円あっても、債務負担行為などで使途が決まってしまっているものが一定額あるということです。

そこで伺います。経常収支比率から 400 億円の弾力性があるように見えますが、債務負担行為が財政を硬直させる要因になりませんか。

債務負担行為により、既に使途が定まっている金額を令和 8 年から 5 年間でいいのでお示してください。

債務負担行為で将来の支出を約束していますが、インフレなど外的要因で金額が高騰する可能性はありませんか。

会計年度独立の原則の例外として認められている繰越明許費が補正予算に 14 億円も計上されていますし、報告 27 でも 62 億円の繰越明許費が計上されていて、近年増えています。会計年度独立の原則の例外として認められている繰越明許費が増えることが決算に及ぼす影響についてお答えください。

第 59 号議案 大田区特別区税条例の一部を改正する条例につきまして質疑いたします。

地方税法等の改正に伴い、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲を見直す議案です。昨年に行われなかった公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲を本年見直すのはなぜですか。

第68号議案、大田区立赤松小学校校舎取壊し及び外構整備その他工事請負契約について質疑いたします。

この契約は、プロポーザルに基づく随意契約です。税金で行う工事の前提は入札ですが、近年、内容を重視したプロポーザルに基づく随意契約が目立っています。区は、行政内部で入札の工事単価に基づく積算を行っているから、価格は適正だと言っていますが、区民からは見えませんし、制度として担保されているわけでもありません。例えば今回の契約は、学校に隣接して鉄道が通っているので、安全な運行を守ることを付加価値として評価し、他業者ではなく、本契約の相手方を選んだと説明されました。

そこで伺います。本工事契約の金額は、通常の工事契約に比べ、付加価値部分を評価し、単価が高くなるなどしていますか。それとも、相手方を選ぶための随意契約で、工事単価は他の工事契約と変わりませんか。付加価値はどう評価されるのでしょうか。

近年の高インフレによる価格の上昇は、プロポーザルに基づく随意契約の場合にどう影響しますか。通常の入札であれば、積算根拠に基づく単価の変化の差額がインフレスライド条項に基づき精算されることになりませんが、通常の入札と同じですか。違うとしたら、どこが違いますか。

第74、75号議案、報告36、37号は、第2回定例会の当初の議案送付に間に合わず、この時期に議案と報告が送付されるのはなぜですか。

報告第27から34は、地方自治法に基づき、大田区が出資している法人の経営状況等を説明する事業の計画、決算などの報告です。

行政の市場経済化が進み、民営化や民間委託だけでなく、公民連携、サウンディング調査など、行政が出捐関係にない営利企業と情報を共有して意思決定し、相談、協力して事業執行するようになっていきますし、かつてに比べ、地方自治体がやってもよい範囲が広がり、必ずしも第三セクターにやらせなければならない事業ではなく、大田区ができる事業も増えていますが、減らすどころか、令和8年3月に出た大田区外郭団体基本方針では、区は団体新設や固定化にも触れています。外郭団体は議会や区民のチェックから遠くなりますし、民間事業者が利益を得にくい事業も安定的に区民サービスを提供できるということは、区の支出で足りない事業費を補填することになりますが、出された効果の検証は抽象的で、費用対効果も見えません。

そこで伺います。これら9外郭団体について、所管課だけでなく、大田区として、団体の必要性や他の主体に代替可能かどうかの検証を行っていますか。検証は記録に残していますか。

区が不要と判断した場合、他の出捐者の意向に左右されたり、区側が損失を被ることなく、外郭団体を廃止、解散することは可能ですか。

例えば羽田エアポートラインは区の出資が過半数を超えていますが、羽田エアポートラインを解散、廃止するには、どういった手続きを踏めばよいですか。以上です。(拍手)

○鈴木隆之議長 理事者の答弁を求めます。

○川野副区長 ただいまのご質疑に順次お答え申し上げます。

最初に、第58号議案及び報告第26号につきまして、通告がございました4点の質問にお答えいたします。

1点目についてですが、債務負担行為の設定が経常収支比率に直接的な影響を及ぼすことはございませんが、例えば債務負担行為額、特別区債現在高の合計額から基金総額を引いて算出する実質的な財政負担に影響することをOTAシティ・マネジメントレポートでもお示ししているところでございます。債務負担行為の設定に当たりましては、こうした観点を総合的に捉え、財政の健全性の確保に留意しつつ、適切に取り組んでいるところでございます。

2点目及び3点目についてですが、債務負担行為の設定に当たりましては、地方自治法に基づき、予算及び予算事項別明細書におきまして、債務負担期間、限度額、当該年度以降の債務負担額等をお示しし、議決をいただいております。これは、2か年度以上にわたる工事の実施など、長期的な事業において、その限度額等を定めるものでございます。各年度の予算額は、予算編成の過程におきまして、例えば建設資材や人件費の高騰などの

直近の社会情勢などを精査の上、毎年度の予算案として議会に提出し、ご審議いただくこととなります。また同様に、補正予算におきましても、必要に応じて、債務負担行為の追加、変更や廃止など、適切に設定しております。そのようなことから、年度ごとの支出額をお答えすることはできませんが、令和6年度決算におけます債務負担行為額を申し上げますと約771億円となっております。

4点目の繰越明許費が決算に及ぼす影響についてですが、繰越明許費は歳出予算の経費のうち、その性質上または歳入歳出予算成立後の事由に基づき、年度内に支出が完了しない見込みがある事業について、あらかじめ議会の議決を経て、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して執行することを可能とする経費でございます。繰越明許費として定めた歳出予算の経費は、その要因となる時々々の事情、事業の進捗状況等を踏まえて、主に翌年度の歳出として執行することとなるため、当該年度の歳出済額が縮減する一方、翌年度の歳出決算額が増加する方向に作用し、各年度の支出済額や執行率に一定の影響が生じます。また、当該歳出経費に充てるために必要な金額を財源として、当該年度から翌年度に繰り越さなければならないものと定められているため、当該年度の歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差額、いわゆる形式収支からその分を控除し、実質収支額を算出するなどの影響がございます。

なお、繰越明許費は、事業の確実な完遂と財源を含む予算執行の適正確保に資するものであり、区といたしましては、毎年度の決算審査の場において、繰越しの背景や事業費にとどまらず、執行状況や不用額なども含め、総合的にお示ししているところでございます。引き続き、繰越明許費が持つ役割を適切かつ効果的に活用し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、第59号議案について、通告がございました質問にお答えいたします。年金受給者が提出する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出義務範囲の見直しにつきましては、令和7年度、8年度の税制改正の大綱に基づく所得税の基礎控除の引上げに対応するものでございます。具体的な見直しの範囲の内容は、これまでの所得税の額の計算において、配偶者控除や扶養控除といった人的控除を受けようとする場合に加えまして、新たに公的年金等から源泉徴収額がなく、個人住民税においてのみ人的控除の申請が必要な場合についても提出義務の範囲とされることとなり、本年3月31日、地方税法が改正されました。この法改正を受け、大田区特別区税条例も改正し、地方税法の施行日と同じ令和9年1月1日から適用する必要があることから、本定例会において議案を提出させていただいたところでございます。

続きまして、第68号議案について、通告がございました2点のご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、本施設の敷地は鉄道に隣接し、周囲に高低差があるという極めて特殊な条件下にあり、高い施工技術力が不可欠であったため、設計から施工までを一貫して行う受注者をプロポーザル方式により選定いたしました。本工事は当該受注者との随意契約となっておりますが、区が発注する他の建築工事と同じ積算基準に基づきまして工事費を算出しているため、単価の考え方が変わることはございません。

2点目についてでございますが、インフレスライド条項は、請求時点での残工事に係る全ての単価を請求時点の物価水準に基づく単価に入れ替えて契約変更額を算出するものであり、受注者の選定方式によって、この算定方法が変わることはございません。

次に、第74号議案、第75号議案及び報告第36号、報告第37号につきまして、通告がございました質問にお答えいたします。

初めに、第74号議案 大田区立南六郷くすのき園大規模改修機械設備工事（長寿命化）請負契約につきましては、当初、4月3日に入札を行い、建築工事と同じく、令和8年第1回臨時会への議案提出を予定しておりましたが、入札不調となったものでございます。臨時会で議決いただいた建築工事につきましては請負事業者が決まっており、機械設備工事の請負業者が決まらなければ、南六郷くすのき園大規模改修工事の工事日程に多大な影響が生じるため、速やかに再入札手続きを行う必要がございました。再度の入札不調を避けるため、広く入札参加者を募るための募集期間や、入札参加者の入札額算定のための積算期間を十分考慮し、入札手続きを進めた結果、6月5日の入札で落札されたため、今定例会に議案として提出させていただいたものでございます。

また、第75号議案及び報告第36号、報告第37号の大田区立入新井第二小学校校舎改築その他工事（I期）につ

きましては、令和8年8月14日工期となつてございますが、中東情勢の変化による影響を受け、塩ビ管等の必要資材の納期が未定となり、建築、電気設備、機械設備工事ともに、急遽、工期を延長するための契約変更を行う必要が生じました。そのため、当初の議案送付の予定に間に合わなかったものでございます。

最後に、報告第27号から報告第34号につきまして、通告がございました3点についてお答えいたします。

1点目についてですが、外郭団体が果たすべき役割等については、大田区外郭団体等のあり方検討委員会において検討を行い、令和4年に大田区外郭団体等に関する基本方針を策定いたしました。また、同方針に基づき、令和4年度以降、毎年度、外郭団体の事業、組織、人員、財政状況の効果検証も行っております。加えて、昨年度はこれまでの効果検証の総括を行い、その結果につきましても、常任委員会でご報告の上、ホームページで公開してございます。

2点目についてでございますが、外郭団体の解散につきましては、各団体の定款や法令等に基づいて実施されるものであり、区単独の判断のみで決定されるものではございません。また、区が出資、出捐を行っている外郭団体について、解散に伴い、区が他の出捐者等に対して損失補償や損害賠償等を負うことを定めた契約はございません。

3点目につきましては、区の出資が過半数を超える団体であっても、2点目でお答えいたしましたとおり、各団体の定款や株主総会の決議等の法令で定める手続きを経て決定されます。以上でございます。

○鈴木隆之議長 以上をもって質疑を終結いたします。

本案については、報告第26号から報告第37号に至る12件を除き、いずれも所管総務財政委員会に付託します。

~~~~~

○鈴木隆之議長 日程第2を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

日程第2

第61号議案 大田区立区民センター条例の一部を改正する条例

○鈴木隆之議長 理事者の説明を求めます。

○川野副区長 ただいま上程されました第61号議案は大田区立区民センター条例の一部を改正する条例で、洗足区民センターを廃止するため、改正するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○鈴木隆之議長 質疑に入ります。

本案については、奈須利江議員から通告がありますので、これを許します。

〔46番奈須利江議員登壇〕

○46番（奈須利江議員） フェアな民主主義、奈須利江です。第61号議案 大田区立区民センター条例の一部を改正する条例につきまして質疑いたします。

この議案は、洗足区民センターを廃止するための条例改正です。

大田区の区民センターは、かつてはこの洗足区民センターを含め、区に6か所ありましたが、大田区民センターが廃止になり、それに続き、洗足区民センターもこの議案で廃止しようとしています。蒲田にあった大田区民センターの跡には新蒲田一丁目複合施設が建設され、区民センターに代わって、現在、大田区区民活動施設条例に基づき、大田区区民活動施設カムカム新蒲田が建設されています。

大田区立区民センター条例は、区民に研修、集会などを提供することによって、区民の文化活動及び地域活動の促進を図り、文化の向上、地域の振興に寄与するためと書かれています。

そこで伺います。区民センター条例で位置づけられている施設の役割は果たせてきましたか。

研修と書かれていますが、研修の機会を区は区民に提供してきましたか。

役割を果たせていないとすれば、何が原因だと思いますか。

この条例廃止後、複合施設に入る予定の新しい施設は、現在、洗足区民センターが担っている役割を引き継ぐ

ことになりますか。それとも、新たに担う役割、失われる役割がありますか。以上です。(拍手)

○鈴木隆之議長 理事者の答弁を求めます。

○川野副区長 第61号議案につきまして、通告がございました4点の質問にお答え申し上げます。

1点目から3点目についてですが、区民センターは、昭和44年、老人、幼児、児童及び青少年によりよい環境を与え、区民に集会の場等を提供することによって、その福祉の増進に貢献することを目的として、条例を制定し、施設を設置いたしました。その後、幾度かの条例改正を経て、平成5年度から地域振興部へ所管変更し、地域の振興に寄与することを意図して、現在の設置目的である、区民に研修、集会の場を提供することによって、区民の文化活動及び地域活動の促進を図り、文化の向上、地域の振興に寄与することへの条例改正に至る経過の中で、区民センターはその時代に求められる役割を果たしてまいりました。具体的には、区民が学び、交流し、発表する学習活動やサークル活動など、研修、集会の場を区が提供し、区民の皆様の主体的な活動環境を整備することが基本でございます。こうした地域に根差した活動が積み重なることが、文化活動や地域活動の促進につながり、文化の向上、地域の振興に資するものとなるため、施設の共用部を含め、良質な施設環境を提供することをはじめ、視認性の高いホームページを通じた周知など、区民の施設に対する利便性を確保し、利用を促進することが、その役割を果たす前提と考えてございます。

例えば本議案の洗足区民センターにおきましては、入り口には利用者の皆様が交流できる広いロビーの設置、館内の案内表示や、十分な日常清掃を実施する上での美観の維持といった利用環境の改善をはじめ、視認性の高いホームページを作成し、月々の催しや今後の改築に関する情報をタイムリーに周知するといった運用面の工夫など、利用者のご要望にもお応えできるよう、改善に取り組んでいるところでございます。こうした環境の整備に加えまして、活動の質を高める目的で、指定管理者が中心となり、区民の声を取り入れ、企業やNPOなどの地域団体等と連携協働した講座や研修の場を提供しております。加えて、集会室による地域活動や文化活動、体育室によるスポーツ活動など、活動の担い手や参加者が広がり、さらなる文化活動や地域活動の促進に資する取組も実践し、区民センター条例に規定した役割に厚みを持たせ、着実に区民センターの役割を果たしてきたものと認識してございます。

4点目につきましては、洗足区民センター廃止後に新たに設置を予定している複合施設は、「つながる・ひろがる地域の輪」というコンセプトの下、全ての地域住民の皆様の多様なつながりを大切に、生涯にわたり新たな出会いや発見が地域の力の向上につながる施設を目指しております。これを踏まえて、区民センター条例に基づく施設の目的や意義に沿った施設機能の継続性を確保することはもとより、利用状況やニーズ、社会情勢の変化等を的確に捉え、新たな機能の拡充も視野に入れながら、地域の新たなランドマークとなるよう、施設整備を図っております。具体的には、複合施設として、貸し館機能である体育室や多目的室に加え、高齢者支援機能であるシニアステーション、こどもの居場所機能である児童館、子育て支援機能であるキッズなを一体的に配置いたします。特に多目的室につきましては、既存の集会機能に加え、軽運動利用など、諸室の多機能化や部屋の一体的な活用によるフレキシブルな利用ができる新たなしつらえといたします。加えて、地域の皆様の作品展示等ができるエントランスホールをはじめ、談話や勉強等ができる交流スペース、少人数での読書、囲碁ができるくつろぎスペースを配置するなど、多世代の地域住民の交流がより一層図られる場所として、ゆとりあるスペースを多く確保した設計といたしてございます。

したがって、新たなこの施設においても、現洗足区民センターが有する機能が失われることなく、機能面を充実したものとしております。以上でございます。

○鈴木隆之議長 以上をもって質疑を終結いたします。

本案については、所管地域産業委員会に付託します。

~~~~~

○鈴木隆之議長 日程第3を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

日程第3

第62号議案 大田区立特別養護老人ホーム条例に規定する大田区立特別養護老人ホーム蒲田の供用停止に関する条例 ほか1件

○鈴木隆之議長 理事者の説明を求めます。

○川野副区長 ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

第62号議案は大田区立特別養護老人ホーム条例に規定する大田区立特別養護老人ホーム蒲田の供用停止に関する条例で、大田区立特別養護老人ホーム蒲田の大規模な改修を行うに当たり、当該改修の期間、その供用を停止するため、制定するものでございます。

第63号議案は大田区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例で、大田区立蒲田高齢者在宅サービスセンターの一時移転及び大田区立糎谷高齢者在宅サービスセンターの移転のため、改正するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○鈴木隆之議長 本案については質疑の通告がありませんので、いずれも所管健康福祉委員会に付託します。

~~~~~

○鈴木隆之議長 日程第4を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

日程第4

第64号議案 大田区立シルバーピア条例に規定する大田区立シルバーピア蒲田の供用停止に関する条例

○鈴木隆之議長 理事者の説明を求めます。

○川野副区長 ただいま上程されました第64号議案は大田区立シルバーピア条例に規定する大田区立シルバーピア蒲田の供用停止に関する条例で、大田区立シルバーピア蒲田の大規模な改修を行うに当たり、当該改修の期間、その供用を停止するため、制定するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○鈴木隆之議長 質疑に入ります。

本案については、奈須利江議員から通告がありますので、これを許します。

〔46番奈須利江議員登壇〕

○46番(奈須利江議員) フェアな民主主義、奈須利江です。第64号議案 大田区立シルバーピア条例に規定する大田区立シルバーピア蒲田の供用停止に関する条例について質疑します。

この議案は、大規模な改修のため、供用停止するための議案です。

供用期間、区民はこの施設がない状況に置かれますが、問題なく区民が暮らせるという判断だと思います。大田区は住宅政策において、民間が整備する住宅の活用も考えていますから、民間も活用すべきというのが大田区の考えです。

一方で、シルバーピアをはじめとした行政が整備する住宅は、募集すると高倍率で、区民がこうした住宅に暮らすことを質の面からも価格の面からも望んでいることが分かります。

そこで伺います。シルバーピアの大規模改修における住宅の改修基準を、面積、バリアフリー、トイレ、洗面、風呂、キッチン、採光など、基本的な整備基準を簡単でいいのでお示してください。

一方で、特区民泊などの規制緩和は、特区民泊を住宅として使用してよいという国の判断もあって、結果、狭くて、プライバシーの確保も、風呂やトイレや台所なども共用で、区民の住環境を悪化させる要因になっています。ところが、急激な物価の高騰で、こうした安価な住宅を選ばざるを得ない区民が増えることが予想され、中でも高齢者など低所得者がこうした住宅に住まざるを得ないことが見込まれます。区長が進めてきた特区民泊などが、結果、旅館業法の規制緩和を進め、住宅としても使用できることから、区民の住宅の質を低下させることになっています。中でも高齢者は経済的にも厳しい状況に置かれることが予想され、区が高齢者の生活の安定と

福祉の増進に寄与するため、莫大な税金をかけ、今回のようにシルバーピアを整備しても、一方で、住宅の質の低下にかじが切られていて、全体的な底上げになりません。

そこで伺います。区は、こうした状況を認識していますか。

シルバーピアだけでなく、全体を見据えた生活の安定と福祉の増進に寄与する高齢者の住宅政策の必要性についてどう考えますか。以上です。(拍手)

○鈴木隆之議長 理事者の答弁を求めます。

○川野副区長 第64号議案につきまして、通告がございました3点の質問にお答えいたします。

1点目についてですが、区立シルバーピア蒲田における住戸専用面積は約30平方メートルでございます。また、台所、浴室、トイレなどを設けており、他のシルバーピア同様、バリアフリー対応が基本となっております。大規模改修時におきましても、設備機能の維持回復を基本としつつ、トイレ、洗面設備等はより使いやすく、清潔な空間に、浴槽はまたぎやすいものに改修するなど、居住性やバリアフリー対応等、安全性に配慮した住宅機能の改善を図ってまいります。

2点目、3点目についてでございますが、高齢者の住環境の悪化については、個別の環境や生活状況における主観的な評価が含まれるため、一概には断定できませんが、高齢者を取り巻く住環境につきましては、社会環境や高齢社会が進展する中で変化しており、高齢者世帯やひとり暮らし高齢者世帯の割合は、近年、増加傾向にございます。また、現下の社会経済情勢の下で、食料費、光熱水費や家賃などの物価が上がっているなど、一部の高齢者の方は住環境も含めた生活の質についても影響があるものと認識してございます。区におきましては、高齢者の住宅政策を単なる住まいの提供だけではなく、住環境の整備と併せて、ハード、ソフト両面から住環境の改善に取り組んでいるところでございます。例えば高齢者が安心して暮らせる生活環境を確保するため、住宅に困窮しているご高齢の方に対しましては、シルバーピアに加え、区が借り上げた民間アパートを活用し、生活の安定を図る高齢者アパートの提供、居住支援協議会などを通じて、高齢者を含めた住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅への円滑な入居に向けた支援など、高齢者専用の住居提供の支援策を整えてございます。また、住宅のバリアフリー化の促進や地域包括ケアシステムを通じて、ご高齢の方が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、多種の連携を推進しつつ、地域住民とのつながりが安心をつくり出す施策を併せて進めております。

シルバーピアにおきましては、緊急時の対応や日常生活の相談に応じる生活協力員を派遣しているほか、緊急通報システムを配置し、ご高齢の方に配慮した安全で利便性の高い住宅の供給に努めているなど、様々な支援を行っているところでございます。引き続き、ハード・ソフト施策両面から、高齢者の皆様が住み慣れた環境でいつまでも安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。以上でございます。

○鈴木隆之議長 以上をもって質疑を終結いたします。

本案については、所管まちづくり環境委員会に付託します。

~~~~~

○鈴木隆之議長 日程第5を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

日程第5

第65号議案 大田区立児童館条例に規定する大田区立蒲田児童館の供用停止に関する条例 ほか1件

○鈴木隆之議長 理事者の説明を求めます。

○川野副区長 ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

第65号議案は大田区立児童館条例に規定する大田区立蒲田児童館の供用停止に関する条例で、大田区立蒲田児童館の大規模な改修を行うに当たり、当該改修の期間、その供用を停止するため、制定するものでございます。

第66号議案は大田区立児童館条例の一部を改正する条例で、上池台児童館の一時移転のため、改正するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○鈴木隆之議長 質疑に入ります。

本案については、奈須利江議員から通告がありますので、これを許します。

〔46番奈須利江議員登壇〕

○46番(奈須利江議員) フェアな民主主義、奈須利江です。第66号議案、大田区立児童館条例につきまして質疑いたします。

上池台児童館の一時移転のため、住所を変更するための条例改正です。移転先は公園に隣接した場所で、しかも、公園も拡張したところです。

そこで伺います。移転先の児童館は、どのような施設を、いくらぐらいで整備しますか。

移転先で児童館を改築することは考えませんでしたか。それはなぜですか。以上です。(拍手)

○鈴木隆之議長 理事者の答弁を求めます。

○川野副区長 第66号議案につきまして、通告がありました2点のご質問にお答えいたします。

1点目につきましては、今回の仮移転先は、上池台児童館の改築工事期間中においても、現行の児童館と同様、学童保育のほか、乳幼児親子から小学生、中高生まで、幅広い年代の児童が利用できるよう、リースにより仮設館舎として整備するもので、契約額は2億5850万円となっております。

2点目についてですが、(仮称)上池台二丁目複合施設は、「つながる・ひろがる地域の輪」をコンセプトに、全ての地域住民の多様なつながりを大切に、生涯にわたり新たな出会いや発見が地域の力の向上につながるよう、全ての地域住民の交流の場、全世代の学び場とすることを目指して建て替えを行うものであるため、上池台児童館のみの移転は想定しておりません。なお、当該施設の整備地は令和7年2月に三本松児童公園の拡張用地として都市計画決定がされていることから、この地で児童館を改築することはできません。以上でございます。

○鈴木隆之議長 以上をもって質疑を終結いたします。

本案については、いずれも所管こども文教委員会に付託します。

~~~~~

○鈴木隆之議長 日程第6を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

日程第6

議員提出第1号議案 大田区高齢者補聴器購入費助成条例

○鈴木隆之議長 提出者の説明を求めます。

〔29番すがや郁恵議員登壇〕(拍手)

○29番(すがや郁恵議員) 日本共産党大田区議団のすがや郁恵です。議員提出第1号議案 大田区高齢者補聴器購入費助成条例について、提出者を代表して提案理由を説明させていただきます。

大田区では、この4月から高齢者の補聴器購入費助成金を引き上げ、制度の改善も図られました。このことは区民の声に応えることであり、党区議団は評価するものです。

しかし、今回も提案をしますのは、改善されたとしても補聴器は高額なため、購入することが難しいからです。

今条例案は、聴力の低下により日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し、補聴器購入費をさらに助成することにより、よりよいコミュニケーションを確保するとともに、外出及び地域交流を支援し、並びに、ひきこもりを防止し、高齢者の福祉増進に資するため、条例を制定する必要があるため、この条例案を提出するものです。

ご審議の上、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で提案理由といたします。(拍手)

○鈴木隆之議長 本案については質疑の通告がありませんので、所管健康福祉委員会に付託します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○鈴木隆之議長 日程第7を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

日程第7

宮城県東松島市議会親善訪問に伴う議員の派遣について

○鈴木隆之議長 本件については質疑の通告がありません。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条第3項の規定に基づき、委員会への付託を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木隆之議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本件については討論の通告がありません。

採決に入ります。

本件は、先に配付しましたとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木隆之議長 ご異議なしと認めます。よって本件は議員を派遣することに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○鈴木隆之議長 日程第8を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

日程第8

セーラム市親善訪問に伴う議員の派遣について

○鈴木隆之議長 本件については質疑の通告がありません。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条第3項の規定に基づき、委員会への付託を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木隆之議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論に入ります。

本件については、すがや郁恵議員から通告がありますので、これを許します。

〔29番すがや郁恵議員登壇〕

○29番(すがや郁恵議員) ただいま上程されましたセーラム市親善訪問に伴う議員の派遣について、党区議団を代表して、反対する討論を行います。

今回のセーラム市親善訪問は、調査活動を行わず、セーラム市と大田区姉妹都市締結35周年、アメリカ建国250年、セーラム市建都400年を迎えるため、セーラム市から招待を受けて、大田区議会から議員派遣を行うものです。

大田区とアメリカ・マサチューセッツ州セーラム市は、大森貝塚を発見したエドワード・S・モース博士の故郷がセーラム市であるという歴史的なご縁から、1991年に姉妹都市提携を結びました。そのことによって中学生の海外派遣事業や市民訪問団の相互交流が行われています。

党区議団は、友好親善、訪問、交流を図ることは否定しておりません。しかし、物価高騰やイラン戦争などの影響で物が値上がりして買えない、仕事はあっても材料が届かない、先の見通しがらないなど、区民の暮らしや営業が危機に直面しています。このようなときに5人もの議員が区民の税金、公費で行くことが区民の理解は得られるでしょうか。

昨年12月に行ったセーラム市親善訪問調査では、3泊6日で1人当たり215万円を支出しています。今回の親善訪問は2泊5泊と1泊短いものの、5人の参加で、昨年度並みの費用がかかることが見込まれ、区民の理解は得られません。周年の行事であるならば、議長のみとするなど、代表にすべきです。

よって、セーラム市親善訪問に伴う議員の派遣に反対します。

以上で反対の討論を終わります。(拍手)

○鈴木隆之議長 以上をもって討論を終結いたします。

[46番奈須利江議員棄権]

○鈴木隆之議長 採決に入ります。

本件を起立により採決いたします。

本件は先に配付しましたとおり議員を派遣することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○鈴木隆之議長 起立多数であります。よって本件は議員を派遣することに決定いたしました。

[46番奈須利江議員入場]

~~~~~

○鈴木隆之議長 日程第9を議題とします。

[高野事務局長朗読]

日程第9

8第24号 区議会において出された質問に誠実に丁寧に回答されることを求める陳情 ほか1件

○鈴木隆之議長 お諮りいたします。本件については、いずれも交通政策調査特別委員会に付託することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木隆之議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

~~~~~

○鈴木隆之議長 日程第10を議題とします。

[高野事務局長朗読]

日程第10

8第22号 新ルート・B滑走路南向き離陸の中止・撤回を大田区から国に求めて頂きたいと願う陳情

○鈴木隆之議長 お諮りいたします。本件については、羽田空港対策特別委員会に付託することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木隆之議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

~~~~~

○鈴木隆之議長 次に、請願・陳情の付託について申し上げます。今回受理しました請願・陳情は、ただいま特別委員会に付託しました3件を除き、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ所管常任委員会及び議会運営委員会に付託します。

~~~~~

○鈴木隆之議長 以上をもって本日の日程全部を終了いたしました。

お諮りいたします。明6月18日から6月24日までは委員会審査のため休会とし、来る6月25日午後1時に会議を開くことにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木隆之議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ただいまご着席の方々には改めて通知はいたしませんので、そのようにご了承願います。  
本日はこれをもって散会いたします。

午後６時45分散会